

1951年7月20日第3種郵便物認可 2024年9月1日発行 毎月1回1日発行第74巻第8号

ISSN 0913-6134

農村と都市をむすぶ

研究会 令和五年度 食料・農業・農村白書をめぐって

司会 西川 邦夫

報告者 小林 信一

コメント 植杉 紀子 ほか

特集 令和五年度 水産白書の内容と特徴

堀口 健治 廣吉 勝治 工藤 貴史 宮澤 晴彦 佐野 雅昭

佐々木貴文

長崎県におけるアジア・アフリカ支援米活動 椎山和久

2024年 8・9 月合併号 NO.870



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ 二〇二四年八・九月合併号(第八七〇号) 研究会 令和五年度 食料・農業・農村白書をめぐって

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可
二〇二四年九月一日発行 毎月一回一日発行 第七四巻第八号

農村と都市をむすぶ 頒価二一〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二フー
全農 農林労働組合
農村と都市をむすぶ編集部
TEL 〇三三五〇八一四三五〇



「しっかり糖分を蓄えて(ビート畑)・北海道芽室町」(帯広分会)
表紙の写真は、北海道・十勝平野の南西部に位置する中札内村にある一本山展望タワーから望む雄大な十勝平野です。日本の食糧基地と言われる北海道においても最大の農産物主産地である十勝平野は、十勝川をはじめとする河川により形成された肥沃な土地であり、日本有数の晴天率を誇っています。同村は朝ドラの「なつぞら」のロケ地としても有名で、展望台からの眺めはまるでパッチワークのような景色です。
また、上掲の写真は、同じく十勝平野の中西部に位置する芽室町のビート畑です。甜菜という方が馴染みやすく、精製された甜菜糖には上白糖やグラニュー糖等とは異なり、オリゴ糖やミネラルを含んでいます。なお、芽室町は有数の農業地域で、(独)農研機構の出先や自治体の研究機関などもあり、まさに北海道、さらには日本農業の重要拠点と言っても過言ではありません。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会 (農林行政を考える会)

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集長	安藤部信治	東京大学教授
編集委員	堀神山信一	東洋大学名誉教授
	小坂雅一	早稲田大学名誉教授
	秋山滋夫	農政ジャーナリスト
	友田満夫	静岡県立農科大学名誉教授
	作山巧夫	日本農業研究所研究員
	西川邦夫	宇都宮大学特任教授
		日本大学准教授
		明治大学教授
		茨城大学准教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介

バイデン政権下の アメリカ農業・農政

バイデン政権下での農業・農政をとらえて
日本農政の現状と課題を見つめる

服部信司 著

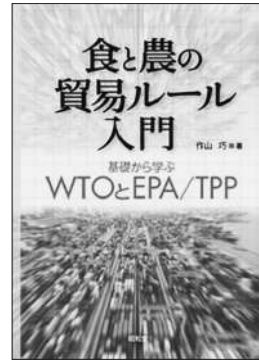


食と農の貿易ルール入門

基礎から学ぶWTOとEPA/TPP

WTO、EPA、TPP、FTA、メガFTA—新聞やテレビでは、貿易交渉をめぐるさまざまな言葉が飛び交っている。とっつきにくく感じることも多いニュースを、どうすれば理解できるのか？重要なキーワードのわかりやすい解説や「新聞記事で学ぶ」というコーナーとともに、食や農に関わる人が知っておくべき貿易ルールを基礎から学ぶ。

作山 巧 著



農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革

安倍・菅政権下のTPPと農協改革の背景

第2次安倍政権では、自民党農林族・農水省・農協から成る農政トライアングルが崩壊し、TPP締結や全中解体のような急進的な農政改革が首相官邸主導で実現した。その背景にある地殻変動を、TPP参加協議にも従事した元農水官僚の研究者が明らかにする。

作山 巧 著

◎「バイデン政権下のアメリカ農業・農政」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部（TEL03-3508-4350）、「食と農の貿易ルール入門」は昭和堂（TEL075-502-7503）、「農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革」は農林統計協会（TEL03-3492-2990）までお問い合わせください。

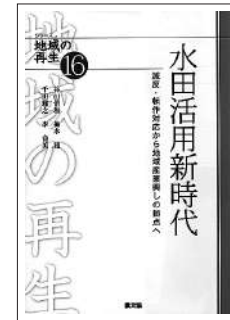
「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介

水田活用新時代

—減反・転作対応から地域産業興しの拠点へ—

谷口信和・梅本 雅・千田雅之・李 侖美 著

米価下落、TPP・自由化路線に抗し、
水田を地域農業・産業の拠点として
活かすための実践的提案の書



「農政改革」下の農業・農村

神山安雄 著



「日本酪農への提言」

持続可能な発展のために

小林信一 著

◎「水田活用新時代」は農文協（農業書センターTEL03-6261-4760）、「農政改革下の農業・農村」は農林統計出版（TEL03-3511-0058）、「日本酪農への提言」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部（TEL03-3508-4350）までお問い合わせください。



「白書研究会より」（編集部）

目 次

研究会 令和五年度 食料・農業・農村白書をめぐって ……（４）

司 会 西川 邦夫
 報 告 者 小林 信一
 コメント 植杉 紀子 ほか
 出 席 者 谷口 信和 安藤 光義 服部 信司 堀口 健治
 神山 安雄 矢坂 雅充 作山 巧

特集 令和五年度 水産白書の内容と特徴

急激な変化に揺さぶられる日本の漁業・水産業
 —総「縮小」化をどう跳ね返すか ……堀口 健治（41）
 『令和五年度水産白書』の内容と特徴
 —特集「海業による漁村の活性化」について—
 ……廣吉 勝治（43）
 漁村の発展方向と海業振興の課題 ……工藤 貴史（50）
 漁家経営の維持・再生と海業推進のあり方 ……宮澤 晴彦（57）
 養殖業成長産業化政策の課題と展望～海面魚類養殖を中心に
 ……佐野 雅昭（66）
 漁村の「縮小」と水産業の労働力問題
 —外国人労働力依存の新展開— ……佐々木貴文（78）

長崎県におけるアジア・アフリカ支援米活動 ……椎山 和久（89）

[時評] 基本法改正の後を考える ……M2号（2）

☆表紙写真 「一本山展望タワーからの十勝平野・北海道中札内村」（帯広分会）
 「農村と都市をむすぶ」2024年8・9月合併号（第74巻第8号）通巻第870号

基本法改正の後を考える



食料・農業・農村基本法が改正された。

政治主導で開始された基本法の改正は短期間で結論が出され、農村の現場から湧き上がる意見を十分汲み上げることではできなかったように思う。実際のところ、基本法改正によって目玉となるような新しい政策は用意されていない。中小規模の経営を「農業を担う者」として位置づけた農協経営

基盤強化促進法の改正、みどりの食料システム法の制定、スマート農業推進のための予算確保などは改正前から確定済みである。こうした既存の政策に手を触れないことが、可能な限り早く仕上げるための、また、改正の論議に消極的な省内をまとめるための必須条件であったように部外者にはみえるが、どうだろうか。間違っていたらご容赦願う次第である。

この点はともかく、新規の予算を必要としない範囲で基本法改正を行わなければならないという強い制約がある中で、言い換えれば、どう頑張っても五〇点しか取れない試験問題に向き合い、一つの取りこぼしもなく五〇点満点を獲得した官僚の優秀さを改めて認識したというのが、今回の基本法改正をめぐる一連の顛末についての

率直な感想である。

この後は食料・農業・農村基本計画の策定が始まり、議論は次のステージに移行する。

本稿では、改正基本法の弊害を除いてリバランスを図り、農村の現場にとって意味があるものにするための提案を行いたい。

（改正基本法の狙いは「上からの技術革新」の推進）

改正基本法に基本理念として新たに「環境と調和のとれた食料システムの確立」が加わった。これが「環境負荷低減」「技術革新」の二つをキーワードとして「農業の持続的な発展」「多面的機能の発揮」という二つの基本理念を規定する関係になったと考えることができる。これはある意味、「上からの技術革新」の推進である。

具体的には、農業のグリーン化⇨環境負荷低減には「グリーン化推進の技術革新」が必要であり、そのための投資をみどりの食料システム法の計画認定制度で支援を行い、農業従事者の減少には「スマート農業」という技術革新による対応が不可欠であり、その推進をスマート農業技術活用促進法が支えることになった。両者とも低利融資と税制上の優遇措置がメリット措置として講じられている。また、技術革新を遂行する農業経営の自己資本の充実を図るため食品産業等による出資規制を緩和する農地法改正が行われた。

「環境と調和のとれた食料システム」の主体として想定されているのは食品関連産業と大規模雇用型法人経営である。「上からの技術革新」の推進によって農業者の資本への包摂を進め、食品関連産業との一体化を通じて農業の産業化を実現することが今回の基本法改正の狙いであり、その先に「輸出の促進」「輸出産地の形成」が位置しているのである。

（「下からの対抗軸」構築による換骨奪胎）

改正基本法には「農業生産活動における環境への負荷の低減は、農業の自然循環機能の維持増進に配慮して行わなければならない」という記述がある。「農業の自然循環機能」の重視として捉えることができる。それに該当するのは有機農業、自然農法、放牧だが、そうした農法の多くは生産現場での創意工夫であり「下からの技術革新」と呼ぶべきものである。これらに対抗軸として育てることで、現場の側から改正基本法を換骨奪胎することができのではないか。農村の現場からのボトムアップの動きを育て、改正基本法のリバランスを施策レベルで図ることを基本計画に求めたい。

提言は次の五つである。

①みどりの食料システム法は「川上」の農業生産を重視した運用とすべきである。画一的ではない地域的多様性に富む、自然循環機能を有する農業・農法を中心に据

え、農業のあり方を抜本的に再検討することがゴールへの近道だと考える。

②環境負荷低減活動の普及には直接支払いの拡充が不可欠である。環境公共財供給への支払いに傾斜した英国の政策を他山の石とし、アジアモンスーンの日本にふさわしい制度の創出が求められる。

③構造政策と農村政策の橋渡し役として農地を保全し、農村社会を維持してきた集落営農の将来展望を検討する必要がある。集落営農の活用は、環境負荷低減活動の面的な拡大と食料安全保障のための農地保全に寄与するはずである。

④地域計画を単なる農地集積計画ではなく農業者自身にとっての地域営農計画にまでブラッシュアップする必要がある。それは食料供給力の強化に貢献するはずである。地域計画の策定はむらづくりであり、農村政策とのオーバーラップを意識しながら推進していく必要がある。

⑤農村の振興に関連する施策はいずれも重要だが、全体としての統一性に欠ける。それは将来の確たる農村像がないためである。人口減少が進む将来の農村のあり方について国民的な議論を行い、目指すべきコミュニティの姿を検討することが求められる。

（M2号）

研究会

令和五年度 食料・農業・農村白書をめぐって

○西川 それでは、時間になりましたので、今年度の「食料・農業・農村白書」に関する研究会を始めます。私、司会を務めさせていただきます茨城大学の西川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日はお忙しいところ、農林水産省の皆様方にはお時間を頂き、ありがとうございます。

本日の流れですが、お手元にある議事次第に沿って進めます。



西川 邦夫 氏

まずは、静岡県立農林環境専門職大学名誉教授の小林先生から、今年度の白書に対する質問等を述べていただき、その後、農林水産省から御回答いただきます。その

後、小林先生から追加の御質問を頂くという流れで行きたいと思います。

それでは、小林先生、早速ですが、二〇分程度で御質問をよろしくお願いたします。

○小林 ただいま御紹介いただきました静岡県立農林環境専門職大学の小林と申します。本日はよろしくお願いたします。

本白書は、農業・食料の現状を知るために、大変勉強



小林 信一 氏

になります。担当官の毎年のご苦労に対して、まず感謝をお伝えしたいと思います。本来であれば、白書全体の流れですとか、特徴等をお話しすべきなのかもしれませんが

研究会出席者

(2024年7月9日 於：東京都・農林水産省会議室)

司会 西川 邦夫

報告者 小林 信一

コメント：(農林水産省)

植杉 紀子	大臣官房	広報評価課	情報分析室	室長
埜野 俊介		政策課	課長補佐	
金子 宜正		政策課	食料安全保障室	課長補佐
原田 健一		環境バイオマス政策課	課長補佐	
稲垣 圭介		環境バイオマス政策課	課長補佐	
宮田 英明		みどりの食料システム戦略グループ	課長補佐	
木村 崇之	新事業・食品産業部	企画グループ長		
岡村 行岳	消費・安全局	動物衛生課	課長補佐	
伊藤 圭	輸出・国際局	輸出企画課	課長補佐	
須藤 亨		国際経済課	課長補佐	
丸野 吾郎		規制対策グループ	(総括)	
宮田 杏奈		海外連携グループ	係長	
今井 彰子	農産局	農業環境対策課	課長補佐	
平田 裕祐	畜産局	牛乳乳製品課	課長補佐	
香川 仁志		食肉鶏卵課	課長補佐	
赤荻 周悟		畜産振興課	畜産専門官	
安松 恵一郎		飼料課	課長補佐	
尾原 博志		飼料課	課長補佐	
村本 淳	農村振興局	総務課	課長補佐	
深澤 慎紀		地域振興課	課長補佐	
木原 伸英		地域振興課	課長補佐	
櫻井 靖士		地域振興課	係長	
河野 大輔		農地資源課	課長補佐	

出席者

谷口 信和 安藤 光義 服部 信司 堀口 健治
神山 安雄 矢坂 雅充 作山 巧



が、二〇分という限られた時間でですので、私の質問では
ぼいっばいになってしまうと思います。とは言いましても、
今年の特徴は何と言っても食料・農業・農村基本法の
見直し、検証ということでありまして、それが特集の
最初にありますので、そこについてちょっとだけ触れて
おきたいと思います。

基本法改定については、「農村と都市をむすぶ」の中
でも再三特集いたしましたので、私の意見も述べておりま
す。私は、今でも見直しは必要なかったのではないかと
思っておりますが、一つの特徴としては、食料安全保障
を前面に、しかも平時も含めたという点だと理解してい
ます。私は、旧食料・農業・農村基本法の中で述べられ
ている「食料の安定供給」ということで良かったのでは
ないかと思っています。ただ、この白書の中で、FAO
の食料安全保障の四つの要素を説明していますが、参考
になりました。つまり供給面、アクセス面、利用面、安
定面という四つの中で、平時の安全保障を考えるのだと
いうことです。アクセス面としては所得問題で、貧しい
から食べられないということ想定するような書きっぷり
もあります。また多くの先生方が今回質問されている
価格の問題―つまり、合理的、あるいは適正な価格の形
成がどのように行われるのか、一般的な消費者が手に入
れられるような価格が形成されるのかどうかという問

題。それから、食料を届ける力の減退というロジスティクスというか、トラックの輸送の問題も指摘されています。私ができることで思い出したのが、二〇一八年の北海道の全道ブラックアウトでした。停電のために生乳約二万トンを廃棄せざるを得なかった。起きたのが九月五日の台風シーズンで、しかも牛乳の需要のピーク期です。給食が開始され需要は増加するが、生乳生産は都府県では暑さのためにあまり伸びない。北海道からどんどん生乳を輸送しなくてはいけないが、それが滞ってしまつた。首都圏のスーパーがパニックになりかかったという状況がありました。その時を思い起こしました。生産地域が大規模だが限定され、特産地化していくことの危うさを示した事態でした。

輸入リスクの問題は、この後友田先生から質問があると思いますけれども、ウクライナの問題や中国の需要増とかの要因があつて、従来どおり日本が安定的に輸入できる状況にはならない。さらに、気候変動問題とか、そういう意味で言うと、食料安全保障は農水省の枠を超えた問題であり、大所高所からの政策が必要な中で、国内供給の安定化が一層重要になってくると思うのです。今回の基本法見直しの中でも、国内生産をどうするかということをもっと議論していただきたかつたという思いが強かつたということです。

さて、一番目の質問としては、旧基本法の中の年次報告の事項の二、三が削除されたことで、来年度以降の白書にどのような影響が考えられるかという点です。これは作山先生の質問と関連すると思うのですが、審議会で審議しないということなのかということです。審議会でこういった問題を議論するのは当然必要ですし、私も昔、審議会委員でしたけれども、そうした議論を政策評価も含めてしっかり行うことが、審議会の役割と考えます。白書は現状分析については強いのですけれども、自らやってきた政策についてのPDCA評価がどうも弱いのではないかと。

二番目は四六ページですけれども、農林水産物・食品の輸出についてです。輸出額は過去最高を更新していますが、統計数値を見ると飲料品など工業製品が多くを占めている。我々が一般的に考える農林水産物はそれほど多くない。例えば一番多いと言われるのが牛肉五七八億円とか緑茶二九二億円ということで、一兆円ということからいうと非常に少ない金額であるということ、これは一種のミスリーディングではないか。一方で、七四ページには農産物輸入額が載っているのですけれども、農畜産物のみで林水産物はカウントされていないようです。飲料品などの工業製品は含まれているのでしょうか。輸出と輸入は統計的にそろえる必要があるのではな

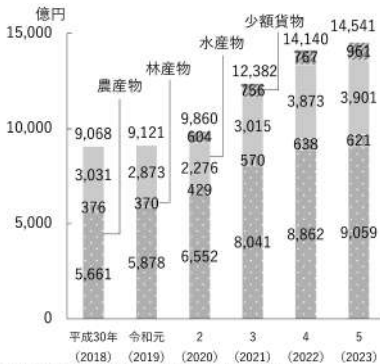
いでしょうか。輸入一〇兆円、輸出一兆円と一般的に言いますけれども、内容的に合っているのかどうかという話であります。

また、矢坂先生の質問とも関連がありますけれども、輸出が国内生産に及ぼす影響はそんなに大きいものなのでしょうか。基本法の見直しの中にも輸出入の問題がかなり大きく取り上げられていたのですけれども、国内生産を安定化、あるいは維持するために、輸出が必要なのだという言い方をしています。本当にそうなのでしょうか。例えば牛肉などで輸出額は全体の生産額の三%ぐらいだと思えます。確かに上位部位は、インバウンドも含めて輸出が牽引するという一方で、私も鹿児島で調査を行った際に、高価格部位が輸出されることによって価格が維持されていると言っていました。

例えば牛肉輸出について言うと、基本的には中国頼みでありまして、香港とかカンボジアが統計的には多いですけれども、それがかなり中国に流れているわけで、どこまでそれが伸びるのか。それから、従来どおりのサシ志向というところでやっていけるのかということもあり、輸出が前面に出過ぎているように思います。国内生産をどうするかという議論をもっとする必要があるのではないでしようか。

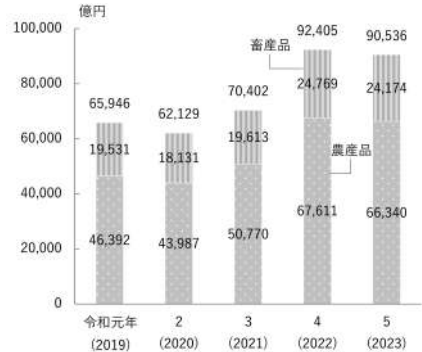
三番目はちょっと飛びまして一四四ページの環境保全

図表 トピ3-1
農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

図表 1-2-10
農産物の輸入額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

型農業直接支払制度実施面積のところで、面積は横ばいになっているとの指摘があります。増加しない要因は何か、また、増加させるためにはどのような施策が必要かを伺いたい。この点は旧基本法の中で多面的機能を打ち出したところで、画期的だったと思うのです。EUの共通農業政策の後追いといえれば後追いなのですけれども、新しい概念を取り入れたということは評価する点です。残念ながらEUのように全面的に直接支払制度に移行しなかったわけですが。

中山間地域等直接支払いなど部分的には反映されましたが、日本の政策に合わないということ、直接支払制度は全面的に導入されなかったわけです。その後、環境支払いが入ってきましたが、これがなかなか伸びないというところをどのように考えていらっしゃるのかということ、です。

四番目は二二〇ページです。私は畜産を専攻しておりますので、どうしてもここに目が行ってしまうのですが、指定生乳生産者団体受託農家戸数の減少が指摘されています。従来、いわゆるインサイダーとかアウトサイダーという畜安法以前の話をすけれども、これが三〜五％と言われていて、じりじりと増えているということなのかもしれませんが、これがどういう影響をもたらすのか。

畜安法は大きな問題があり、再改定すべきだと個人的には思っております。不足払い制度をつくったときに農水省の官僚の方たちが苦勞してつくり上げた生産者をまとめ上げて、生産者に力を与えるという路線から、今の畜安法は逆行しているわけです。生産者の力を弱める方向に行っていると思うのですけれども、それが具体的にこういう形で出ているのではないか。その影響はどうか。

特に今、ヨーグルトの需要減ということで、脱脂粉乳の在庫増加が非常に大きな問題になっている。そういう中で需給調整機能がそがれるのではないか。これも畜安法の改定の中でずっと言われてきて、それについては国が責任を持って需給調整を行いますと言っていたわけですから、これがどういう影響があるのかということ、です。

それから、いわゆる二股出荷に係る問題、最近の状況はどうなったのかということをお話していただければと思います。

五番目は二二一ページで、肉用牛肥育経営についても飼料価格高騰や販売価格下落の影響で収益性が非常に悪化している。肥育農家も確か二頭当たり所得がわずか七、〇〇〇円程度の状況になっている。収益性向上のためとして、肥育期間短縮を挙げておられる。来年でした

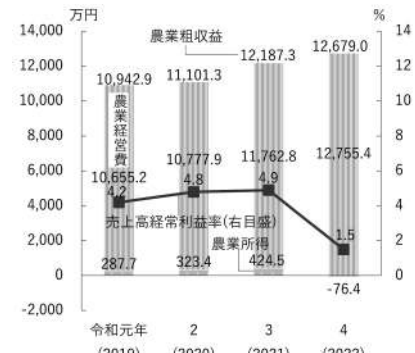
か、家畜の増殖・改良目標が改定されるので、こうした点も反映することも考えられておられるのでしょうか。今の段階で言うことは難しいかもしれませんが。

さらに和牛の格付がA5割合で六割、A4含めると八・九割という、かつては考えられないような高品質になっている。これは、農家が輸入牛肉との差別化を図るために一生懸命苦労した結果なのですから、それが高コストを生んでいる、あるいは近年は収益性の低下を生んでいる。環境問題とか人間の食料とのバッティングの問題等々考えると、政策の緑化との関連で、例えばサシ志向を少し見直すということも検討される必要があるのではないかと思っておりますが、その辺はどうなのか。

それから、質問には入れていなかったのですが、一八六ページに法人の財務状況の脆弱性を指摘されています。二〇二ページには同じく収益性の低さが言われています。これが法人経営を見る上で大事なポイントになってくる。これがどういう状況になっていくのか。特に畜産などは法人が生産を支えるとしていたのですが、借金が多くて倒産していくところも最近見られるようになって、本当に大規模法人経営が畜産生産を支えることになるのかどうかということもありまして、非常に興味があったところであります。

ただ、図3-4-3に収益性の問題が書かれている中

図表3-4-3
法人経営体1経営体当たりの
農業経営収支



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

注：売上高経常利益率＝経常利益÷事業収入×100

で、売上高、経常利益率が書いてあるのですが、図を見ると農業所得なのです。経常利益が幾らかとか、売上げがどうかという数値がないので、その関連がよく分からなくて、できれば経常利益率などを数値として出した方が分かりやすいのではないかと。

それから、六番目は二五四ページの飼料問題です。国産飼料の生産・利用拡大と飼料価格の高騰への対応ということで、飼料の過度な輸入依存からの脱却に向け、国産飼料の生産・利用拡大を促進するとしているけれども、現在の配合飼料価格安定制度は、輸入飼料依存を助長することになっているのではないのでしょうか。本制度は抜本的に改革して、国産飼料生産・利用を促進する制

度に改編するお考えはありませんか。

これも大きな話なので難しいかもしれませんが、日本の畜産自体は承認工場制度とか戦前の保税工場制度といった無税で安い輸入穀物を利用できる体制の中で伸びてきたということがありますが、これが輸入依存型、濃厚飼料依存型の畜産をつくり上げたということで、今後一〇年、二〇年、三〇年、あるいは一〇〇年先を見通す畜産ということになると、ここをどう変えたいのか。輸入依存でなくて国産重視にかじを切る。そのためには安定制度自体も変えていくということが必要ではないかということですが。

七番目、二五八ページの経営リスクの低減に向けた農場の分割管理の導入について。これは養鶏などでは現場から分割管理には相当の経費が必要であり、現実的ではない。二つ農場を造るぐらいの経費がかかるという声を聞いています。事例も載っているのですが、実際にどのくらい分割したというのがあるのでしょうか。それから、分割管理に向けた助成策はあるかどうかということも教えていただきたい。

八番目、二五九ページです。イノシシへの豚熱の感染が豚熱根絶を難しくしていると考えております。野生鳥獣については、鹿の口蹄疫やCWD、つまり鹿のBSEへの感染も脅威ですが、そのサーベイランスはどの程度

行われているのでしょうか。鹿のCWDは感染力が強く、牧草などから感染するリスクもあると言われていますが、日本が輸入する米国産牧草のチェックなどはやられているのでしょうか。乳牛への鳥インフルエンザ感染がアメリカで見られるということもあって、感染が非常に大きな問題になっているのです。

九番目、三〇一ページの中山間地域等直接支払制度の協定数は増加しているということで、これは意外だったのですが、一九年度で廃止になった協定数はどのくらいあったのか。記載されているように、今後のさらなる高齢化で協定の締結が難しくなると思われますけれども、協定数を維持し、農地面積割合を維持あるいは拡大するためにどのような施策をお考えですか。これは安藤先生ですとか神山先生の質問と関連があると思います。ある程度書いてあるのですけれども、もう少し詳しくお話しただければと思います。

最後の一〇番目が三一〇ページの鳥獣被害とジビエ利活用の促進で、鹿は減少ペースが遅く、目標達成が困難な状況にあることに対して、捕獲圧を高めるためにどのような対策をお考えですか。また、国の鳥獣被害対策の三本柱は、個体群調整、被害防止、生息域管理ですけれども、基本法四八条で鳥獣被害対策が入ったということは、ある意味では画期的ですし、それぐらい農村にとっ

て鳥獣被害が非常に大きな問題になっているというものの表れだと思うのですが、どういうわけか生息域管理の文言が四八条の中に入りませんでした。

生息域管理というのは、集落内で餌になるようなものを極力排除する。例えば食べない柿は切るとい話です。私は、森林を鹿などの鳥獣が生息できる環境の整備ということが生息域管理では重要なことと考えています。これは林業白書の問題なのかもしれませんが、農林業と併せて生息域管理を行うべきと考えているのですが、その点、何か言及していただければありがたいです。

ちょっとオーバーしたかもしれませんが、以上です。

○西川 小林先生、ありがとうございます。それでは、農林水産省から小林先生の御質問に対して四〇分程度で御回答をお願いいたします。

○植杉情報分析室長 ありがとうございます。農林水産省大臣官房広報評価課情報分析室長の植杉でございます。

まず、「農村と都市をむすぶ」編集委員会、そして編集委員の皆様におかれましては、毎回食料・農業・農村白書を取り上げていただきまして、どうもありがとうございます。

令和五年度白書につきましては、御存じのとおり五月



植杉 紀子 氏

を申し上げます。

それでは、小林先生から頂いた御質問について、担当から順次回答させていただきたいと思えます。

最初の御質問については、白書そのものに係る御質問ですので、私から回答させていただきます。

まず、旧基本法においては、年次報告として食料、農業及び農村の動向、それからこれまで行った「講じた施策」、そして今後行っていく「講じようとする施策」に関する報告を国会に行うこととされておりました。このうち「講じようとする施策」につきましては、国会への報告に先立ち、食料・農業・農村政策審議会の意見を次年度の施策に反映させるために、その意見を聴取することとしておりました。

しかしながら、「講じようとする施策」の内容は、実態上は次年度に講じる予算措置ですとか税制措置などとなっております。これらは年次報告ではなく当初予算

や税法等で決定されるものであり、国会で審議しているとともに、審議会で意見を聴取する時点では、国会で既に決定された予算措置等を審議会で再確認していただくという状況となっております。

こうしたことから、審議会においては動向や「講じた施策」の議論を行う場となっております。このため、動向や「講じた施策」の国会報告については引き続き残しつつ、「講じようとする施策」については国会報告及び審議会の意見聴取をなくすこととしたというところでございます。

先生がおっしゃいましたとおり、今後も農政を適切に運営していく上では、PDCAサイクルを回すということが必要ですので、引き続き審議会で御議論いただくことが重要になると考えておりました。動向及び「講じた施策」については、今後も変わらず審議会で議論していただけるように、審議会に提出していきたいと考えております。以上でございます。

○伊藤課長補佐 輸出企画課の伊藤と申します。続きまして、質問の二番目、輸出についてお答えさせていただきます。

先生御案内のとおり、食品は農林水産物を原材料として製造されるものが多いですので、これらを一体的に「農林水産物・食品」の輸出促進ということで、政府では目

標も掲げて取り組んできているところでございまして、今回そのような形で白書にも表記させていただいていきます。

加工食品ということで言いますと、約五、〇〇〇億円が現在輸出に仕向けられているわけですが、白書で加工食品も含めた品目の内訳を全部載せるところまでは至らなかったところではございます。農水省のホームページ等ですっかりこうした内訳の情報発信をさせていただいておりますので、我々として、こういった品目が伸びていて、またこういった動向にあるかというのはしっかりと説明を尽くしてまいりたいと考えております。

また、先生から、輸出をフォーカスし過ぎなのではないかといったお話も先ほどございました。改正基本法ののっとなって白書全体が構成されていると理解していますが、今回輸出も基本法に位置づけられたものでございます。具体的には、国内の人口が減少していくという中で、どうしても国内だけを見ている中では需要量がどんどん小さくなっていってしまうといった中で、グローバルな市場も見据えて、そのニーズに基づいて生産をしていく、そういった生産の体系に変えていくというところに取り組まないと、農業の持続的な発展、そして農業から生まれた農産物を取り扱う食品産業を通じて、私たち消費者は食生活を営んでいるわけですので、そういった食料

の供給能力をしっかりと確保していくために、今回輸出にしっかりと取り組んでいく方向性を位置づけたものでございます。輸入について別の担当からお答えさせていただきます。

○須藤課長補佐 輸出国際局国際経済課、関税全般、貿易統計関係を担当しております須藤と申します。どうぞよろしく願います。

七四ページのグラフの関係で御質問を頂いていると思います。農林水産物輸入額は、農畜産物のみで林水産物はカウントされていないようですがという前半部分につきましてですけれども、頂いております質問が先ほど先生から御質問の趣旨を御説明いただきました。問題意識が今浮かび上がりましたので、そこに焦点を当てましてお答えします。

恐らく先生の御質問は、輸出入の対象範囲が同じではないのではないか、異なっているのではないかという問題意識が根底にあるかと思えます。そこにつきましては、農林水産省のホームページで農林水産物の対象範囲を輸出と輸入を対比した形で掲載公表してございます。こちらのホームページを御覧いただけますとお分かりいただけますけれども、全く同じ、対象範囲は異なりませんということ結論として申し上げておきたいと思いません。

なお、そのホームページを御覧いただいた際、お気づきになるかと思いますが、若干のズレはございます。これは、私どもの農林水産物の輸出入統計は、この対象範囲は国際分類である六桁のHSコードを基に作成しております。我が国は、この国際共通な六桁の下に三桁の国内細分を設けて九桁のコードで整理してございます。ただし、輸出統計と輸入統計では、九桁コードのうち、

国内細分の最後の三桁が異なりますので、その下三桁の違いでのズレはありますけれども、大元の六桁は国際共通分類ですので、この六桁に着目していただくと、輸出入の対象範囲は同じであるということがお分かりいただけますと思いますし、御質問の前半分の飲料品などの工業製品が含まれておりますかということにつきましては、含まれております。これは輸出と同じでございます。以上でございます。

○今井課長補佐 農業環境対策課の今井と申します。よろしく願います。

三番目で御質問いただきました一四四ページの環境保全型農業直接支払制度の面積について御説明させていただければと思います。増加しない要因は何と考えますかという御質問だったと思いますが、この事業は、化学肥料、化学農薬を五割以上低減する取組と併せて行っていたたく生物多様性保全や地球温暖化防止に効

果の高い農業生産、活動に対して支援を行う内容になってございます。

令和元年度以降、横ばいには見えるものの、徐々に実質面積は増加していると評価しておりまして、年間一、〇〇〇ヘクタールずつぐらいは現状増えているところでございます。

本交付金に取り組むに当たっては、新たな技術を導入するといったことが必要になってくるかと思えます。新しく営農の方法を変えて、環境保全型農業に取り組むことが必要になってきますので、そういった中で取量が取れなかったらどうしようという不安要素ですとか、化学農薬、化学肥料を減らした取組となりますので、その分除草など労働力がかかってくるといったことなどの課題もございします。そういった課題がございしますことから、急激に一気に面積が増えるという取組ではないと考えているところでございます。

こういったところをどのように克服していくかというところでございますが、本制度のほか、新たに取組むに当たっての実証事業なども含んでおりますみどりの食料システム戦略推進交付金など別途措置してございします。そういった環境に優しい農法への転換ですとか有機農業への拡大の支援など、ほかの支援も併せた形で意欲ある産地の取組をしっかりとして後押ししていくということ

が重要かと考えておりまして、そういった形で取組を進めるように考えているところでございます。以上になります。

○平田課長補佐 牛乳乳製品課の平田と申します。今日はおよろしくお願いたしました。四番目の質問でございますが、いわゆる系統外出荷者の比率ないし戸数が増加する中での需給調整上の問題、あとは二股出荷に関する様々な状況についてのお尋ねということかと思っております。

ここ数年、生乳需給を巡っては様々な課題が見えてきたと考えております。特に需給調整の面で、個別の酪農家からの協力に差があり、不公平感につながっていると承知しております。このため、農協法や独占禁止法により規定されている組合員平等などの原則の下で、畜安法上どういったことができるのかということを現場の声をよくお伺いしながら、これまで対応を検討しているところでございます。

具体的には昨年一月から系統及び系統外の各事業者との情報交換会の場を設置し、六回にわたり議論してまいりました。六回目に農林水産省からの考え方を説明を差ししてきたところですが、牛乳の価格の安定のためには乳製品の加工、つまり需給調整が非常に重要であるという考え方を共有してまいりました。

具体的にどういった取組が必要であるのかということ
を三点御説明しております。

一点目は、個体乳量の季節変動に応じた生乳の安定取引
ということです。御存じのとおり牛は夏に生乳生産が
減少し、冬に生産が伸びるという傾向がございます。個
体乳量の季節変動に応じて年間安定取引を行うというの
は、酪農家にとって有利な方法であろうということで、
規律を強化していきたいと考えています。

二点目が牛乳の投げ売り防止という観点から、不需求
期を中心に加工にしっかり仕向けることが重要で、その
仕向け先の確保ですとか拡充が重要であるということ
を提言させていただいております。

三点目として、脱脂粉乳・バター需要が跛行している
ことですか、足元牛乳の消費が減少しているといった
構造的な問題への対応については、全国的な対策、幅広
い参加者の参加が重要であるといった考え方を示し
ました。

こうした取組につきましては、国も様々な施策ツール
を通じて促していきたいと考えておりますし、こういった
考え方につきましては、直近の食料・農業・農村政策
審議会の畜産部会でも議論しました。

引き続き様々な課題を分析し、現場の声をよくお伺い
しながら、様々な施策対応できるものを速やかに対応して

いきたいと考えています。以上です。

○赤荻畜産専門官 畜産局畜産振興課の赤荻と申しま
す。私から五番目の質問のうち、肥育期間短縮を挙げて
いますが、改良・増殖目標の改定に反映することもお考
えですかという御質問に回答させていただきます。

御案内のとおり、配合飼料価格等様々な生産コストが
高止まりしていく中、肉用牛の肥育期間の短縮、あるいは
出荷月齢の早期化といったいわゆる早期出荷につきま
しては、飼料費の削減ですとか牛舎の回転率の向上とい
った効果が期待され、収益性の向上に有効な方法の一つ
だと考えています。また、肉用牛生産からの温室効果ガ
スの排出量の削減にも期待されるものだと考えていま
す。

こうした中、現行の家畜改良増殖目標においても、実
は肉用牛の早期出荷に向けた目標は掲げているところで
ありまして、関係者の方からも引き続き早期出荷普及を
図ることが重要であるという御意見も頂いております。

今後、食料・農業・農村基本計画等の改定に併せまし
て、家畜改良増殖目標の見直しも行っていくということ
になりますけれども、そういった御意見も踏まえまし
て、新たな目標の内容を検討していくこととなります。

なお、肉用牛につきましては、様々なブランド、取組
がございますが、肥育期間を長くすることで、霜降りで

すとかおいしさを追求して、他産地との差別化を図っている。それによってしっかり収益を確保している地域、ブランドもありますけれども、そういった取組も引き続きあっていいのではないかとことを考えております。私から以上です。

○**香川課長補佐** 食肉鶏卵課の香川と申します。

枝肉取引規格の変更というピンポイントの御質問ですが、これも、これに關しまして枝肉取引規格は民間の規格になりますので、我々で変更を検討するしないという性質のものではないということです。まさに民間の規格です。生産者や流通業者の皆さん、関係者一体となった見直しの機運が高まっていくということが重要だろうと思います。

ただ、今日の御説明の中で先生がおっしゃったサシ一辺倒をどうしていくかというのは重要な課題でして、今四等級、五等級合わせて九割に達していますけれども、一方で消費者は赤身志向ですとか健康志向、また最近だとオレイン酸とか食味性、脂肪の質、サシ以外の価値というものが見直されているところでありますので、前段にもありましたそういうものを改良増殖目標にどう書いていくか。また、酪肉近というのもありますけれども、それにどう書いていくか。今も一定程度のことは当然書いていますので、それをどう書き換えていって、この

五年間でどう実行していくかというのは重要なテーマの一つになると考えています。

○**安松課長補佐** 飼料課の安松でございます。六番目の二五四ページの国産飼料の生産、利用拡大の関係と制度のお話でございます。

まずもって、国産飼料の利用拡大の推進について触れさせていただきます。先生も御指摘されたように、やはり畜産経営の安定を図るためには、国内の飼料生産基盤に立脚した生産に転換することが重要と考えております。ただ、一方で国産飼料の生産利用拡大に向けては、飼料作付地や労働力の確保が困難であることと、もともと畜産農家さんが自ら生産し、利用する自給飼料が主であったため、流通体制が不十分ですとか、品質面での安定性や信頼感が不十分といった課題がございます。

こういった中で、農水省として畜産農家と耕種農家の連携ですとか、飼料生産組織の運営強化、あるいは国産粗飼料の広域流通、品質表示による販売拡大の取組などの対策を推進しているところでございます。

また、今年度中に市町村が策定することになっております地域計画の中で、耕畜連携ですとか飼料生産の外部化、輪作による合理的な農地利用など、地域に適した飼料生産を位置づけるように促しまして、飼料産地づくり

を進めているという状況でございます。こういったところでも地域の話合いに畜産農家が積極的に参加していただくことも重要だと考えているところでございます。

ただ、我が国では耕地面積ですとか気候の制約などから、濃厚飼料の生産を大きく引き上げるとは現実的に難しいと考えておりますけれども、労働時間が短い飼料作物の特色を生かして、濃厚飼料の代替となり得る青刈りトウモロコシの生産ですとか子実トウモロコシの生産実証、品質の開発などを進めているところでございます。

制度については、続きまして別の者が説明させていただきます。

○**尾原課長補佐** 畜産局飼料課で流通飼料を担当しております尾原と申します。よろしくお願いたします。

国産飼料の生産、利用拡大と飼料価格高騰への対応につきましても、今、安松から申し上げましたとおり、我が国では耕地面積、気候の制約などから濃厚飼料の生産量を大きく引き上げるとは現実的には難しいということから、一定の輸入は必要です。このため輸入原料価格の上昇の影響を緩和するために、配合飼料価格安定制度は必要であって、生産者の皆さんからも評価されております。

このようなことから畜産経営に対しましては、入り口

対策である配合飼料価格の上昇に対する激変緩和の配合飼料価格安定制度、また出口対策である畜産ごとの経営安定対策に加えまして金融支援など、各種畜産ごとの施策を総合的に活用しまして、必要な支援を行うとともに、国際情勢の影響を受けづらい体質への転換のため、国産飼料の生産、利用の拡大を進めているところでございます。これからも進めてまいります。

また、国産飼料の生産、利用を促進する制度に改変することにつきましては、この制度は積立が生産者、飼料メーカー、国の三者が財源を負担している仕組みですので、関係者の理解がもちろん必要になりますが、何ができるかということにつきましては、皆様の提言や御助言も頂きながら、今後も研究を続けてまいりたいと考えています。以上です。

○**岡村課長補佐** 消費安全局動物衛生課の岡村と申します。よろしくお願いたします。

七番目、二五八ページの農場の分割管理の件と八番目、イノシシとかシカの病気のサーベイランス等の件の二つについて御説明させていただきます。

まず一つ目の分割管理なのですが、今年の五月に四月末時点での分割管理の状況について、都道府県の家畜衛生部局を通じて調査を実施しました。その結果、計二二農場が分割管理の実行を決定したと。二二の内訳

は、鶏が二〇、豚が二でございます。あと五二農場が分割管理を検討中とのことでした。五二の内訳は、鶏が三七、豚が一三、牛が二ということでした。

分割管理は現実的ではないという声を聞きますということなのですけれども、私も難しいですという話をよく聞きます。農場を分割するに当たっては、新しい柵を造らないといけないといったハード面で新しい投資が当然必要ですし、ソフト面でも追加の人手が必要になるということ、こちらでも一定の投資が必要です。あと農場の構造上、どうしても分割なんて無理だといった農場もございます。

構造的に分割が可能で、さらに鳥インフルエンザとか豚熱が発生してしまったときに、殺処分羽数を減らしたい、経営への影響を緩和したいというときに、経営判断で農場の分割を決定される場合には、我々農水省としても交付金でハード面での支援をやっております。具体的には、農場を分割するに当たって、追加で更衣室でしたり、農場に車両が入るときの車両の消毒設備とか、農場を分ける柵であったり、集卵ベルトであったりとか、堆肥舎といったものの整備、改修が新たに必要になったときには、その費用を消費・安全対策交付金で支援してまいります。補助率は事業費の二分の一以内、一農場当たり補助額の上限は五、〇〇〇万円までということになっ

ています。これは令和五年度の補正予算で措置したもので、今年度、令和六年度もやっております。

二つ目、イノシシとかシカ等の病気のサーベイランス等々の話ですけれども、イノシシの豚熱の感染が豚熱根絶を難しくしていると考えますということですが、我々も全く同じ認識です。イノシシの豚熱の対策については、引き続き経口ワクチンの散布とか積極的な捕獲等々で、イノシシ群での蔓延を抑制していきたいと考えています。

また、別の病気ですけれども、アフリカ豚熱という今は日本にない病気も海外で出ています。それもイノシシ群に入ってしまうと大変ですので、その侵入を防ぐための対策、例えば狩猟者であったりとか登山する方への周知等々といったことも既にやっているのですけれども、徹底していく考えです。

野生鳥獣のサーベイランス、ここでシカの口蹄疫とかCWDを挙げられていますけれども、野生鳥獣のサーベイランスについても、我々どもの事業、戦略的監視・診断体制整備推進委託事業というすごい長い名前の事業なのですが、その事業の中で一定のサーベイランスをやっております。例えばお尋ねの野生シカのCWDについては、毎年年間一〇〇頭ほどずっと検査してきておりまして、毎年陰性を確認しています。

もう一つシカの口蹄疫を挙げられているのですけれども、こちらについてはCWDのような毎年アクティブサーベイランス、毎年何検体検査してということをやっているわけではなくて、狩猟者等が疑しい症状を出しているシカを見つけたときに、通報、報告してもらって、それを検査するというので、いわゆるパッシブサーベランスというものでやっているのですが、近年疑い事例の報告、通報はないです。

シカの口蹄疫について、二〇一〇年四月から七月に宮崎県で家畜で口蹄疫が発生しましたけれども、その後、八〜一〇月に宮崎県内のシカとかイノシシを対象にして、野生動物群に入っていないかという確認の検査をしました。そのときも陰性で、さらにその次の年、二〇一一年一〇月から二〇一二年二月にかけて、南九州四県、宮崎、鹿児島、熊本、大分でニホンジカとイノシシの検査を実施して、これでも陰性でした。現状、シカ、イノシシの中に口蹄疫ウイルスが入っているということはないのではないかと考えています。

もう一つ、CWDの我が国への侵入防止対策についてのお尋ねがあると思うのですが、これまでアメリカ、カナダ、韓国、スカンジナビア半島のスウェーデン、フィンランド、ノルウェーだけで確認されている病気と認識しています。世界でCWDという病気がある国から

ある国にどう広がったのかということについて、生きたシカのトレード、貿易で広がったという事例が報告されているのですけれども、今回ここに挙げられている牧草等の輸入、トレードで広がったというのは報告されていないと認識しています。ですので、我々としては牧草等のチェックではなくて、生きたシカの輸入をしっかり見ていくということで、CWDの侵入防止対策を図ってるところです。

現状、先ほど申し上げたCWDの発生国からのシカの輸入はありませんので、そこは安心して大丈夫かなと思っています。我が国にも少しだけ飼われている、飼養されているシカが存在します。それについて一八ヵ月齢以上で死んでしまったシカについては、全頭検査を実施しています。それについてもこれまで全て陰性が確認されています。我々としては、引き続きこういったサーベランスでCWDの陰性を確認していきたいと考えています。以上でございます。

○**深澤課長補佐** 農村振興局地域振興課の深澤と申します。よろしくお願いたします。私から九番目の中山間地域等直接支払制度の関係についてお答えしたいと思います。

まず、一九年度で廃止になった協定数なのですけれども、これにつきまして二〇一九年度、令和元年度で廃止

した協定数というものは、一九九六となっております。中山間直接支払は五年間を一つの対策期間として実施しているのですけれども、二〇一九年度が第四期対策の最終年度でして、二〇二〇年度から第五期対策が始まるというタイミングになります。

中山間直払は五年間農業生産活動を続けるというのが要件となっております、五年間続けられなかったときは交付金の返還が必要になってきますので、新たな対策の一年目のときは、高齢化などで五年間続けられないといった理由で直払を続けるのをやめてしまうといえますか、廃止するというところで協定数が前年度から減少するという傾向があります。また、その後、二年目、三年目と二年目以降、協定数が少しずつ増えていくといった傾向がある状況です。

それと今後の施策の方向についてなのですけれども、中山間地域等における農業生産活動が地域の共同活動によって支えられてきたということを踏まえまして、共同して取り組むというのが効果的と考えておりますが、農業者の高齢化ですとかリーダー不足によりまして、小規模な協定ほど集落内で担い手を確保したりするのが困難となってきました、活動の継続が困難な協定の増加とか廃止というのが課題と考えております。

それで、来年度からの第六期対策では、集落協定間の

連携ですとか多様な組織等の活動に参画していただくということによりまして、共同活動の実施体制の強化を図っていきたいと考えております。以上です。

○**村本課長補佐** 農村振興局総務課の村本でございます。先生の御質問の一点目、鳥獣対策につきまして、一点目がシカへの対応について、二点目が鳥獣被害対策の基本法への位置づけということで回答させていただきます。

まず一点目でございますけれども、特にシカにつきましては全国的に個体数が多い状況にございまして、現在、環境省とも連携して個体数を大きく低減させるために、捕獲対策を強化しているところでございます。

農水省ではこれまで市町村が行う緊急捕獲事業や県単位で行う広域捕獲事業に加えまして、昨年度、令和五年度補正予算におきまして、シカの集中的な捕獲対策を措置したところでございます。具体的には、柔軟な捕獲単価の設定ですとか、大型囲いわなの実証ですとか、地域の実情に応じて対策ができるようにするものでして、これにより効率的にシカの個体数削減が進むことになると考えております。また、より効率的な捕獲が行えるように、ICTの活用促進や専門的な人材育成を進めてまいります。

二点目でございますけれども、改正基本法におきまし

て鳥獣被害対策の三本柱の一つである生息域管理の文言が入っていないという御指摘がございました。改正基本法の第四八条におきましては鳥獣の農地への侵入防止が規定されておりまして、この中に柵の整備だけではなくて、野生鳥獣の捕獲や生息環境管理の施策も含まれているところでございます。

また、林野庁の取組にはなりますけれども、森林の環境整備につきましては、森林・林業基本計画に基づき、地域の実情に応じて野生鳥獣の生息環境となる針広混交林等に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を推進しています。

農水省としては、今後とも地域の実情に応じた支援により、鳥獣被害対策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○西川 農林水産省の皆様、御回答いただきましてありがとうございます。

それでは、農林水産省からの回答に対しまして、小林先生から追加で御質問がございましたら一〇分程度でお願いいたします。

○小林 懇切に教えていただきまして、大変ありがとうございます。

一〇分ということですので、まず輸出の問題で確認な

のですけれども、輸出と輸入の二つの図に出ているものは全く同じと考えていいという御回答でしたか。

○須藤課長補佐 四六ページの図の輸出は農林水産物全体であるのに対して、七四ページの図の輸入は農産品と畜産品のみを合計した林水産物を含まない農産物でございます。両者の対象範囲は異なるものでございます。

なお、飲料品といえますのは、先生、工業製品とおっしゃいますけれども、私どもは、従来から農産品と位置付けておりまして、例えば、国際的に共通した定義があるわけではございませんが、WTOでも飲料品は農産品に含まれていることを申し添えます。

○小林 分かりました。どっちにしても輸出と輸入の図の中には、農産物ということであろうと基本的には同じものが含まれているということですね。

○須藤課長補佐 さようでございます。

○小林 輸出について重要だというお話で、国内のパイが少なくなるというお話があったのです。議論が平行になるかもしれないですが、自給率の問題、今回は目標になっていないわけですが、国内自給率三八％というわけですから、あと六二％のパイはあるわけですね。

そこは伸ばせるというか、厳しくなるということであれば、国内生産をもっと発展していく余地はまだあるということ、そこを中心に考えていただくというのは本筋

ではないのかなと思います。

それから、四番の指定生乳生産者団体の農家の問題は三つ対応するというところでお話しいただいて、二番目が投げ売り防止のための加工仕向けですとか、三番目の需要の——要は加工仕向けにしても誰がやるのかという話で、今のところ系統出荷をしている人たちが担っているということ、不平等ではないかという声があるわけです。その辺は二股出荷の問題も併せて、何で系統出荷をやっている人たちだけがそういう重荷を負わなくてはならないのかという不満があるのです。

一部で提案されているチェックオフ制度を導入して、全ての生産者が等しく負うようにすることもあるのではないかと。不平等というのは農家の間に不信感を生んで、やらなくてもいい対立を生むという形になってしまっていて、さらに生産者が弱体化していくということがあるのでないかと。そこまで考えていたのだと思います。

それから、六番目の飼料の問題については、確かに安定制度は濃厚飼料の価格が高くなる時は効果があります。高止まりのときには特別措置がありますけれども、基本的に制度としては有効ではないと言われています。

もう一つは、輸入粗飼料についての措置はないという問題があります。輸入粗飼料が高くなって非常に厳しい

という生産者の話もあります。粗飼料については一〇〇%自給を国として目指しているとは思うのですけれども、ともかく安定制度は二段階に分かれていて、生産者とメーカーがやっている一段目は民間の制度なので別としても、二段目の制度は国がやっているわけなので、そちらをもう少し広げて、国産飼料にも目配りするような制度にすることが考えられるのではないかと思うのです。

輸入濃厚飼料に対してのみ助成しているということ、は、「輸入濃厚飼料利用を中心にしていく」というシグナルになっていっていると思うのです。さらに畑地における飼料作に対しては一切助成がないわけです。水田における飼料作についてはありますけれども、これも飼料イネが一〇アール当たり八万円、飼料用米は収量に依りますが最高一〇万五、〇〇〇円に対してデントコーンでは三万五、〇〇〇円とかなり差があるわけです。そういった助成金の在り方自体も変えていくとか、いろいろなやり方があるのではないかと。飼料生産は一〇〇万ヘクタール以上あって、主食用の米の一二〇万ヘクタールに匹敵するぐらいの面積があるわけです。これをもっと増やすべきと思うのです。国内の面積がないとおっしゃるけれども、耕作放棄地はたくさんあるし、まだまだ拡大する余地はある。

耕畜連携をやっていくのはいいと思いますし、私も賛成なのですが、今問題になっているのは飼料用イネとか飼料用米を作っているところと、牛とか豚を飼っているところが物理的にどんだん離れていくという問題があって、要するに流通費用が嵩んで、収益性が出ないという問題があるのです。

牛や豚にはその地域で作ったものを食べさせる、要するに家畜版地産地消というものを推進していく必要がある。そのためには例えば集落営農で飼料用イネや飼料用米を作っているところで家畜を飼うことを推進していく必要がある。山口県とか広島県などではやっています。が、東まで広まらない状況ですけれども、そういう施策を打ち出してもいいのではないかと考えている次第であります。

CWDについてありがとうございます。たしか韓国は生体輸入したために発症したと聞いているのですけれども、専門家の論文によると水平感染もあり、鹿のCWDは、BSEよりも感染力が強いとのこと。牧草から感染するということもあり得るということも書いてあったのですけれども、それは否定されていると考えてよろしいのですか。そこを確認させていただきます。

○岡村課長補佐 韓国の事例は、まさにカナダから来たシカを輸入して、そのとおりです。CWDはBSEとは

違って、確かに水平伝播するのです。BSEは神経に異常プリオンがたまって、それが外に流れ出すわけではないのだけれども、CWDはふん便とか胎盤が体の外に出るときに異常プリオンが一緒に出ていくということで、確かに環境を汚染するのです。

なので、北米などでは野生シカの間で水平感染というか、感染シカが排泄した異常プリオンが横に広がっていく事象が確認されているのですけれども、国と国の間の伝播で汚染された餌で病気が広まったという報告は世界的にもないと思います。可能性としてはあり得ると思うのですけれども、そういった報告はないので、そこを規制すべきという動きは国際獣疫事務局という国際機関があります。その人たちもそう言ったことは言っていないという状況になっています。

○小林 わかりました。ありがとうございます。

○西川 小林先生、どうもありがとうございます。

小林先生から今ありました御質問やコメント等につきまして、農林水産省から何か追加でリプライ等ございませうでしょうか。

ないようですので、続きまして事前に提出しています。が、改めて作山先生から順に質問し農林水産省からの見解をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○作山 改正基本法第一六条(年次報告)に関して、「講

じようとする施策」の作成と食料・農業・農村政策審議会の意見聴取を削除した理由を教えてください。

改正前は、「食料、農業及び農村の動向」と「講じた施策」についても、基本法に規定されていないにもかかわらず、同審議会で議論してきた理由を教えてください。

改正後は、同審議会の意見は一切聴取せず、政府のみで白書を作成して国会提出するという理解で良いか教えてください。

○植杉情報分析室長 冒頭の小林先生からの御質問への回答でも申し上げた通り、「講じようとする施策」の内容は、年次報告ではなく当初予算や税法等で決定されるもので、国会で審議しているということ、それから審議会で意見を聴取する時点で、国会で既に決定された予算措置等を審議会で再確認するような状況となっていたことから、事実上、審議会においては動向や「講じた施策」の議論を行う場となっております。このため、「講じようとする施策」については、国会報告及び審議会の意見聴取をなくすことといたしました。

動向につきましても、我が国の食料・農業・農村の現状及び課題を述べたものでありまして、意見聴取の結果を取り入れられる性格のものではないため、これまでは法定手続としてではなく、運用上、審議会で議論をしてきていただいたところでございます。こちらも繰り返し

になりますけれども、動向及び「講じた施策」については、今後も変わらず審議会で議論いただけるように、審議会へ提出していきたいと考えております。

○堀口 トピックス四「カーボン・クレジットの取り組み拡大」の代わりに「農業・農村のエネルギー戦略」として、課題を広範に扱ったほうがよかったですのでは、と思います。

脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の三つを農業分野で同時に実現する現在の取り組みでは、①FIT、non-FIT、により再エネ電気等の生産や活用、②資源循環・発電、熱利用、燃焼灰の肥料としての利用、③J-クレジットの規模を大きくする支援策の視点・視角や強調も必要だったのではないのでしょうか。

○植杉情報分析室長 トピックスにつきましては、当該年度における特徴的な動きや、主なニュース、より前向きな明るい話題などを簡潔に分かりやすく紹介することとさせていただきます。

本トピックスは、温室効果ガスの排出削減・吸収に資する取組として、森林や農地、家畜等の自然系クレジットの創出拡大への関心が高まっていることを踏まえ選定いたしました。

トピックスのテーマにつきましては、様々な対象や切り口が考えられますので、頂いた御意見については今後

の白書作成の参考とさせていただきますと考えております。

○宮田課長補佐 環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループの宮田と申します。

堀口先生から、Jークレジットは規模が小さい、税制等の支援が遅い日本だが、規模を大きくする支援策を考えてほしい、というご意見を頂いております。

Jークレジット制度においては、温室効果ガスを削減する技術、方法ごとに排出削減の算定方法を規定しました方法論を定めており、現在、Jークレジット制度全体で七〇の方法論がございます。このうち農業分野につきましては、令和五年度に方法論が新たに二つ追加され、現在六つの方法論となり、普及が進みつつありますが、御指摘のとおり、まだまだ農業分野の取組数が限られていると承知しております。

このため、農林水産省においては、農業分野のJークレジットの規模拡大のために、方法論の新規策定・改定に必要なデータの収集、解析等を実施するとともに、プロジェクトの形成等を支援しているところでございます。

また、取引に関しては、令和五年一〇月に東京証券取引所にカーボン・クレジット市場が開設されまして、ここにおいてJークレジットの取引が行われております。

これにより取引価格が公示され、取引の透明化が図られることから、取引の拡大が期待されております。

農林水産省としては、引き続きJークレジット制度の普及・拡大に向けて、関係省庁と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○谷口 「合理的な価格形成」をめぐる農水省の正確な理解はどうか。『適正な価格形成』と「合理的な価格形成」という用語のきちんとした共通理解が醸成されていない中で、議論に混乱がみられます。『適正な価格形成』と「合理的な価格形成」のそれぞれについて、農水省のきちんとした定義を教えてください。

「合理的な価格形成」は「生産コストを反映した販売価格の形成」だけを指し、その結果、「農業生産者の所得が補償される」といった趣旨は含まれていないという理解でよいでしょうか。だとすると、改正基本法の趣旨は、「合理的な費用を考慮した合理的な販売価格の形成」にあり、あくまで価格政策には「所得政策の要素」を持ち込まないという理解で正しいでしょうか。

○木村企画グループ長 新事業・食品産業部の木村と申します。よろしく申し上げます。

まず、適正な価格形成と合理的な価格形成のきちんと

した定義を伺いたいということで、質問の一番最後に書かれておりますが、法律にする前から適正な価格形成という言葉を使ってきたのですけれども、「適正な」は「価格」にかかるのではなくて、「形成」にかかるということとで使われてきました。

その後、法律で合理的な価格の形成ということで、「合理的な」のほうは「価格」にかかるということで、そもそもかかっている言葉がそれぞれ違うということを我々の言葉の使い方の中で御説明させていただいたところなのですが、さらに申し上げますと適正な価格は、生産者とか事業者とか消費者とか関係者それぞれが異なった水準を適正だと認識されていると。それぞれのステークホルダーごとに適正な水準は違うのだということで、適正な価格の意味を整理しています。

一方で、「合理的な価格」というのは、次の服部先生の質問にも取り上げていただいています。合理的な価格というのは改正前の基本法にも盛り込まれておりまして、ここでは国民の理解と納得が得られる価格という意味で使われてきております。今回、新しく入れたわけではありません。以前から使われています。

今回、我々が法律にする以前の検証部会では、「適正な価格形成」と申し上げてきた「適正な」という言葉は、関係者が全員で合意できる価格という意味で使っており

ましたので、条文中表現すれば、従来から使っている「合理的な価格」が一番適しているのではないかとということ、法律にするときに法律用語の使い方として「合理的な」という言葉を一番ふさわしい言葉として使ったという経緯でございます。

ですので、先生からの御指摘にもいろいろ書いていただいているのですけれども、適正な価格形成の協議会を我々は昨年八月からやっているのですが、基本法の条文案が出る前からやっている協議会として、検証部会の中で出てきた議論を受けた形で始めた協議会ですから、「適正な価格形成」の協議会という呼び方をしております。

それから、先生の御指摘の中で「適正な価格形成」を「合理的な価格形成」と言い換えたのは、所得補償の意味合いを外そうとしているのではないかと御指摘ですけれども、そういうことではありません。言葉の使い方の問題でございます。また、先生の御指摘の③にありますがけれども、同様に今回の改正法の趣旨は、合理的な費用を考慮した合理的な販売価格の形成にあると見るのが妥当な解釈だとしてよいかというのはそのとおりです。

一方、あくまで価格形成の議論は所得補償の要素を含めないというのが協議会での農水省の考え方です。何をもって所得政策なのかというのがありますが、そもそ

も今の基本法が制定された二五年前の議論が、まさにそれまで価格政策で農家の所得を確保しようという考え方を、市場メカニズムで価格シグナルを伝えていくという方向に転換していこうとするものでした。

そういう方向で、麦の民間流通を導入したり、いろいろな市場メカニズムを活用した政策が打たれてきたということ、二五年たつて今回、市場メカニズムで価格を決定しますということに加えて、持続性の観点から費用を考慮しようという要素を入れようということになったわけです。

ですので、決して今回の改正が二五年前より前の政策に戻ろうということではありませんので、そういう意味で昔の行政が価格を決めていたような政策に戻すということも、食料システムという言葉を今回改正案に入れましたけれども、食料システム全体に必要な費用が考慮されて、全体として持続性が確保されるようにしていこうという費用の考慮を価格形成の際に一緒に考えていこうという改正でございまして、御理解いただければと思います。

○谷口 九割ぐらいまでは納得しましたが、究極の質問は、関係者ごとに適正な価格が異なっているとされた上で、それが一致する保障はありますかということなのです。それは合理的と言えるかという危惧、心配なのです。

現実には極めて厳しいだろうと。ほとんど一致しないのですから。

○木村企画グループ長 一致するように議論しています。みんな一致してつくろうとしているのは、合理的な費用の指標なのです。これは非常に難しい議論です。消費者から見れば安いほうがいいですし、生産者から見れば高いほうがいいので、なかなか容易ではない議論ですけれども、今までこういう議論を農水省でもやっていなかったのですが、今回最初に検討した品目としては、飲用の牛乳と豆腐、納豆ということで、皆さん御案内のとおり、ドラッグストアやディスカウントストアなどで安売りされているケースがあり、客寄せに使われています。

それを納入している牛乳の生産者とか豆腐、納豆のメーカーにしたら持続的ではないケースもあるのではないかとということ、今回そういう議論をしているのですが、決して生産者だけがこの仕組みが必要だと言っているのではなくて、川中、川下の皆さんも含めて社会課題として持続性の確保を図っていかなければいけないということについては、最近の協議会では理解をいただけるようになってきていますので、そこは全くまとまらないだろうということではなくて、まだ議論を続けていきたくないと考えております。

○谷口 一番の問題はそういう難しいことがあるでしょうということが大変よく分かりました。その上でこの議論が直接的な所得補償という議論を妨げてしまっているのではないかとという危惧があるのです。

つまりそうした議論を遠ざけて、合理的な価格形成の中でどうにかなるという期待を抱かせておいて、最後はだめだということにしないでほしいというのが現場の希望ではないかかなというのが私の意見です。

○木村企画グループ長 いわゆる所得補償の御指摘ですが、今でも麦、大豆のゲタだとか水田活用の交付金といった支援は行っていますが、だからといって適正な価格が形成されて、それが消費者に評価されて、評価に見合った価格で消費者に購入されるということがなく、いいのかもしれないと、決してそういうことではなくて、やはり生産者にとっても自分が作ったものがきちんと消費者に評価されて、自分が付加価値を高めたものが高く買ってもらえるということが、まさに農業のやりがいにもつながると思いますので、足りない部分についてはゲタとか水活みたいな政策的な支援も併せて講じていくということかと思えます。こっちがうまくいけば、こっちがうまくいかないというよりは、両方必要なところをやっていくのかなと思います。

○服部 「合理的な価格」とは、誰にとつての「合理的

な価格」なのでしょうか。価格は、人為的に決められるものではなく、市場における需給関係で決められるもので、需給関係に全ての関係者が入っているものです。

ここでいう「合理的な価格」を想定することが、合理的では無いと思われるが、如何でしょうか。

○木村企画グループ長 これは、関係者全員にとつての合理的な価格ということでございます。今の基本法にも国民の理解と納得が得られる価格という意味で、「合理的な価格」と使われておりますので、同様の意味を持たせているということでございます。

○西川 合理的な価格の形成と需要に応じた生産について記述した、一六ページの文章について詳しく解説していただけますでしょうか。

農業生産構造の問題として、稲作を中心に需要に応じた生産ができていない。一方で、デフレ経済のために、農産物の価格形成で生産コストが十分反映されていないことが問題とされています。前者からは農業者の責任であるため、価格が低いのはやむを得ないとなりますし、後者からは農業者にはどうにもできないことなので、政策的に仕組みを構築することが必要ということになります。

それとも、稲作等の需要に応じた生産を実現できていない部門については、仕組みの構築は不要と言うことで

しょうか。

○植杉情報分析室長 先生御指摘の文章につきまして、令和五年九月に取りまとめられました食料・農業・農村政策審議会の答申を踏まえまして、適正な価格形成と需要に応じた生産の記載を基にしたものでございます。具体的には、答申の一〇ページにございます。

○木村企画グループ長 西川先生の質問の最後のところに、仕組みの構築は不要ということでしょうかといただいているところがありますよね。そこは誤解があると思うので申し上げますと、先生の御趣旨は一段落目にある稲作で需要に応じた生産ができていないということで、価格が低いのはやむを得ないということなのですが、前者がいわゆる需要に応じた生産をやっている政策で、引き続き、需要に応じた生産をやっているという話です。

それに加えて後段の二段落目は、先ほどの価格形成の仕組みをつくっていくという話ですので、申し上げたとおり、需要に応じた生産は変わらないのですけれども、持続性の観点から費用を考慮する仕組みを併せて検討していきますよということにしていますので、どっちかがあればこの仕組みは不要ということではなくて、稲作であっても需要に応じた生産を進めて、基本的に需要に応じた生産をきちんと行っていただきながら、それがサ

プライチェーンの中できちんと価格転嫁されていくことが大事だと思えますので、ここは誤解かなと思っております。

○西川 白書二一三ページの図表3-6-15の分析方法を詳しく教えていただけますでしょうか。田と畑を合わせたデータでしょうか。

「農地整備率」とは何を示していますか。農地整備率が高いと麦や大豆の作付率が高いことは、基盤整備をされた田での麦や大豆の作付面積が大きいことを示しているのでしょうか。

○村本課長補佐 農地整備率について、二一三ページの農地整備率と麦・大豆作付率のグラフの細かいところを教えてくださいたいという質問でございました。これに対して回答いたします。

本グラフは、各市町村の田畑面積の総面積に対する農地整備率の田畑面積の割合と、各市町村の作付面積に対する麦、大豆の作付面積の割合を示したものでございます。ここで農地整備率というのは、定義としては田の場合は三〇オール程度以上に区画整理された面積、畑の場合につきましては区画整形された面積を計上しております。

このグラフにつきましては、農地整備を行った圃場での麦、大豆の作付面積を直接示したものではありません

んけれども、一般に区画整理がなされたところでは、暗渠排水等により排水性が改良され、麦、大豆等の作付がなされており、実際に農地整備率の高い市町村では麦、大豆の作付面積割合が高いことから、ここでは「農地整備率の高い市町村ほど麦や大豆の作付が高い」と表記しております。

○安藤 農村RMOと中山間地域等直接支払制度の今後の展望についてです。三三ページから三五ページにかけての記述では、「農用地の保全活動や農業を核とした経済活動」が「生活支援等地域コミュニティ維持に資する取組」よりも前に、また、「農地保全」が「くらしを支える」よりも前に記されています。地域運営組織の本質は生活支援であり、この順番は逆にすべきではないかと思いますが、このような並び順になっている理由は何でしょうか。

この問題は、①生活支援のための取組を行う組織を出発点として考えるのか、②農地保全のための取組を行う組織を出発点として考えるのかという、農村RMOをどのようなプロセスで設立していくのかという施策の基本的な方針に関わる論点となります。実際のところ、現在の農村RMOのうち①のタイプと②のタイプがどれくらいずつあるのでしょうか。

また、①の組織が農業に活動を広げていくための、そ

して、②の組織が生活支援に活動を広げていくための政策的な支援としてどのようなものがあり、これを進めていくための課題は何だとお考えでしょうか。そうした農村RMOの現状を踏まえたうえで、中山間地域等直接支払制度はどのような方向に改善を図っていきたいとお考えでしょうか。

○木原課長補佐 農村振興局地域振興課でございます。

農村RMO、農村型地域運営組織につきまして、地域運営組織の一形態と整理しておりますので、地域運営組織のうち農に関する活動を行うのは農村RMOと言えるのではないかと考えております。

そういった中で人口減少や高齢化が進行する中で、農用地保全等を今後も適切に行うための施策という考え方ですので、記載の順番がなぜ農用地の保全活動の次に生活支援となっているのかという御質問がございましたが、農村RMOは農用地の保全をしっかりしていきたいという施策なので、初めに農用地の保全などの文言が来ているという順番になってございます。

出発点となる組織については、地域づくり協議会など生活支援関係、あとは中山間直払の集落協定などございますが、地域の実情に応じてどちらもあり得ますし、どちらも推進していきたいと考えております。

どちらのタイプがどれくらいかということについて、

正確な調査は行っていませんのでおおよそになります。今進めているモデル地区で見ますと、地域づくりの取組を行っている組織が母体となっているほうが多いという印象になってございます。

進める支援については、農村RMOの形成推進に向けて、令和四年度から補助事業を創設して支援しております。地域レベルですとモデル地区を形成するといった取組に対して補助金で支援したり、県レベルではそういった地域を伴走支援する体制を構築したり、全国レベルで研究会を開催して、事例を横展開することで、取組を広げたり、どういった形で進めたらいいのかという課題に対して応えていくべく実施しているという状況になってございます。

○深澤課長補佐 中山間直払についてですけども、中山間直払のどのような方向に改善を図っていくかということ、先ほどの繰り返しになってしまっているところですが、今、令和七年度からの第六期対策の検討を進めておりまして、状況としまして農業者の高齢化、リーダー不足等によって、小規模な協定ほど集落内での担い手の確保が困難となりまして、活動の継続が困難な協定の増加の増加や協定の廃止が課題になっていると考えております。

このため、来年度からの第六期対策では、集落協定間

の連携ですとか多様な組織等に協定の活動に参加していただくことによりまして、共同活動の実施体制の強化を図っていきたいと考えております。

このことによりまして、将来的に農村RMOなどの地域活動の協働機能を持つ組織へと発展しまして、中山間地域の農地を守るための受け皿となるのを期待しているところです。

以上です。

○神山 特集の中では、農業集落の構成戸数が九戸以下になると、地域農業資源の管理・保全のための共同活動が著しく減退すると指摘しています（図表 特2-15、二一ページ）。第四章の冒頭では、地域類型別の人口構成を分析し、特に山間地域では、人口減少・高齢化が進み、集落の小規模化が顕著であることを指摘しています（図表4-1-3、二六七ページ）。改正基本法は、人口減少などの情勢変化の下でも「地域社会を維持する」と宣言しました。農村地域社会を維持するための条件をどのように考えるかです。

特に山間地域では、農業集落の小規模化が進み、農業経営の展開、農家以外も含む地域住民の生業の展開を維持するための「器」として小さくなっています。中山間地域等直接支払の次期対策、環境農業支払のあり方を検討するなかで方向づけすべき課題です。「地域社会の維

持」という観点から、図表4-5-3「多面的機能支払制度に基づく活動を終了する理由（二九六ページ）」は興味深いです。

本文では、「共同活動の中核的役割を果たす者」「事務処理を担当する者」と記述している。これは、「新しい農村政策の在り方」検討会で議論された「農村の担い手」という概念の範疇に入るものとしてとらえていいのでしょうか。

○**村本課長補佐** 様々な統計分析の中で農村は人口減少が進んでいるとされており、改正基本法の中で農村地域社会を維持するためについてどう考えているかという質問でございます。

農村地域では御指摘のとおり、人口減少や高齢化が急激に進行しておりまして、集落機能の低下による農業生産の停滞や地域の衰退が懸念されることから、地域コミュニティを維持するために、多様な人材を呼び込むとともに、複数の集落が協力して地域活動を行うような取組を推進する必要があると考えております。

このため、これまでも幾つか出てきましたけれども、地域コミュニティを維持する施策として、例えば多面的機能支払などの農地の保全に向けた共同活動の促進による農村の下支え機能の維持ですとか、六次産業化といった農山漁村発イノベーションの取組を通じた農村に

おける所得と雇用機会の確保、農村RMOの形成を通じて地域課題の解決や鳥獣害防止対策の推進による農村に人が住み続けるための条件整備、また農泊など都市と農村との交流の促進や二地域居住の環境の整備の推進によりまして、農村関係人口を創出、拡大することを総合的に推進して、農村の振興、コミュニティの維持を図ってまいりたいと考えております。

○**河野課長補佐** 農村振興局農地資源課の河野と申します。

人口減少、高齢化が進んで、農業集落の小規模化が進んでいて、特に山間地域の農業集落におきましては、地域社会の維持が困難になっていると。地域社会の維持という観点から、白書に載せておりますけれども、多面的機能支払制度に基づく活動を終了する理由ということで言及していただいております。

また、本文の中で共同活動の中核的役割を果たす者や事務処理を担当する者といった人材の確保が困難となるおそれがあるとしておりまして、共同活動の中核的役割を果たす者、また事務処理を担当する者というのは、新しい農村政策の在り方検討会で議論された農村の担い手という概念の範疇に入ることでもいいのかということでございますけれども、先生御指摘のとおり、中核的役割を果たす者、事務処理を担当する者というのは、農

村の担い手という概念の範疇ということでご該当するものということと考えております。

○**今井課長補佐** 農業環境対策課の今井と申します。

質問の中で環境の農業支払いの在り方を検討する中で、併せて検討すべきではないかという質問を頂いておりました環境保全型農業直接支払交付金につきましても、中山間の交付金と同じく、令和七年度に見直しを行うことを現在検討しているところでございます。

環境保全型農業の交付金につきましても、第三者委員会を設置しております、そういった中で今後どういう在り方で進めていくか検討しているところでございますが、質問の中でもありましたように、事務処理を担当する者が不足しているという課題はありますので、申請の負担軽減に向けた対応は必須になってくるかなと考えております。そういったところも含めた形で、七年度に向けて現在見直しを検討しているところでございます。

○**矢坂** 一九〇二ページ（海外も視野に入れた市場開拓・生産を推進する必要）、二二六ページ（輸出促進を国内の農業生産基盤の維持に不可欠なものと位置付け）についてです。

農産物・食品の輸出は国内販売に比べてさまざまな不安定な要素を抱えており、債権回収、商品管理などでのトラブル、輸出先国の食品安全や公衆衛生に関する規制

変更等、不測の取引リスクをはじめとして新たなリスクを抱えることとなります。

一方で、農産物・食品輸出を調整弁として位置付けて国内仕向けの農産物・食料供給の安定性を確保するといったことは、日本が折にふれ農産物輸出国を批判してきただ点でもあり、安定的な輸出先を確保するのも難しくなります。また、輸出促進のためには国境調整措置の緩和・撤廃が必要となり、国際市場の激しい価格変動の影響が輸出をつうじて国内市場に及ぶことにもなります。

そこで、①農産物・食品輸出拡大は国内市場にどのような影響をもたらすと考えているのか。とくに米や畜産物の輸出拡大がもたらす国内政策への影響についての見解を伺わせてください。②輸出事業者が直面する輸出拡大にもなうトラブルや課題としてどのようなことを想定し、それらに対する政策的なサポートとしてどのような事前対策やトラブルの解決・救済といった事後対策が講じられているのでしょうか。

○**伊藤課長補佐** まず一つ目、輸出と国内の政策との関係という御質問の趣旨かと考えております。先ほどの小林先生への御回答と若干重複してしまっているのですけれども、今回の改正基本法において、国内の人口減少に伴う食料の需要の減退が見込まれる中において、農業、そして食品産業の発展を通じて、食料の供給能力をしっかりと

確保していく趣旨から、輸出を進めていくということでございます。その際は、我々はしっかり需要に応じた生産、マーケティングで取り組んでいくということが必要だと考えておりました。輸出先国の規制とカーブズといったものに対応して、それを生産し、供給していくという体制をしっかりと構築していくことが大事だと考えております。他方、国内については、基本法の基本理念には「国内への食料の供給」も引き続きしっかりと位置づけられており、国内の需要に応じた生産もしっかり進めていかなければならないという認識でございます。

その上で米とか畜産物といった様々な個別物品について先ほど輸出の割合が全体に対していかほどかという御指摘も小林先生からございましたけれども、今後基本計画策定の検討過程の中で、輸出を含め、各品目の需要と生産の状況を踏まえながら、適切に施策が進められるようにしてまいりたいと考えております。

○丸野総括 輸出・国際局の規制対策グループの丸野と申します。

矢坂先生の御指摘の点、②につきましまして、でございます。輸出拡大に伴うトラブルや課題について、農林水産省としましては、事業者が輸出に際し接するトラブルにつきましましては、輸出相談窓口を設けて個別に事業者と相談対応しております。また、ウェブサイトに「輸出に

おけるよくある相談」等の情報について公表・発信をしているところでございます。

矢坂先生の御指摘の中で、債権回収のような事業者が個別に対応するものに加えて、輸出先国の食品安全や公衆衛生に関する規制変更のような、制度面のご指摘がございます。輸出先国の食品安全や公衆衛生に関する規制変更に関しては、例えば輸出先国の食品安全の意識向上によって、輸出に際して衛生証明書が新たに求められるケースもあり、政府としては輸出先国と協議して、個別に対応しているところでございます。

例えば、令和五年度にはカタル向け輸出水産食品、イスラエル向け輸出水産食品等について、輸出先国との協議に基づき、衛生証明書を発行しているところでございます。

このほか、事業者が輸出先から求められる規制に対応するための支援としましては、農林水産省としては輸出先国規制対応支援事業のなかで、輸出先国が求める条件への対応や輸出手続を円滑に進めるために必要な対応への支援をしているところでございます。具体的には国際的に通用する認証等の新規取得、輸入条件に適合する旨の施設認定等の取得、輸出先国検査官の招聘、輸出先国が求める条件に応じた検査への切替等につきまして取組を支援しているところでございます。以上でございます。

す。

○友田 世界的な食料生産の不安定化の背景の下で、一五ページの「このため、輸入に依存する食料や農業生産資材においては、国内生産の拡大に一層取り組むとともに、輸入の安定化や備蓄の有効活用等にも取り組む必要があります。」という対策をつなぐ論理をもう少し説明してほしいと思います。

輸入が困難な状況になっていく中で、どのように「輸入の安定化」を図るのでしょうか。また、需要が減るのになぜ国内生産の拡大が必要なのでしょうか。国内向けの生産は縮小しても、輸出で稼ぐことが必要だから国内生産を拡大するというのでしょうか。総じて、①人口減で国内市場が縮小する、②国内農業生産が縮小する、③輸入が困難化する、④輸出を促進する、⑤国内生産の振興が必要、⑥平時でも食料を十分買えない人がいる、といった諸要素の関係について整合性をもって示してほしいと思います。

○金子課長補佐（総括） 食料安全保障室の金子と申します。

食料安全保障に関する背景、それと国内の農業生産、安定的な輸入、備蓄の確保を図ることにどうつながるのか論理的にとり御質問を頂いております。

白書でも書かせていただいていますし、先生たちも

重々御承知のところかと思いますが、近年では気候変動における食料生産の不安定化、あるいは世界的な人口増加等に伴う食料競争の激化、国際情勢の不安定化など、これまでのように食料をいつでも安価に輸入できるような状況ではなくなってきたという状況にあると認識しております。

こういう中であって、農林水産省としては、将来にわたって食料の安定供給を図っていくという観点から、国内で生産できるものはできる限り国内で生産することが重要であり、それが基本であると考えているところでございます。

一方で、現在の消費に合わせた生産を図るためには、国内の農地が約三倍必要という試算もございます。白書では七五ページのコラムで御紹介させていただいていますが、すけれども、そのようなことにあるということ、それから肥料などについても海外からの輸入に依存している中、どうしても自給できないものについては、輸入による供給も不可欠であるというところでございます。

こうした状況も踏まえまして、国内生産の需要を満たすことができない農産物及び農業資材の安定的な輸入の確保に向けて、輸入相手国の多様化や輸入相手国への投資の促進等を改正基本法の中で位置づけたところでございます。

また、備蓄につきましては、国内生産や輸入と並ぶ食料供給の手段でありますので、食料供給が大幅に不足する事態における初期の対応策として大変重要であるという観点から、備蓄を確保していく旨についても改正基本法で明確に位置づけさせていただいているところでございます。

○宮田係長 輸出・国際局の宮田と申します。どのように輸入の安定化を図るのかという点について御質問いただいております。

海外からの食料の輸入は、主として民間事業者の皆様にご負担いただいております。そのため、民間事業者の方々が一時的に不安定化する中でも、安定して海外からの輸入を確保するためのサプライチェーンを維持していただけるように、例えば海外現地における集出荷施設の維持拡張、もしくは海外で調達網を有する企業への資本参加といった投資を促進するための補助事業を用意しております。そういったものを活用いただきながら、民間事業者の方々による海外からの安定的な輸入の確保に取り組んでおります。

また、カナダやオーストラリアといった主な輸入相手国との政府間対話の促進を通じて、需給が逼迫する際などにおいても両国間で迅速な情報共有ができるような体制を引き続き構築していくことで、輸入の安定化を図っ

ていきたいと考えております。

○金子課長補佐（総括） 友田先生の後段のところ、①から⑥の諸要素の関係を整合性をもって示してほしいという点がございました。改正基本法におきましては、目指すべき基本理念として、国民全体に必要な食料の総量としての確保、いわゆる食料の安定供給を図ることに加えて、実現すべき食料安全保障については、国民一人一人が食料を入手できるという概念を含むものとして定義しております。

このうちの食料の総量の確保という点につきましては、改正基本法第二条第四項におきまして、条文上の解釈と実態面から説明させていただきますと、この項目につきましては、国民に対する食料の安定供給を図るという観点から、国内の食料の供給に加えまして、輸出の役割を規定しております。国民の皆様は食料を安定的に供給するためには、その需要を生み出すための供給能力が維持されていることが必要です。

先ほども述べましたとおり、現状でも国民の食生活に合わせた生産を行おうとすれば、約三倍の農地が必要という試算がございます。国内の農地面積では足りない状況の中で、今後国内の人口減少に合わせて生産基盤を縮小させてしまうと、食料の安定供給が困難になりかねません。

今後、自然減による国内総人口の減少が見込まれ、国内需要の減少が避けられないことから、国内生産に加え海外への輸出を図ることで、食料の安定供給が確保できるだけの生産基盤を維持するということが重要と考えているところでございます。このところは、基本法において食料の供給能力の維持を図るという形で記載させていただいているところです。

また、⑥に関わってくるものですが、これまで総量として必要な食料を確保できれば、食料の安全保障は確保されるという考え方でしたが、総量を確保した上で近年の顕在化する食品アクセス問題等を踏まえまして、国民一人一人に健康な食生活を確保するために食料を届かせることが重要になっておりますので、食料安全保障という観点で基本理念を見直したところでございます。

○**服部** 食料自給率について白書は、「輸入リスクが増大する中での食料の安定的な輸入・肥料・エネルギー・資源等の自給率に反映されない生産資材等の安定供給等、基本理念や基本的施策について見直しが必要なものが生じており、食料自給率だけでは捉えきれないものがある」とし、「自給率目標は、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の一つとすべき」としています。

こうした自給率目標の位置づけの変化の結果として、

今次基本法においては、食料自給率目標は示されていません。しかしながら、自給率は我が国農業の最も基本的な指標です。基本計画では、二〇三〇年の自給率目標は四五％と示されています。この四五％が現行の自給率三六％に比べ高すぎるというのであれば、現実的な数値に変更すればいいのではないのでしょうか。変更後の目標が三〇％台後半であっても、恥じることはないと考えます。

○**金子課長補佐（総括）** 服部先生から食料自給率に関する御意見を頂いております。食料自給率につきまして、改正基本法第一七条第三項において、基本計画の記載事項として、食料自給率の目標に関し、食料自給率の向上が図られるよう、農業者等の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定める旨を明記しているところでございます。

基本法制定以降、食料自給率は三八％前後で推移している状況にあります。この変動要因について見ますと、国内で自給可能な米、野菜、魚介類の消費の減少や輸入依存度の高い飼料を多く使用する畜産物の消費量の増加など、消費面での変化が自給率の低下要因となっているところでございます。

こうした食料消費の傾向がしばらく継続することが想定されているところでありまして、食料自給率が確実に

今後上がっていくということを言い切ることは困難と考
えているところでは、いずれにしましても食料安全保障
の確保の観点からは、麦、大豆、あるいは加工原料用野
菜等の輸入依存度の高い品目の国産転換といった食料自
給率の向上にも資する取組をさらに推進することが必要
と考えております。

今後、改正基本法に基づいて基本計画の策定を行うこ
ととなっております。その基本計画の策定の際には、食
料自給率のほか、その他の食料安全保障の確保に関する
事項についての適切な目標の設定に向けた検討を行って
まいりたいと考えております。

○西川 御回答いただきましてありがとうございます。
た。

それでは、今までの回答につきまして、先生方から追
加でご質問等がありましたら一問だけ手短に頂ければと
思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、全体を通して一問だけ追加で御質問ありませ
か。簡潔にお願いします。

○谷口 七五ペーシに国内で消費される食料全てを生産
するために必要な農地面積が国内の三・一倍と書いてあ
ります。私は以前にも同じことを指摘したのですけれど
も、必要な農地面積のうち、例えば小麦は日本の単収で
計算したのですか、それともアメリカ等の単収で計算し

たのですか。

つまり、単収が低い国から輸入すればするほど必要な
農地面積はすごく大きくなってくるからであります。オ
ーストラリアから輸入するのと仮にEUから輸入するの
とでは単収が全然違いますから、面積では三倍ぐらいの
格差があります。そういう点はどのように考慮されてい
るのか。国内の単収を用いたという気もするのですけれ
ども、何も書いていないのでよく分からなかつたです。

○金子課長補佐(総括) 谷口先生より、国内で消費さ
れる食料全てを生産するために必要な農地面積について
質問がありました。これについては、複数の主要輸入先
国の平均反収で換算して算出しております。

○西川 どうもありがとうございます。他にあれば手
短にお願いします。

○神山 人口減少の下でも、地域社会を維持するのだと
言われています。私の質問の中にもあるのですが、地域
類型別の分析によると、総戸数九戸以下の農業集落の割
合は、山間地域では一九・九%です。つまり、二割の集
落が立ち行かなくなっている。

こういう現実の中で、中山間地域等直接支払いの第六
期対策が二五年度から始まるし、環境農業支払いも仕組
んでいかないといけない。そこで、お願いです。集落調
査を継続して実施して、地域類型別の分析をもう少し深

めていただきたいと思っています。

○西川 どうもありがとうございます。司会の不手際で時間を超過して申し訳ありませんでした。

それでは、時間となりましたので、今年度の白書研究会を終わりにいたしたいと思います。本日は貴重な意見交換の機会となり、白書の内容に対する理解が深まったと思います。どうもありがとうございました。

——了——

注…白書のページ番号、図表番号等は、全て農林水産省ホームページ

ージに公開されているもの (https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r5/pdf/zentaban.pdf) (二〇二四年七月二〇日確認)に対応している。

急激な変化に揺さぶられる日本の漁業・水産業―総「縮小」化をどう跳ね返すか

早稲田大学名誉教授 堀口健治

久しぶりの水産関係の特集である。

水産関係は幅が広い。変化も激しい。漁家を主にする沿岸漁業・漁村、中小漁業の資本が主になる沖合・遠洋漁業、沿岸の伝統的水産加工から大規模な水産・加工食品会社も関わる飲食料品製造業、そしてダイナミックに変化を遂げている養殖、これ等をカバーすることが必要になる。

変化を引き起こす要因は色々あるが、これ等は五人の専門の先生方をお願いすることにして、堀口は外国人労働力の動きを述べておきたい。

大学時代の専門ゼミで、東日本の大中小型まき網経営の後継者が手をあげて入ってきたことを記憶する。堀口は、若い時は中小漁業を調査し大臣許可の売買等を研究していたから、それを知りゼミに入ってきたのだろうが、異色だった。学ぶべきは、漁業制度の仕組み、代船建造等の時期が来れば否応もなく大きな負債が起きる中小漁業での資金繰り、労働報酬も水揚げ歩合の古さをどう改革するか、等であり、いろいろ勉強して帰郷した。農業法人の後継者が最近、技術よりも、財務分析や雇用の仕組みの勉強を優先するのと同様である。

東日本大震災時は大きな被害も受けた。その過程で、巻き網本船を大型化しながら運搬も兼ねる多用化で一か統の隻数を減らすなど、改革を行ってきた。最新の技術を載せることにより、少ない人数で漁獲を維持する戦略だと堀口は理解している。

卒業後、二〇一三年に会ったときは、従業員は全員日本人だった。乗組員の居住も改善し個室も増やしている。それが、西日本の近海カツオやマグロ延縄へ、そして近海まき網、三陸・常磐などのさんま樺受、沖合底曳きに、イン

ドネシアの労働力が入り始めた。日本人船員が絶対的に不足し始めたのである。その結果、二〇二〇年までに大中型まき網にも外国人船員が入ってきた。当初は数人の技能実習生、それ以降は毎年のように複数名を採用しながら、半分は三年経過すると帰国し、半分は特定技能に残るやり方が繰り返えされている。

ここでは総船員の、今では、約二割がインドネシア人であり、今後は準幹部になる外国人を想定せざるを得ないのではない。しかし幹部になるには海技免状が必要である。航海は日帰りから数日までと短いものの、日本の若者の先端漁業への反応はまだ弱い。今後は漁業でも特定技能二号の受験が出てくると思われるが、さしあたりは免状を必要としない甲板関係を主に、キャリアアップを果たすものと思われる。

こうした外国人船員は今では大事な役割を果たしているが、日本人船員との良好なチームワークが機能する中で、日本の若者も乗船希望が増えてくるのではない。日本の若者にもキャリアアップが示されるからである。

日本における外国の若者の受け止め方は、他国のように単純労働を繰り返すやり方ではない。技能のアップ・日本語のレベル引き上げを意図的に進め、それが技能実習から特定技能一号へと展開し、最近ではビザの期限がなく、家族も呼び寄せることが可能な二号合格者が期待される。

外国人の力量を高めながら、同時に日本の若者にも選択されるよう、一次産業の改革が進むことを願うものである。

なお佐々木論文は外国人漁業規制法をとりあげ、同法は日本の国籍を有しない者や外国の法人に対して「本邦の水域」や排他的経済水域における漁業等を制限している。これに対して、雇われていた特定技能二号の外国人が条件をみたして、永住ビザを取得すれば、今の制度では漁船主として日本人船主と同じく漁業を行える。この場合、漁業活動は「日本の国益を体している」と理解されるが、この検討はそれですむのかどうか、佐々木氏は問題を提起している。

ちなみに米国は漁船を含む船の所有者は米国民と規定し、さらに船長や「高位の役職」は米国民が基本だとしている。グリーンカード保有者でも排除している。日本はどうするか。検討が必要ではないか。

『令和五年度水産白書』の内容と特徴 ―特集「海業による漁村の活性化」について―

北海道大学名誉教授 廣吉勝治

周知のように、今年度発表された水産白書の目玉（特集記述）は「海業による漁村の活性化」である。白書編集の分量（約五〇頁）からみてもやや違和感を覚えるほどの力の入れようであると云える。それだけ、思い入れの大きいテーマということであろう。本稿は主に海業をめぐる経緯・動向とこの特集記述の内容に言及し、若干の疑問点を指摘しておきたい。（筆者としては、食料農業農村白書で基本法見直しを含め大きな論議となっている「食料安保」論等への係わりを、水産白書に期待したのだが）。

1. 「海業（うみぎょう）」が政策課題となるのか―位置つけの変遷―

今や「海業振興」は、関係業界や行政にとってもかなりポピュラーな用語になっている。元々この言葉は、一

九八五年当時の神奈川県三浦市長が「海の資質、海の資源を最大限に利用していく取組」をコンセプトに、漁業・漁港を核とする地域経済活性化のキーワードとしたのがはじまりと云われる。三浦市では「水産課」は「水産海業課」と呼称され、また「海業公社」が設立されるが、その後、その考えは「海レク」「都市漁村交流」「地産地消」「六次産業化」等の各種施策展開とも相まって沿海各地の自治体や漁業地区に様々なかたちで「漁村活性化」のキーワードとして拡散し、全国の関係業界では「海業」を知らない者はいないとまで云われる。勿論、水産庁は「海業振興」を本年度白書ではじめて取上げたというものではない。

水産庁では、二〇〇九年に長官指示の「漁村活性化のあり方検討委員会報告」において「海業の振興」が提起

される^①。ここでは、海業とは「所得機会の増大等を図るため、漁村の人々が、その居住する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組」とされ、産地加工・漁家民宿・水産物直売・漁家レストラン・体験漁業（修学旅行）・釣り・ダイビング・ホエールウォッチング等の漁業以外の地域資源—活用の営みと見て、相互に影響し合って地域振興が図られるものと位置づけている。これは各地でよく散見される漁村活性化推奨策の取組の風景だと感じられた。

しかし、その後、内閣の規制改革・成長産業化戦略のもと、「水産政策の改革」路線（漁業法改正等）が浸透し、その影響下で海業振興策は漁港施設の公共空地の有効活用やその再編整備を核とする施策に明確にシフトしてきたように思われる。インバウンド、輸出振興、増養殖施設や直売所等の利用促進を図る漁港区域での動向も背景となり（しかも民間事業者の参入も見られ）、漁港機能の再編・集約は動きの激しい方向となった。漁港管理者（地方行政）においても地域経済空洞化の進む漁港域の活用は重要な課題と認識された。

じつは、水産白書において「漁港ストックの最大限の活用による海業等の振興」は、すでに令和三年度（一昨年）で登場するフレーズであり（白書一五九頁）、「海業」コンセプトの変化を裏付けるアイテムとなったと思われる

る。そして、今年の特集編の記述（白書四頁、二二頁）のなかで、いずれも二〇二二年三月閣議決定をみた『水産基本計画』と『漁港漁場整備長期計画』において、「海業」という言葉が初めて水産の法制度関係に盛り込まれたと記される。例えば水産基本計画（二〇二二年改訂）では「漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利用しやすい環境を整備する」とされる。後者の漁港漁場整備長期計画においては来たる二〇二六年度（次の五年）を目的に「漁港における新たな海業等の取組をおおむね五〇〇件展開する」とされる^②。

ちなみに、「海業」施策の内容が展開していく背景には、厳しい地域漁業のなかで、漁港区域内の現場において様々な活用の実態があったと思われる。水産庁が都道府県に行った漁港利用意向調査結果（二〇二〇年九月）によれば、期待する漁港施設活用の内容は直売・食堂・漁業体験等の消費者対応施設、陸域を含む増養殖施設、レジャー関係施設等をはじめとして殆どが生産施設の機能再編を伴うものであった（図表1参照）。

ところで、海業推進のため、制度創設や既存法制の改正作業が昨年度（二〇二三年五月）行われたが（内容は後述する）、水産庁の海業関連の情報活動・政策活動は二〇二一年から昨年度にかけて相当精力的に行われたようである。漁港漁場整備部は、二〇二一年八月「漁港施

図表1. 漁港を利用した海業展開に関する都道府県への意向調査結果（令和2年9月）

期待する活用の内容	具体的な内容	漁港数
消費増進・交流促進施設	・水産食堂、直売所等 ・漁業体験施設 ・遊漁施設 ・宿泊施設等 ・体験型イベント	277
増養殖		246
うち水域	・ナマコ養殖、ウニ・海藻の複合養殖 ・海藻バンクとしての活用	167
うち陸域	・リルの陸上養殖エリアとして貸出 ・種苗生産等に係る施設 ・クロマグロ完全養殖施設	79
PB受入れ	・プレジャーボートの係留施設、収容施設 ・ピシターパス	97
水産加工	・水産加工工場 ・海苔の共同乾燥施設	44
漁業用利用	・漁具保管施設 ・陸揚用浮桟橋を設置	11
研究施設	・民間研究機関への施設開放 ・研究拠点として活用	5
その他	・背後集落用駐車場 ・近隣漁港から避難できる漁港施設の整備 ・スポーツ施設	9

資料出所：水産庁計画課「漁港における海業の推進に向けた民間活力の導入について」（令和6年2月）

設有効活用ガイドブック」と「有効活用事例集」を併せて作成公表している。漁港施設の利活用方法や支援諸施策をまとめた分かり易い関係データ付き手引書で、有効利活用に係る「規制緩和」策の内容についても触れている。事例集も、全国の先行的・モデル的漁港区域活用事例を、活用内容の種別ごとに（しかも水域、陸域別に）簡潔に紹介している。また、関連支援策・制度・税制・融資等の施策情報を関係一五府省庁の協力で整理作成した「海業支援パッケージ」（二〇二二年一月・更新されている）、また主に自治体・民間業者・コンサル向けとされる「海業振興総合相談窓口」（海業振興コンシェル

ジュ）も開設された。これらはいずれも水産庁のHP（ホームページ）にアップされている³⁹。

他方、自民党政調会・水産総合調査会は、かねてより「海業は海の地方創生だ」との発言をされてきた小泉進次郎元環境相を座長として「海業振興勉強会」を二〇二三年六月立ち上げ、都合八回の情報交換と検討を重ね取り纏めた提言を総理に申し入れている（二〇二四年五月⁴⁰）。この動きの中で、水産庁は取組の全国展開のため官民をあげたイベント「第一回海業推進全国協議会」（二〇二三・一一・一三）を開催して政策情報の提供や先行事例紹介等を行った。そして、本年六月二一日の閣議決定「骨太方針」（経済財政運営と改革の基本方針二〇二四について）の中にも「海業の全国的な展開等を進める」が盛り込まれることとなった。

2. 特集テーマの内容と特徴

前置き部分が長くなったが、以上のように、海業振興に向けた動向・背景にあって編まれた白書特集は、全体三節構成。第一節「漁村をめぐる現状と役割」、第二節「海業による漁村活性化の取組」、第三節「海業の今後の展開」である。まず、特集記載の内容と特徴を確認しておく。

第一節は、わが国の地域漁業のおかれている厳しい状

況、すなわち漁業生産や魚食消費の縮減、就業者の減少と高齢化、漁村の人口減、漁労収入の横バイ化等の問題状況をまず概観した上で、水産業や漁村の存在が地域社会に果たす役割、内水面を含め漁村の国民一般に及ぼす様々な多面的機能発揮、滞在・交流・レジャー活動等における市民需要の根強さ等について資料をあげつつ確認する。また、近年増加傾向にある訪日外国人旅行者においても「漁村がそれらのニーズを満たす可能性は十分に考えられます」（一八頁）との指摘もある。国民・市民の漁業・漁村への期待の大きさに比し、漁村の活力低下状況を際立たせることが内容となっている。

第二節では、漁村の地域資源を活用した「海業」の先駆的な取組事例―直売所や食堂等を主とする事業が六事例、漁業体験・「渚泊」・釣り等の交流事業として六事例、増養殖への取組事業として二事例―計一四事例が紹介される。なかには海業「元祖」・三浦市の取組も紹介され、直売施設等への観光来訪者が大幅に回復したという。各事例は目玉とされる事業は多種多様であり、筆者の知らない事例もあり、興味深くじつに有益である。取組事例は、先にも示したように水産庁HP上でも豊富かつ詳細である。

前述した、一昨年閣議決定の改訂水産基本計画、漁港の長期計画の両計画において海業を地区の漁業との調和

を図りながら海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する取組と定義しつつも、現実には地域の基幹的インフラとして様々な事業を受入れ、かつ海業が持つ魅力を直接に国民が享受しうる利点を有する漁港用地・漁港地区活用事業例が多いとしている（二二頁）。この点は内容において更に分析を深めたい事柄である。本節の後半では、前述したような両計画の概説をはじめ、水産庁の海業関係の施策、事例、資料情報等について示している。白書ではQRコード付きの紹介である（二九―四〇頁）。

第三節は、海業推進のための対応でポイント、今後の取組方向等のあり方を述べ、新たな制度の創設や見直しの措置について概説する。地元漁業や地域資源と直接関わりない海業活動の事例、民間企業、地元行政、関係業界との連携問題、漁村への来訪者の安全確保や遊漁とのトラブル問題など、海業振興を進める立場になったとしても取組の環境づくりの課題はまだ相当に詰められる必要があると感じた次第。

ここでは、三節でも記述のある制度創設の動向を中心として、水産政策の位置づけの中で「海業推進」をめぐる問題について若干述べておきたい。

3. あらたな事業創設で地域漁業は生き残れるか

今年の白書で扱っている海業は、これまでの単なる分

析対象としての「海業」ではない。政策用語としての「海業」である。我々が散見する関係資料は膨大であり、水産庁の「海業」に関わる熱量の大きさを感じるが、その内容は「漁港施設等活用事業」（活用事業）の創設である（**図表2参照**）。昨年五月の国会で「漁港漁場整備法（漁港法）の一部を改正する法律」が可決成立し、今年四月一日施行された⁶⁾。

まず、漁港法の目的に「漁港の活用促進」が追加され、漁港施設や水面や公共空地等を活用した消費増進事業（直売、飲食サービス等）や交流促進事業（遊漁、漁業体験等）が対象となる。また、図表にあるように、海業推進に必要な国・大臣による「活用事業」の基本方針策定が起点。次いで「活用推進計画」を定めた漁港管理者の認定を受け、活用事業実施者となる民間事業者には、①行政財産である漁港施設の貸付（最大30年）、②漁港区域内の水域・公共空地の長期使用（最大30年）、③漁港水面施設運営権（みなし物権、最大10年・更新可）等の特典が付与される。

この制度は、資金やノウハウ等のある民間事業者の長期安定的な事業環境を保障する「特別措置」である。評価はなかなか難しく今後の動向をみていくほかないが、現時点で当該制度の問題点・検証課題を指摘しておきたい。

図表2. 漁港施設等活用事業制度の創設



図表3. 漁村に存在する地域資源の例

分類	主な地域資源
漁業に関するもの	新鮮な魚介類、水産加工品、魚市場、各種漁業・養殖業、伝統漁業、水産加工業
自然・景観に関するもの	漁村景観、舟屋、寺社、海、河川、湖、海岸、砂浜、干潟、生物
レクリエーションに関するもの	海水浴場、マリナー、フィッシャリーナ、釣り堀、マリンスポーツ全般、釣り、潮干狩り
漁村の文化・伝統等に関するもの	伝統行事、祭り、朝市・定期市、生活習慣、郷土料理、漁師料理、造船技術、海・気象に関する民俗知識、民話・逸話
再生可能エネルギーに関するもの	風、波、太陽光、バイオマス、藻、河川（水力）
その他	海水温浴施設、藻塩風呂、海水療法、深層水

資料出所：「令和五年度水産白書」12頁

- (1) 注..
- 漁村活性化のあり方検討委員会『漁村活性化のあり方について』
- (エ) 今年の白書・特集のなかでも考察しているように、「漁村が有する地域資源を十分に把握し最大限に活用する」視点、またそうした漁村の核に地区漁協の存在があるという視点の上に立つ海業振興は評価できるとする⁽⁶⁾（図表3参照）。
- (ウ) 外部資本、民間事業者の漁村参入を強くイメージするよう水産基本計画「海業等の振興」は、かたちを変えた「成長産業化」路線のやきなおしであり、評価できない。
- (イ) このままでは「漁港整備」という公共事業が、「海業事業」という地域整備にとってかわられるだけのような気がする。或いは、「漁港」を基幹的インフラと位置づける考えに立てば、やはり海業はその補完物（漁村活性化のノウハウ）という位置づけか。
- (ア) 「活用事業」に参入する民間事業者は比較的自由に（かつ「権利」まで付与され）行動力が更に高まると思われるのに対して、地元漁業者がその波及効果を得て発展し得るかは明らかではない。地元漁業は優先されるといいうが地域漁業・漁業経営を支持支援する仕組みが組み込まれたスキームが必要である。

て（中間取りまとめ）』平成二十二年七月。本文七頁並びに資料・参考3において、「海業の振興」を記述し、「海業とは」のコンセプトを述べている。

(2) 新しい「水産基本計画」（二〇二二年）本文三八頁では、漁村活性化の推進方策のなかで「海業等の振興」の一節が設けられたのを始め、成長産業化の実現や漁協の経営強化策においても海業との連携が位置付けられる。こうしたことから、海業発祥のまち神奈川県三浦市では二〇二二年度を「海業元年」と位置づけ、「海業日本一のまちづくりを目指した取組を進め」という（「令和五年度市長コラム」第一〇四号）。

(3) なお水産庁は、さらに海業の普及・推進と情報活動のため「海業の推進に取り組む地区」の募集を実施した（二〇二二・一一・四—二〇二四・一・三一）。その結果、五四の対象地区を選定し公表している（二〇二四・三・二エ）。当該地区はおおむね二年内に取組を開始し、水産庁は個別に助言・指導・情報提供を行い計画策定を支援するもの。また、海業事業において、漁港での釣り等との調整や安全確保策が漁港管理者に必要とされる事態を想定して、マナーやルール確保等のあり方を含め、水産庁として検討会協議を経て考え方をまとめた「漁港における釣り利用、調整ガイドライン（案）」を公表している。

(4) 自民党政調会・水産総合調査会・水産部会「地域の所得と雇用の創出を実現する海業の推進に向けた提言」（二〇二四・五・二三）。政府・与党、地方公共団体、関係団体等は漁業者や地域

の関係者が海業に取組む意欲を引き出し、しっかり支える体制を整備すること等を要望した。二〇二六年に向けた数値目標（KPI）も掲げ、新たに五〇〇件の海業の取組で漁業者等の所得を二〇％上げる、漁村の交流人口二〇〇〇万人から二五〇〇万人に増加させる等としている。

(5) 昨今の海業施策に関わる情報は少なくないが、適当なものとして以下に紹介しておく。軽込秀行「漁港における海業の推進—改正漁港漁場整備法等の成立—」参議院常任委員会調査室・特別調査室『立法と調査』NO四六二、二〇二三・一一、水産庁海業推進制度検討チーム「漁港漁場整備法の改正について」令和六年三月、水産庁計画課「漁港における海業の推進に向けた民間活力の導入について」令和六年二月。なお、公式名称は「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」。従前の「漁港漁場整備法」は「漁港及び漁場の整備等に関する法律」と改称され、「水産業協同組合法」については漁協が活用事業を行う場合、組合員の従事に係る員外利用制限規定を、その対象外とするもの。

(6) 今年の特集が強調しているような「海業」の内容は、すでに平成二七年度白書が特集「活力ある漁村の創造と漁業経営」（三—一七頁）において展開している。漁村に固有に存在する地域資源を活かすことの大切さ、漁村の経済が地域漁業を核として水産加工・冷凍冷蔵・卸売業・飲食・物流サービス業等の産地関連産業と支え合う水産業の特徴をよく把握している。

漁村の発展方向と海業振興の課題

東京海洋大学海洋生命科学部教授 工藤貴史

1. はじめに

令和五年度水産白書（以下、白書）の特集は「海業による漁村の活性化」であった。その主旨は、基幹産業である漁業の不振によって活力が低下している漁村を海業によって活性化させていくという内容である。

白書では海業を「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義しており、その具体例として「漁港での水産物の販売や料理の提供、遊漁、漁業体験等」を挙げている。この定義からも明らかのように、漁村において海業の取り組みは新しいものではない。

水産政策においても、二〇〇二年の水産基本計画では「地域資源を活用しつつ、水産物の付加価値の向上と販路の拡大等による地場産業の振興に向けた取組を推進す

るとともに、地域の観光資源を活用した健全なレクリエーション産業の育成等により、地域における就業機会の増大を図り、地域の特性を踏まえた個性のある漁村づくりを推進する」としている。海業という言葉こそ使われていないものの地域資源を活用した漁村の活性化が政策課題として挙げられている。

では、なぜ今日あらためて海業という言葉を使って漁村を活性化しているのか、これまでの海業振興とは何が違うのか、そして「海業による漁村の活性化」を実現するためにはどのような課題があるのか、といった点について明らかにすることが本稿の課題である。

以下では、まず次章において人口減少下における漁村の発展方向について検討し、海業振興の今日的意義につ

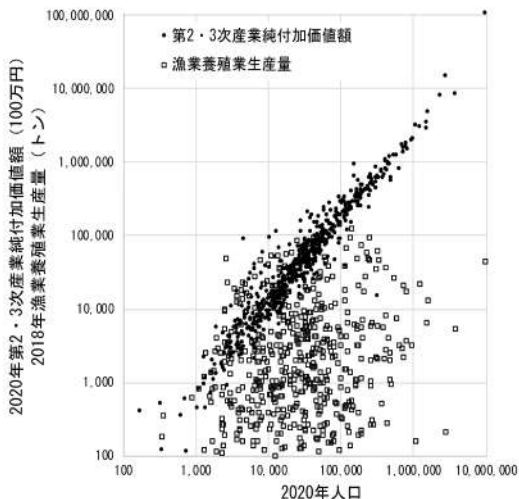
いて明らかにする。次いで第三章では現在までの海業の発展とそれによる漁村の活性化について検討する。第四章では海業による漁港の有効活用とその施策展開について概説する。以上を踏まえて第五章では「海業による漁村の活性化」の課題と留意点について言及する。

2. 人口減少下における漁村の発展方向

人口減少下における漁村の発展方向について検討するにあたって、まずは沿岸市区町村における人口と産業との関係について明らかにしておきたい。

図1に日本の沿岸市区町村（区は東京都のみ）における二〇二〇年の人口と同年の第二・三次産業の純付加価値額および二〇一八年の海面漁業・養殖業生産量との関係を示した。まず人口と第二・三次産業の純付加価値額との関係を見ると、両者には強い正の相関関係（ $r=0.90$ ）があり、人口が多い市区町村ほど第二・三次産業の純付加価値額が大きい傾向がある。第二次産業・第三次産業は「人口」に依拠した産業であり、人口の規模が産業の規模を規定している。一方、同図から人口と漁業・養殖業生産量との関係を見ると、両者には相関関係（ $r=0.10$ ）が無いことがわかる。漁業は「自然」に依拠する産業であり、漁場の大きさと生物生産力そして地域の漁業生産力が産業の規模を規定している。

図1 沿岸市区町村における人口と第2・3次産業純付加価値額および漁業養殖業生産量との関係



資料：「令和3年経済センサス」「海面漁業生産統計調査」
注：純付加価値額＝売上金額－費用総額＋給与総額＋租税公課

図1から予測するに、今後、多くの沿岸市区町村では人口減少にともなって「人口」に依拠する第二・三次産業は縮小することが避けられない。とりわけ人口が少ない沿岸市区町村ほど人口が顕著に減少していくことが予測されており、このような地域において第二・三次産業を誘致して発展させることは困難であると考えられる。一方、「自然」に依拠する漁業は人口減少の影響を直接的には受けにくいいため、人口減少社会においても漁業

を維持することは可能である。それによって市区町村全体とはいかないまでも持続可能な漁村社会を構築することは可能である。事実、消滅可能性都市とされている沿岸市町村においても漁業によって維持されている漁村社会が存在している（工藤（二〇二二））。

以上の通り、人口減少下の漁村においては、「自然」に依拠する漁業を発展させていくことが持続可能な地域社会を実現するための現実的な対応であると考えられる。しかしその漁業が低迷している現状において、同じく「自然」に依拠する産業としての海業の発展が期待されているといえよう。

3. これまでの海業の発展と漁村の活性化

このように期待される海業ではあるが、前述した通り、現場での取り組みは今にはじまったわけではない。そこで本章では現在までの海業の発展過程とそれによる漁村の活性化について明らかにしていきたい。

海業は、一九八五年に三浦市長の久野隆作氏によって造られた言葉であるとされており、「第三次三浦市総合計画」（一九九〇）では「海のもつ多様な価値や潜在能力を経済活動の対象とする産業群の集まり」と定義されている（水産庁（二〇二四））。学界では婁小波（二〇一三）が「国民の海への多様なニーズに応えて、水産資源

のみならず、海・景観・伝統・文化などの多様な地域資源をフルに活用して展開される、漁業者を中心とした地域の人々の生産からサービスにいたるまでの一連の経済活動の総称」と定義している。

なお、白書の定義も含めてこれらの定義に従えば海業には漁業・水産業も含まれることになるが、今日の水産政策によって推進しようとしているのは「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する」サービス業であり狭義の海業といえる。

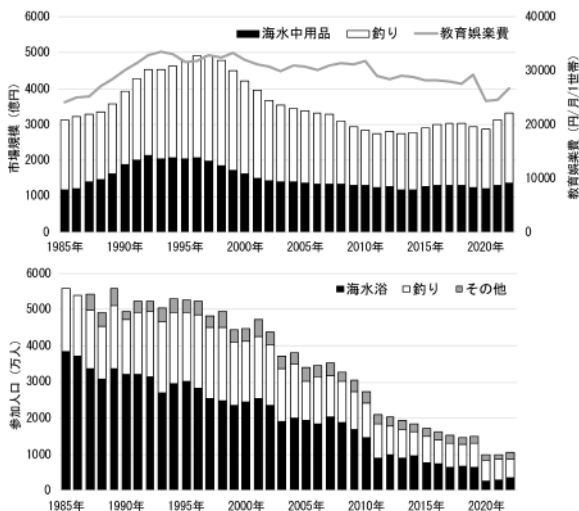
この狭義の海業にしても、高度経済成長期の海水浴ブーム・民宿ブームに始まり、一九八〇年代からは遊漁船業やダイビング案内業といった海洋レジャー産業が発展しており、これらは漁業者の兼業種目さらには転業種目になっている。また一九九〇年代からは漁協を中心に水産物直販店・直営食堂・交流体験事業などが積極的に取り組まれてきた。

では、海業が発展する一九八〇年代から現在までの動向を統計資料から確認しておう。一九八五年から現在までの海洋レジャーの参加人口と市場規模の動向を図2に示した。海洋レジャーの参加人口は二〇〇〇年以降減少傾向にあることがわかる。市場規模を見ると、海水中用品・釣りとも一九八〇年代から一九九〇年代なかばにかけて増加するものの後は減少に転じている。こうし

た市場規模の変化は、「家計調査」における二人以上世帯の「教育娯楽費」の動向と同調している。このように二〇〇〇年以降、海洋レジャーは参加人数と家計支出の減少によって市場規模が縮小している。

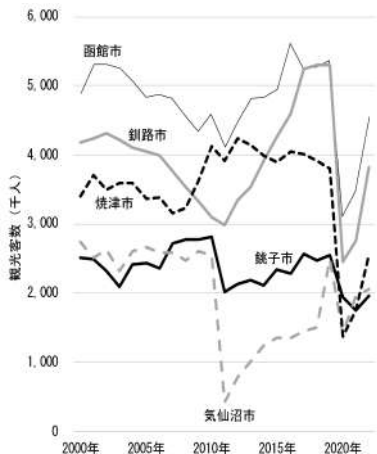
水産物直販店もほぼ同様の動向を確認することができ、水産物直売店の施設数と年間延利用客数の動向を漁業センサスから確認すると、一九九八年から二〇〇三年

図2 海洋レジャーの参加人口と市場規模の動向



資料：「レジャー白書」「家計調査年報」
注：教育娯楽費は「二人以上世帯」の値。

図3 主要水産都市における観光客数の動向



資料：「北海道観光入込客数調査報告書」「宮城県観光統計概要」「銚子市統計書」「静岡県観光交流の動向」

にかけて著しく増加するが（三七〇施設↓四三四施設・二、〇四三万人↓二、六九一万人）、その後は減少に転じており二〇一八年には三四三施設・一、三一五万人となっている。なお、白書では二〇一七年から二〇二二年にかけて水産物直売所等の交流施設と漁村の交流人口は増加傾向にあるとしている。

次に二〇〇〇年以降の主要水揚港が位置する五市における観光客数の動向を図3から見ると、二〇〇〇年から二〇一一年にかけて減少あるいは横ばいに推移しており、二〇一一年の東日本大震災によって減少した後は増加に転じている。しかし二〇二〇年に新型コロナウイルスの影響によって観光客数は著しく減少しており、現在はそこか

ら回復している過程にある。

以上の通り、一九八〇年代から二〇〇〇年代にかけて「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する」サービスマネジメントが漁村において発展し、そこから海業という概念が生み出された。そして二〇〇〇年代からは海洋レジャー産業は縮小し、観光客数は東日本大震災や新型コロナウイルスの影響もあって右肩上がりが増加しているわけではないが、海業は漁村において定着したといえるだろう。

では、現在までの海業の発展が漁村の活性化に結びついたのであるか。先に挙げた主要水揚港や都市部周辺など人が多く集まる地域においては海業の発展によって観光地として活性化したところはあるだろう。しかし、日本全体を見れば、白書が指摘している通り、現在漁村は低迷しているのだから、海業による漁村の活性化は限定的なものであったといわざるをえない。

そもそもこれまでは遊漁船業や水産物直売店など個別のサービスマネジメントとして発展してきたのであって、それが個別経営体の所得向上に結びついたとしても、海業という「産業群の集まり」としての効果を発揮して漁村全体を活性化させるまでにはいたらなかったといえる。つまりサービスマネジメントとしての海業は発展したがそれが漁業の発展には十分に結びつかず、結果として漁業を基幹産業とする漁村としての活性化にはいたらなかった地域が多かった。

たといえよう（例えば工藤（二〇〇五））。

4・海業による漁港の有効活用とその施策展開

そうした現状において、今日あらためて水産政策として海業振興を施策課題としているのは、漁業の低迷によって遊休化する漁港を海業によって有効活用していくこととしていえるからである。さらにこれまでと違うのは漁港の有効活用の担い手として水産関係者のみならずそれ以外の民間事業者も位置付けていることである。これらの点は白書では説明が不足していると思われるので、本章では今日の海業振興の施策展開について概説していく。

漁港の有効活用は今に始まったわけではなく、前回の水産基本計画（二〇一七年）においても「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」を重点課題に挙げている。ただしこの時点では民間事業者を漁港活用の担い手としては想定されてはいなかった。

それが変化したのが二〇二一年に公表された「漁港施設の有効活用ガイドブック」（水産庁漁港漁場整備部）からである。ガイドブックでは「漁港施設の有効活用」とは「海業の拠点として活用し、漁村の魅力と所得の向上を目指す取り組み」であり、その推進には民間活力の導入も含めて検討する必要があるとしている。

この方向性が二〇二二年に策定された水産基本計画に

反映されることとなり、「海業などを行う漁協等と民間事業者間の連携によって、漁業以外の産業の取り込みを推進する」こととなった。具体的には「民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を進める」こととなった。

そして、この新たな仕組みを導入すべく二〇二三年に漁港漁場整備法が改正された。法の目的に漁港の活用推進が加わったことから「漁港及び漁場の整備等に関する法律」（以下、漁港法）と名称が変更され、漁港施設等活用事業（以下、活用事業）が新たに創設された。この活用事業が海業に該当するものである。

漁港法では活用事業とは漁港施設等の有効利用を図ることによって「当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する」事業であるとしている。具体的な事業内容としては、①「当該漁港において取り扱う水産物」の販売・料理提供・消費増進する事業、②遊漁、漁業体験活動、教育活動など漁港のある地域と他の地域との交流を促進する事業、③以上二つの事業に付帯する事業が挙げられている。

漁港法では活用事業が「当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する」ために、以

下のプロセスによって実施することとなっている。まず農林水産大臣が「漁港施設等活用基本方針」を策定し、漁港管理者（都道府県・市町村）がそれに即して「活用推進計画」（実施期間、事業内容、実施場所等）を策定する。漁港管理者は計画にあたって関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業関係者の意見を聴かなければならないこととなっている。そして活用事業を実施しようとする者は「実施計画」を作成して漁港管理者に申請する。漁港管理者は「実施計画」が「活用推進計画」に適合しているか、漁業上の利用を阻害するおそれがないか、などについて確認して認定することとなる。認定された事業者に対しては、漁港施設の貸付（最大三十年）、漁港水面施設運営権の設定（最大十年）、水面等の長期占用（最大三十年）が可能となる。

このように漁港法をみる限り、今日の海業振興は漁港に漁業・水産業そして海業を集積させることによって地域資源を有効活用し、それによって地域の漁業・水産業を発展させて漁業を基幹産業とする漁村としての活性化を図ろうとしているといえる。

5. 海業による漁村の活性化の課題と留意点

以上を踏まえて、最後に「海業による漁村の活性化」の課題と留意点について指摘しておきたい。

海業によって漁村を活性化させるためには、海業の発展を地域の漁業・水産業の発展に結びつけることが課題となる。具体的には漁港に漁業・水産業・海業を集積させてそれによる効果を十分に発揮させる必要がある。そのためには白書でも指摘されている通り「地域における関係者との連携体制の構築」や「地域全体の将来像等を踏まえた海業の計画づくりと実践」に基づいて、漁港管理者が「活用推進計画」を策定する必要がある。

そして漁港での集積効果を高めるための具体的な手法としては、観光総合アプリやデジタル地域通貨などのデジタルツールを活用して利用客の利便性向上と消費促進を図り、域内の経済循環を促進させるといった新しい展開が期待される。さらにデジタルツールによって生み出されるデータに基づいて漁港経営としての統合化・高度化・効率化を実現することが展望できるだろう。

留意すべき点としては、水産政策としての海業振興には限界があるということである。そもそも海業の発展が漁業の発展に結びつくとしてもそれは部分なものである。漁村の活性化に寄与するとしても限界があることは言うまでもない。また人が集まりにくい地域や遊休地が少ない漁港では海業の発展は限界があるだろう。さらに漁港管理者である地方行政にとって海業振興は、地域社会・経済を活性化させることが目的であり、国民への水

産物の安定供給といった水産政策の基本理念が第一義的に追求されるわけではない。

このように今日の海業振興は民間活力の導入によって漁業以外の産業を発展させて漁港を有効活用しようとするものであり、水産政策としては異質の性格を有している。今後の施策展開、現場の取り組み、水産政策としての成果が目される。

引用文献

- 工藤貴史（二〇〇五）「漁村地域における遊漁船業の発展と役割―和歌山県印南町地区を事例として―」『漁業経済研究』第五〇巻 第一号、四三―六一。
- 工藤貴史（二〇二二）「人口減少時代における漁村再生の意義と課題」『漁業経済研究』第六十四巻第二号・第六十五巻第一号合併号、六一―七六。
- 水産庁（二〇二四）「水産政策審議会第五十四回漁港漁場分科会資料」(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/sesaku/gyoko/attach/pdf/index-39.pdf>)。
- 妻小波（二〇一三）『海業の時代 漁村活性化に向けた地域の挑戦』（シリーズ地域の再生）農山漁村文化協会。

漁家経営の維持・再生と海業推進のあり方

元北海道大学教授 宮澤晴彦

1. 海業推進の目的

新しい水産基本計画（二〇二二年三月）では、基本的方針として、①水産資源管理の着実な実施、②水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進、という三本の柱を中心に施策を展開するとしている。そして③では、「海業などを行う漁協等と民間事業者の連携により、漁業以外の産業の取り込みを推進するなど、漁村地域の所得向上に向けた具体的な取組を進めていく」^①と述べている。

つまり、この文言だけを見るならば、海業推進の目的は漁村地域の所得向上であって、漁業者の所得向上は必ずしも中心的な目的とされていないように見える。他の部分、たとえば漁村地域の存続に向けた浜プランの見直

しについて述べた部分では、「海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組の促進」や「漁村外からのUITターの確保」^②といった記述があるので、漁家の所得向上や次世代への継承も、海業推進の目的に含まれていると見てよいのだろう。

もちろん、海業の目的が漁村地域の所得向上や漁村活性化にあるということ、それ自体に何か問題があるというわけではない。しかし海業の内容が、漁業者以外の民間事業者（特に地域外から参入した事業者）に利益が集中し、漁業者への恩恵が希薄なものであるとすれば、やはりそれは水産政策の名に値しないとの誹りを免れないだろう。

2. 漁家・沿岸漁業の現状

冒頭から上記のような指摘をしたのも、沿岸漁業・漁家の衰退傾向が今日に至るまで続いているからである。

その要因や必要な対策については種々考えられるが、ここでは衰退の事実だけを簡略的に示しておく（表1参照）。

まず漁家数に近似する個人漁業経営体数の推移をみると、一九八八年の二八、一六四から二〇一八年の七四、五二六へと、三〇年間でほぼ六割も減少していることがわかる。さらにその後の状況を漁業構造動態調査によって見ると、二〇二二年には個人漁業経営体数が五七、四四〇（一九八八年対比で三分の一以下）にまで減少している。年平均減少数を計算してみると、一九八八→二〇一八年の三〇年間で三、五八八／年であったが、二〇一八→二〇二二年の四年間では四、二七二／年に増加しており、漁家数の減少は近年さらに加速している感さがある。

漁業就業者数もこの間大きく減少し、同時に高齢化も進展した。男子漁業就業者数は、一九八八年の三二四、三三七人から二〇一八年の一三四、一八六人へと、やはり三〇年間で六割近く減少し、六五歳以上の割合は一二・二％から三七・三％へと大幅に上昇した。この中には

表1: 沿岸漁業- 漁家の現状

	1988年	2018年	増減率(%)
個人漁業経営体数 (一)	182,164	74,526	-59.1
男子漁業就業者数 (人)	324,337	134,186	-58.6
65歳以上の比率 (%)	12.2	37.3	—
沿岸漁業生産量 A (千ト)	2,115	969	-54.2
沿岸漁業経営体数 B (一)	141,906	60,201	-57.6
A / B (ト)	14.9	16.1	19.2

資料: 漁業センサス、漁業養殖業生産統計

注: 沿岸漁業生産量・経営体数に養殖業は含まない。

六五歳以上の比率が低い沖合・遠洋漁業の乗組員も含まれているから、沿岸漁業就業者に絞れば高齢化率はさらに高まることが予想される。

また、沿岸漁業（養殖を除く）の生産量は、一九八八年から二〇一八年までの三〇年間で二、一一五千トンから九六九千トンへと、約五四％減少した。この間、沿岸漁業経営体数は一四一、九〇六から六〇、二〇一へと生産量以上に減少（約五八％減）しているので、経営体当たり生産量は一四・九トンから一六・一トンへとやや増加した。だが、漁業経営体数の減少による漁場利用条件の緩和効果が出たとは言いがたく、むしろ経営体の減少が生産量の減少に直結しているとの印象が強い。

以上は極めてラフなスケッチに過ぎないが、沿岸漁業・漁家の衰退傾向に歯止めがかかっていないことは明らかである。近年の気候危機・海水温上昇等の影響は、このような傾向に一層拍車をかける可能性がある。また、コロナ禍やウクライナ戦争勃発以降、食糧供給不安が世界的に広がっているし、異常な円安の下で、かねてから言われてきた輸入水産物の買い負け^③も一段と深刻化しつつある。

こうした状況下においては、国産水産物の供給力を立て直すことこそ、水産政策に求められる最重要課題であろう。二〇二二年に策定された国の緊急事態食糧安全保障

障指針では、水産物についても「食料自給率を高め、食料自給力の維持・向上を図るため、漁業就業者の育成及び確保や、我が国周辺水域における水産資源の適切な保存及び管理等に取り組む^④」としている。したがって海業についても、沿岸漁業・漁家の衰退を食い止め、漁家経営の維持・再生に寄与するものであることが求められているのである。

3. 海業の内容と漁家経営との関係

(1) 海業の諸形態

では、海業がどのように漁家経営に寄与し得るのだろうか。それは、海業の内容や形態と、漁家が営む漁業の経営・操業実態等との関係性によって異なるものと思われる。

まずは海業の内容から見よう。海業は「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組」であり、「地域の所得と雇用機会の確保を図る」ものとされている^⑤。地域資源には、水産資源はもちろん、地域の自然、景観、文化、歴史、施設、人材、産物等、多様な要素が含まれるだろう。そして、これらを活用した海業の取組も、きわめて多様な形態のものが考えられているし、既に多くの実践事例がある。具体的には、①水産物直売所、②レストラン・カキ小屋等の飲食施設、③遊漁船業、④観光

周遊船、⑤釣り堀・釣り筏、⑥漁業体験、⑦加工・調理等その他の体験、⑧漁家民宿等の宿泊施設、⑨ダイビングショップ等海洋性レクリエーション関連施設、⑩ブレジャーボートの係留・保管施設（マリーナ）、⑪自然・文化・芸術等の交流施設、⑫各種イベント、等があげられよう。

また、沿岸漁業・漁家の衰退に伴い漁港施設の部分的遊休化が進み、その有効活用の方策が海業としての利用を含めて模索されている⁹⁾。水産庁の『漁港施設の有効活用ガイドブック』によると、漁港施設の有効活用については、漁港機能を維持しつつ、「漁港の水域・陸域を増養殖などの生産活動や「海業」の拠点として活用し、漁村の魅力と所得の向上を目指す取り組み」と規定している¹⁰⁾。つまり漁港の有効活用という点では、海業のほかに、漁港区域における水面の蓄養・養殖、及び増殖場としての利用や、陸上養殖施設の設置等があげられているのである。

(2) 漁家経営との関係性

以上、海業及び漁港活用に関連する取組を列記したが、以下では海業に絞って漁家経営との関係性を概括的に整理しておく。

漁家の海業への関わり方は、大別すると漁業者自身が副業として従事する場合と、漁業者以外の家族が副業な

いし主業として従事する場合に分けられる⁸⁾。前者については、遊漁船業や漁業体験への従事がその代表的なものである。漁家民宿や水産物の直売、カキ小屋営業等に漁業者自身が携わる場合もあり得るが、これらは海上作業が必須の遊漁船業等とは異なり、陸上で取組であるから、漁業者以外の家族が従事する場合は多いものと思われる。

何れにせよ、漁業者自身が何らかの副業に従事する場合は、営む漁業の合間にそれを行う必要がある。一般に漁業操業は、天候等に左右され、不規則かつ不確実なものとなりがちであるが、それ故に空き時間や漁閑期が生じる場合がある。また、前浜漁場の資源状態や漁模様によっては、出漁するよりも副業に従事する方が有利になる場合もある。集客しやすいため大都市近郊で漁業者が遊漁船業を兼営するような場合等では、相対的に副業優位となるケースが生じやすくなるだろう。このように、漁業者が副業として海業に従事し、追加的所得を得ることによって経営を安定させている場合があるのである。

後者は、漁業者の家族が副業、あるいは主業として海業に従事するケースである。これについては、上記の漁家民宿や水産物の直売、カキ小屋営業等のほかに、雇われの場合も含めると、先にあげた海業関連の多くの取組が該当し得る。

機械化等によって漁業のワンマンオペレート化が進み、家族の補助労働の必要性が低下する場合や、家族労働力に余裕がある場合、あるいは漁業所得が低下し、漁業外所得の必要度が増す場合等では、漁業者の家族が自営漁業以外の仕事に従事し、家計を補助的に支えるケースがあり得る。その際、海業関連の施設が雇用先となるならば、海業が漁家経営に寄与したということになる。

なお、以上のように、漁業者や漁家世帯員が兼業所得を追加的に獲得するという形で、海業が漁家経営に寄与するという、言わば直接的な効果だけでなく、海業が漁家経営に間接的効果をもたらす場合もあり得る。たとえば、海業の推進に伴い、漁村に賑わいが生まれ、魚価の上昇や漁家民宿の利用客数増加がもたらされるようなケースがそれである。しかし、漁業者やその家族が全く海業に関わらずに、せいぜい間接的効果を得るだけの言わば漁業者不在の海業推進であれば、冒頭に述べたように水産政策として有意性を欠くと言わざるを得ないだろう。やはり、漁家に追加的所得をもたらし、漁家所得を増加させる、そのような海業推進のあり方が求められているのである。

4. 漁家における兼業の意味

では、漁家経営における兼業の意味は、追加所得確保というプラス面だけで語り得るのだろうか。以下ではこの点をもう少し検討しておこう。そのために、まずは兼業漁家の推移と現状を統計資料により確認しておきたい。

表2は、漁業センサスにより自営漁業の専兼別個人漁業経営体数の推移を示したものである。この表に見られるように、一九八八→二〇一八年の三〇年間で専業漁家は三割弱の減少にとどまっているが、兼業漁家は一兼・二兼とも七割以上の大幅減少となっている。このことは、「海業の推進↓兼業所得の確保↓漁家経営の安定化」といった想定の実現可能性について、疑問を抱かせる内容と言わざるを得ないだろう。

また、結果的に漁家の専業化率が高まり、二〇一八年には五四・五％となっているが、このことは自営漁業の後継者を確保しているような主業的漁家の残存のみを意味するものではない。既に述べたように、一九八八年以後の三〇年間で漁業就業者の高齢化が著しく進展したが、単身世帯と家族二世帯の比率も、合計で一九八八年の約二五％から二〇一八年の約五一％へと大きく上昇している。これらを合わせて考えると、単身または夫婦

二人の高齢者世帯が増加していることが推察される。こうした世帯では、兼業従事者の機会が潰え、少額の年金や貯蓄の取り崩しと漁業所得のみで生計を維持するといった、消極的漁業専業世帯が少なからず含まれているものと思われる。そして、このような「高齢専業漁家」も、海業による恩恵を受けることは少ないと言えるだろう。

ところで、兼業漁家の激減はどのような兼業種類において生じているのか。その点を、表3によってみてもらう。表示のように、主とする兼業種類別の個人漁業経営体数は、農業、民宿業、その他の雇われといった兼業種目において最も大きく減少している。

このような兼業漁家の減少は、形式的には次の三パターンに分けられる。第一は、疾病、死亡、被災等の要因で、漁業と兼業従事を共に止めてしまう場合である。東日本大震災後に生じた挙家離村等もその一例と言える。

第二は、加齢、疾病、不況等で家族が兼業従事を止め、漁業専業化する場合である。先述の高齢専業漁家がその典型と言えるだろう。第三は、自営漁業を廃業し、兼業種目に特化する場合である。つまり、何らかの地域振興策（海業も含む）が功を奏し、兼業種目の収入が増加し、やがてそれが主業化し、さらに専業化していくといったパターンである。農業兼業の場合は別として、都市化、観光地化が進んだ地域等では、実際このようなことが起

表2：自営漁業の専兼別個人漁業経営体数

		計	専業	1兼	2兼
経営 体数	1988	182,164	55,855	69,965	56,344
	1998	143,194	53,013	47,987	42,194
	2008	109,451	55,498	30,054	23,899
	2018	74,526	40,638	18,105	15,783
構成比 (%)	1988	100.0	30.7	38.4	30.9
	1998	100.0	37.0	33.5	29.5
	2008	100.0	50.7	27.5	21.8
	2018	100.0	54.5	24.3	21.2
2018/1988 (%)		40.9	72.8	25.9	28.0

資料：漁業センサス

注：専業には兼業種類が漁業共同経営従事の場合も含めた。

きていたのかもしれない。

兼業漁家の激減が、現実にとどのようなパターンで生じていたのか、その要因はどのようなものであったのか。こうした点については、実態調査をある程度積み上げれば解明できないだろう。だが少なくとも、兼業による漁家経営の安定化という想定が、そう容易く成立するものではないこと、むしろ地域活性化対策等によって兼業部門が成長するならば、漁家経営の解体を招く可能性もあるということ、この点は十分認識しておく必要があると思われる。

なお、上記の減少が顕著であった兼業種目と対照的だったのが、遊漁船業の動向である。遊漁船業を兼営する漁家は、一兼、二兼ともこの三〇年間でかなり増加した。漁家にとって遊漁船業は、今日でもなお兼営しやすい業種の代表格なのだといえよう。

しかしながら、この遊漁船業においても、釣りブームと言われていたバブル期でさえ、既に漁業兼業型遊漁船業者の利用客数が低迷し、その業者数も減少していたとされている⁹⁾。またその後、「遊漁船業の適正化に関する法律」が二度にわたって改正され、二〇二三年の改正では、利用者の安全確保等に関する情報の公表や定員一人当たり五〇〇万円以上の損害賠償保険加入等が義務付けられており¹⁰⁾、漁業者の遊漁船業兼営に関するハ

表3:主とする兼業種類別個人漁業経営体数の推移

		経営体数		構成比 (%)		2018/1988
		1988	2018	1988	2018	(%)
1兼	農業	15,056	2,456	21.5	13.6	16.3
	遊漁船業	1,943	2,111	2.8	11.7	108.6
	民宿業	1,438	307	2.1	1.7	21.3
	漁業雇われ	6,872	4,849	9.8	26.8	70.6
	その他の雇われ	37,189	5,751	53.2	31.8	15.5
	その他	7,467	2,631	10.7	14.5	35.2
	計	69,965	18,105	100.0	100.0	25.9
2兼	農業	7,847	2,674	13.9	16.9	34.1
	遊漁船業	995	1,476	1.8	9.4	148.3
	民宿業	1,801	528	3.2	3.3	29.3
	漁業雇われ	7,382	3,281	13.1	20.8	44.4
	その他の雇われ	28,613	5,757	50.8	36.5	20.1
	その他	9,706	2,067	17.2	13.1	21.3
	計	56,344	15,783	100.0	100.0	28.0

資料:漁業センサス

注:兼業種類が漁業共同経営の場合は除いた。

ドルは高まる傾向にある。既に遊漁船業は、漁業者誰もが手軽に参入できる兼業種目ではなくなりつつあるのだらう。もちろん上記のハードルを引き下げるのは不適切だが、遊漁船業が漁業者にとって「地元で収入が得られる有望な兼業業種」⁴⁾であるとするならば、水産政策の中で遊漁船業の支援施策を講じること、前向きに検討する必要があるものと思われる。

5. 海業推進論の転倒性

最後に、以上述べてきたことを簡単にまとめておこう。要点は以下の通りである。

すなわち第一は、海業の推進が、漁家経営の維持・再生に寄与するものであるべきだという点である。そのためには、漁業者及びその家族が海業の取組に直接的かつ主体的に関わり、その結果、何らかの兼業所得が漁家経営にもたらされるような関係作りが求められる。

しかし第二に、兼業漁家の動向を見ると、近年はその数が大きく減少しており、兼業所得確保による漁家経営の安定化が、そう簡単に達成できるものではないことも明らかになった。また、場合によっては兼業部門の発展に伴い、漁家経営が却って衰退する可能性があることについて、再度触れておくべきであらう。

さて、このように見てくると、水産基本計画や水産白

書の海業推進論が、転倒した議論になっているのではいかとの懸念を抱かざるを得ない。つまり、地域漁業と漁家経営の維持・再生に必要な海業のあり方を議論するのではなく、海業推進ありき(あるいは漁港活用ありき)の逆立ちした議論になっているのではないかと懸念である。白書で紹介されている海業の成功事例を見ても、海業推進の結果、地域漁業・漁家の再生が進んだのか否かという肝心な部分についてはほとんど語られていない。

そもそも海業は、以前から様々な形で展開されていた。バブル期のリゾート開発、九〇年代における都市漁村交流やブルーツーリズムの推進、二〇〇〇年代以降の六次産業化論等、海業に関する取組は既に十分追及されてきたといつて過言ではない。今、海業を改めて推進しようとするのであれば、これらの取組が地域漁業・漁家の維持・再生という目的に照らして、どのような成果をあげ得たのか否か、その要因も含めて、まず初めにしっかりと検討しておくべきではないだろうか。

注

- (1) 水産庁(二〇二二)『水産基本計画』、P 六
- (2) 同上、P 三七
- (3) 水産白書で買い負けを初めて大きく取り上げたのは、二〇〇〇

- 六年度版である。そこでは、「世界的な水産物需要の増大と日本の買ひ負け―水産物奪い合いの時代へ―」と題した一節を設けて、世界的に水産物需給が逼迫する可能性まで論じている。水産庁（二〇〇七）『平成一八年度・水産白書』、P二五～三三
- (4) 水産庁（二〇二三）『令和四年度・水産白書』、P二八
- (5) 前掲、水産庁（二〇二二）、P三八
- (6) 二〇二三年には「漁港漁場整備法」が改正され、海業及びそれに携わる民間事業者が、①地域水産業の発展に繋がること、②漁業者等との調整が十分になされること、③漁港機能に支障をきたさないことを条件に、漁港施設を利用できることが正式に認められている。
- (7) 水産庁漁港漁場整備部（二〇二二）『漁港施設の有効活用ガイドブック』、P一
- (8) もちろん、漁業者、家族の両者が兼業従事する場合もあり得るが、説明が重複するので、このケースについては割愛した。
- (9) この点については、宮澤晴彦（一九九二）「遊漁船業経営の展開と沿岸域利用」、漁業経済研究、三七巻三号、P六一―八七を参照されたい。
- (10) 水産庁（二〇二三）『改正遊漁船業法について―より安全・安心な遊漁船業を目指して―』、P一―九
- (11) 前掲、水産庁（二〇二二）、P一八

養殖業成長産業化政策の課題と展望〜海面魚類養殖を中心に

鹿児島大学水産学部教授 佐野雅昭

1. 令和五年度水産白書にみる魚類養殖の現状

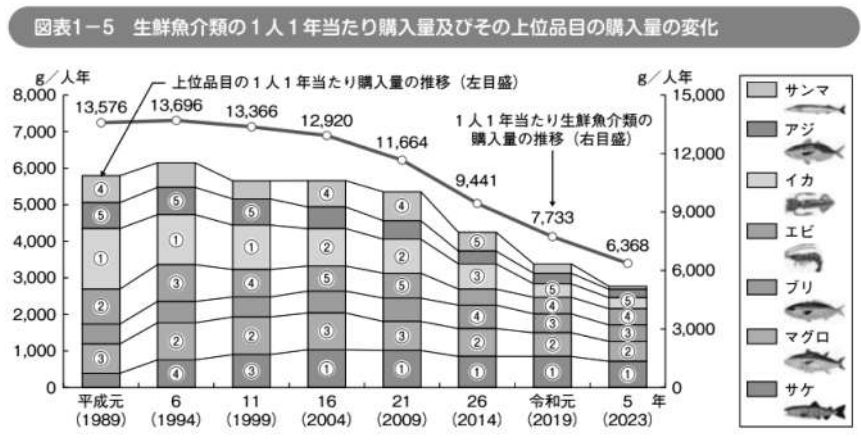
(1) 我々の食卓における養殖魚の重要性

令和五年度水産白書をひもときながら、日本における海面魚類養殖業の現状を概観していこう。まずは白書から引用した図1（以降、本報告で用いる図は全て白書からそのまま引き写したものである。白書内でのタイトルと図表番号が示されているので詳しい説明は本文を参照いただきたい）をご覧いただきたい。この図は家計調査に基づき、二人以上の世帯における生鮮魚介類一人一年間当たり購入量の三五年間にわたる長期的推移を主要な魚種別に見たものである。一九八九年にはイカ、エビ、マグロ、サンマ、アジの順で消費量が多かったが、二〇二三年にはサケ、マグロ、ブリ、エビ、イカの順とな

った。ここでいうサケのほとんどはいわゆるサーモン（生食を前提として養殖生産されたサケマスの仲間）であり、ブリもその多くが養殖ブリである。またマグロも今では養殖クロマグロの消費量が増えている。他方、天然生産に依存しているイカ、サンマ、アジは漁獲量の変動が大きく、現在ではその消費量を大きく減少させ、消費量における順位を落としている。

このように、今や我々の食卓を飾る水産物の多くが養殖生産物に入れ替わり、安定性や規格性が高まりつつある。漁船漁業及びその対象資源の不安定性や担い手不足などにより漁船漁業漁獲物が食卓に出現することが減り、一年中いつでも、日本中どこでも、品質的にも価格的にも安定して調達できる養殖生産物が現代日本における水産物消費の主役となっていることが明らかである。

図1. 生鮮魚類の1人1年当たり購入量推移（白書p57より引用）



資料：総務省「家計調査」に基づき水産庁で作成

注：1) 対象は二人以上の世帯（平成11（1999）年以前は、農林漁家世帯を除く。）

2) グラフ内の数字は、各年における購入量の上位5品目を示している。

3) 平成30（2018）年に行った調査で使用する家計簿の改正の影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要。

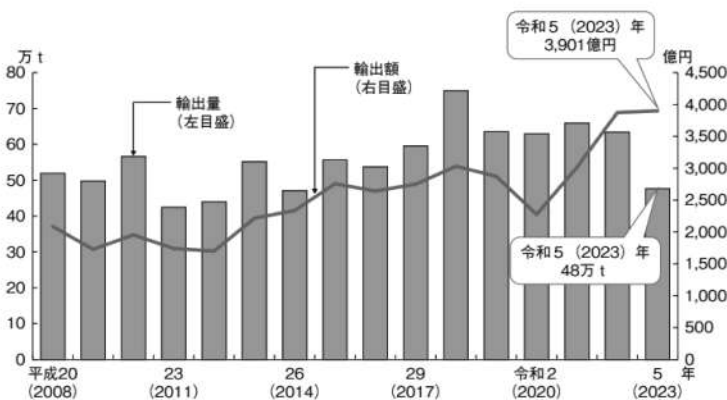
(2) 高まる養殖魚輸出への期待

養殖魚の重要性が高まっているのは国内市場だけではない。図2は二〇〇八年から二〇二三年におけるわが国の水産物輸出動向を表している。この間、リーマンショック、東日本大震災、コロナ禍というネガティブな事件が連続して発生し、加えて二〇二三年からはこれまで最大の輸出相手国であった中国が、ALPS処理水海洋放出に対する措置として日本産水産物の全面的輸入禁止を行った。しかしそういう厳しい環境下においても水産物輸出は金額的にも数量的にも趨勢的に増加している。世界市場における日本産水産物への底堅い需要の存在が窺い知れるだろう。

さてその中身が図3に示されている。輸出品目は上位から順に、ホタテガイ、真珠、ブリ、カツオマグロ、ホタテガイ調整品などとなっている。このうちホタテガイ、真珠は全て養殖生産物であるが、ブリとマグロも養殖生産物の割合がかなり高い。また、各輸出品目の輸出相手国は図4で示した通りである。ブリはホタテガイに次ぐ重要な輸出品目であり、安価な冷凍天然ブリが東南アジアや中国を中心に輸出されているが、米国など先進国市場（生食市場）向けの輸出商材はほぼ全て養殖ブリである。マグロも同じく東南アジア向けは缶詰原料が多

図2. 水産物輸出量および輸出額の推移（白書 p 79より引用）

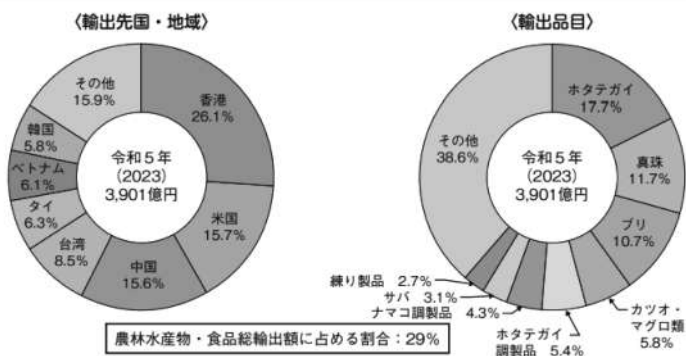
図表1-19 我が国の水産物輸出量・輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

図3. 水産物輸出先国・地域および品目内訳（白書 p 79より引用）

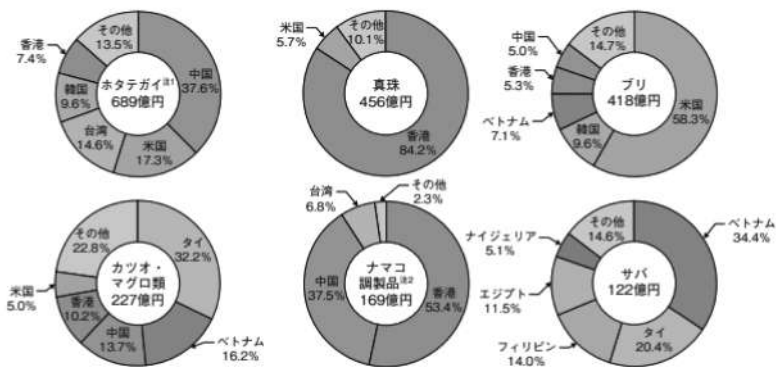
図表1-20 我が国の水産物輸出先国・地域及び品目内訳



資料：財務省「貿易統計」（令和5（2023）年）に基づき水産庁で作成

図4. 主な輸出水産物の輸出先国・地域（白書 p80より引用）

図表1-21 我が国の主な輸出水産物の輸出先国・地域



資料：財務省「貿易統計」（令和5（2023）年）に基づき水産庁で作成
 注：1）ホタテガイについては、このほかホタテガイ調製品（210億円）が輸出されている。
 2）ナマコについては、このほかナマコ（調製品以外）（22億円）が輸出されている。

(3) **華々しい発展と裏腹の厳しい経営状況**
 では養殖業の生産状況はどのようなものか。白書には漁業・養殖業の生産量及び生産額の長期的推移が示され

ている。中核も養殖水産物になりつつあるのだ。
 二〇二〇年に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、二〇三〇年までに農林水産物・食品の輸出額を五兆円にまで拡大することが目標として示され、このうち水産物は一・二兆円を目指すこととなっている。この目標実現のために、同じく二〇二〇年に「農林水産業・地域の活力創造本部（現在では「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組された）」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が策定された。ここで二九品目が輸出促進活動における重点品目として指定され、同時にその産地もリストアップされた。水産物ではブリ、マグイ、ホタテガイ、真珠および錦鯉の五品目、述べ二三産地が指定され、予算が投下されることとなった。これらはいずれも養殖生産物である。このように、養殖魚の輸出拡大には大きな期待が寄せられている。

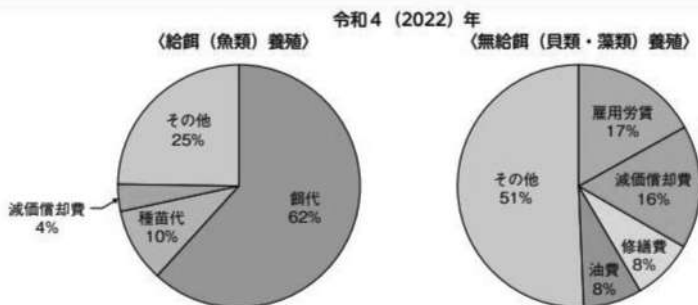
ている。二〇二二年において養殖業の生産量は九四万t、金額は約六、六八五億円（海面、内水面合わせて）となっており、これらは総合計の二四％、四二％をそれぞれ占めている。生産金額において、特にその地位を大きく高めていることが明らかである。

また魚類養殖の生産額は約四、三四〇億円であり、そのうちブリ、マダイ、クロマグロなどの海面魚類養殖は三、〇九二億円となっている（内水面養殖はウナギ、マス類、アユなどが対象であり、ほぼ全てが魚類養殖である）。漁船漁業の生産が不安定性を増しつつあるなか、養殖業そして魚類養殖業の重要性は非常に大きくなりつつある。

しかしその経営は順調ではない。図5は海面魚類養殖における漁労支出の内訳を示している。これを見るとおり魚類養殖コストの六三％が餌料費であり、圧倒的な比重となっている。そして同じく図6で示されているように、この餌料価格が近年高騰しているのである。主原料である輸入魚粉価格は、二〇一六年の一三三、六九三円/tから二〇二四年の二三六、五八〇円/tにまで跳ね上がった。輸入魚粉価格の推移をもう少し遡って見れば二〇〇五年には約七〇、〇〇〇円/t程度であり、この二〇年ほどで約三倍以上になっているのだ。穀物原料など増量剤を加えた製品としての配合餌料価格もこれと比

図5. 海面養殖業における漁労支出の構造（白書 p94より引用）

図表2-15 海面養殖業における漁労支出の構造

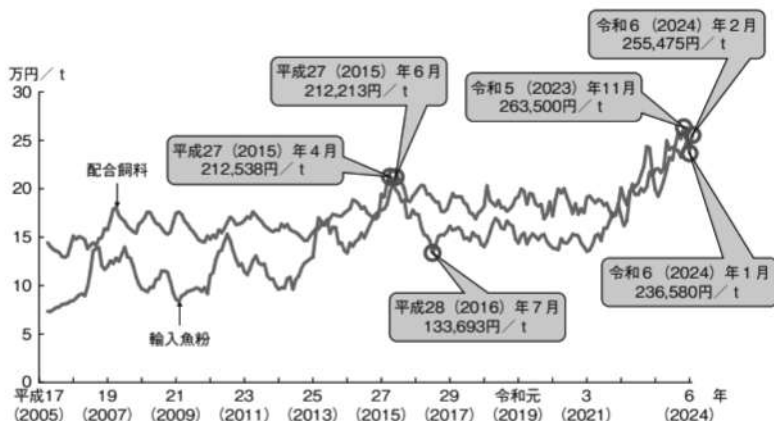


資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」（令和4（2022）年）及び「漁業センサス」（平成30（2018）年）に基づき水産庁で作成

注：「漁業経営統計調査報告」の個人経営体の養殖業（給餌養殖はぶり類養殖業及びまだい養殖業、無給餌養殖ははたてがい養殖業、かき類養殖業及びのり類養殖業）の結果を基に、「漁業センサス」の経営体数で加重平均した。

図6. 配合飼料及び輸入魚粉価格の推移（白書 p94より引用）

図表2-16 配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



資料：財務省「貿易統計」（魚粉）、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ（配合飼料、平成25（2013）年6月以前）及び水産庁調べ（配合飼料、平成25（2013）年7月以降）

例して変化しており、魚類養殖のコストは急激に上昇している。

こうした高騰の主な原因は①主原料であるペルーアンチョベータ漁獲量の減少、②養殖や畜産の生産拡大を背景とした世界全体における魚粉需要の急拡大、③急激な円安、の三つである。売価も相応に上昇してはいるものの、こうした餌料価格高騰は日本の魚類養殖業の経営に悪影響を与えている。

(4) さらになる成長を求める養殖政策

このように大幅なコスト上昇が続き経営体の採算性が大きく削がれる中、それでも政策的には先に述べたような「輸出拡大実行戦略」を実現することが求められている。さらなる生産拡大が求められているのだ。二〇二〇年には「養殖業成長産業化総合戦略」が制定され、先述した輸出促進五品目に加えてサケマス（サーモン）、新魚種（ハタ類など）を加えた七品目を戦略的養殖品目と定め、業界構造の改革による経営の合理化や大規模養殖システムなど新技術の導入と投資拡大による生産性の向上により、採算性を確保しつつ生産拡大が進むよう政策的支援を強めている。

加えて近年外資や商社など非水産系企業によるサーモンを対象とした閉鎖循環式陸上養殖（CIRAS）への

大規模な投資と建設が進んでいる。合計で四万トンを超えるような巨大な生産計画が動き出しており、無視できないものではない。水産庁もこれらを水産行政下に置くような動きを見せ、二〇二三年より届出制を開始した。しかし養殖業としての法規制がない陸上産業であり、今後の動向が注視される。

2. 魚類養殖業の発展と輸出を加速する「養殖業成長産業化総合戦略」

(1) 「養殖業成長産業化総合戦略」策定の経緯

上記で示した魚類養殖業の全体的動向を踏まえ、日本の養殖業振興政策の中核である「養殖業成長産業化総合戦略（以下、「総合戦略」と略す）」策定の経緯を見ていく。二〇一八年六月一日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」における「水産政策の改革」において、国は戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組むこととした。これを受け、二〇二〇年七月に魚類養殖を対象とした「総合戦略」が策定され、翌二〇二一年七月には、貝類・藻類養殖に対する記述を追加する改訂が行われた。

「総合戦略」では我が国養殖業の強みを生かせる養殖対象種七品目を「戦略的養殖品目」として指定している。

この「戦略的養殖品目」はそれぞれマーケットと目指すべき生産体制などが異なる。そこで「養殖業成長産業化推進協議会」の下部に品目ごとの専門家を集めた「品目別部会」が設けられた。品目別部会ではそれぞれが取り組むべき個別・具体的内容を協議し、品目別の行動計画を定めることとなっている。

(2) 「総合戦略」が目指す新しい市場対応と経営組織改革

「総合戦略」ではこれまでのプロダクト・アウト型から、需要や市場ニーズを踏まえた「マーケット・イン型養殖業」へ転換していくことも示された。さらに、このマーケット・イン型養殖業を実現していくため、生産、加工、流通、販売、物流等の各段階を垂直的に統合させ、バリューチェーン全体の付加価値を向上させていくことを目標としている。

そのために魚類養殖における実際の取組実例を参考とし、マーケット・イン型養殖業を実現する養殖養殖経営組織の基本的タイプとして、①生産者協業（小規模生産者による協業）、②産地事業者協業（養殖業者、餌料問屋、物流企業など様々な産地事業者によるネットワーク型協業）、③生産者型企業（淘汰の過程で大規模化し高機能化した在地型企業）、④一社統合企業（養殖業に關わるバリューチェーン全体を一社で統合化した完全垂直

統合型企业)、⑤流通型企业(流通業者が中核となり、生産から加工・流通・販売を垂直的に統合した垂直統合型企业)の五つを示している。「総合戦略」ではこれらの実現を目指した養殖経営組織の改革を進めていくことになる。

3. 「総合戦略」で定められた過大な輸出目標

(1) 生産・輸出目標の設定

「戦略的養殖品目」である七品目については、それぞれ以下のような二〇三〇年度における生産量目標(真珠は生産金額目標)が設定されている。

- ①ブリ類(二〇三〇年度生産目標二四万トン、基準年二〇一八年実績一四万トン、以下同様)、②マダイ(目標一一万トン、実績六万トン)、③クロマグロ(目標二万トン、実績二万トン)、④サケ・マス類(目標三〇四万トン、実績二万トン)、⑤新魚種(ハタ類等、目標一〇二万トン、実績〇万トン)、⑥ホタテガイ(目標二一万吨、実績一七万トン)、⑧真珠(二〇二七年度における生産金額二〇〇億円、二〇一四年度一三六億円)

加えて上記戦略的養殖品目のうち「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における重点品目となっている以下の四品目については、それぞれ二〇三〇年度の輸出目標が定められている。

- ①ブリ類(二〇三〇年度目標一、六〇〇億円、基準年二〇一八年実績一六〇億円、以下同様)、②マダイ(目標六〇〇億円、実績五〇億円)、③ホタテガイ(目標一、一五〇億円、実績四七七億円)、真珠(目標四七二億円、実績三五〇億円)

(2) 無理な目標を突きつけられた養殖現場の混乱

ブリ類で示された輸出目標金額一、六〇〇億円は、現時点での輸出価格が約一、六〇〇円/kgであることを勘案すれば一〇万tの輸出拡大に相当する。現在養殖ブリ類(ブリ、カンパチ、ヒラマサの合計)輸出のほとんどを占めるブリの養殖生産量は約一〇万トンであり、大まかに考えてその生産量を現状の二倍にし、その全てを輸出しないとこの目標は実現できない。

生産目標、輸出目標ともに、その多くが現状からかなり飛躍した野心的、言葉を変えれば無謀な数値となっており、これまで価格安定化や環境面での配慮により生産抑制を求められてきた現場からは戸惑う声が多く聞かれる。魚類養殖では現時点で漁場も餌料も不足しており、この数値目標の実現は不可能であると断言してよい。養殖業の現状を理解した上でまじめに考えた政策目標とはどうしても思えないのだ。

おそらくこれは「食料・農業・農村基本計画」で定め

られた二〇三〇年までに実現すべき水産物輸出の数値目標一、二兆円から逆算し、それを各重点品目に割り振った算術的数値であろう。決して生産現場の物理的増産可能性を積み上げて定められた根拠のある数値ではないのだ。こうした突拍子もない数値目標が一人歩きし、社会や市場で実現可能なものとして受け止められたら大きな混乱が生じるだろう。実際には業界内では誰も信用していない数字であり、その心配が無いことが救いである。

ただし政策としては今もこの数値をベースとして動いており、この目標実現のために、次章で述べるような生産局面、流通局面双方における相当の変革が求められている。

4. 「総合戦略」の具体的内容

ここでは「総合戦略」で定められた取組のうち主なものを順に見ていこう。

(1) 「養殖業成長産業化」を進める連携や枠組を構築する
海外市場の開拓や育種などの優先的に取り組むべき課題への民間資金の活用を推進する。また、地域養殖業の再生・発展を進めるため関係機関の連携強化を推進するとともに、「浜の活力再生プラン」等のプロジェクト型事業の活用を推進する。さらに商品力のあるアイテムの

生産を目指し、養殖業者の統合や生産・流通が一体となるサプライチェーンの統合を推進する。

(2) 養殖生産物の新たな需要の創出と市場獲得を推進する

マーケティングやプロモーション、グローバル産地の形成に取り組む。HACCP基準を満たす加工・流通施設の改修、HACCPに関する研修・指導、トレーサビリティの普及などに取り組む。インバウンド消費を足がかりにして「日本ブランド」構築に取り組む。相手国輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議や、輸出増加のための施設整備、輸出手続の迅速化等を進める。水産エコラベルの認証取得を促進する。

(3) 持続的な養殖生産を推進する

1) 生産性・収益性等の向上

生産性が高い人工種苗の開発、市場で高い評価を受ける優良系統の作出を進める。優良な新規養殖魚種の開発を進める。低魚粉飼料を用いたコスト低減技術、高効率飼料の開発及び魚粉代替原料の生産技術の開発を進める。

2) 魚病対策の迅速化への取組

水産用医薬品の研究・開発を進め、迅速な供給を進める。養殖業者と水産試験場や獣医師との連携推進を図

り、魚病に詳しい獣医師の養成を進め、迅速な診療体制を構築する。ワクチンの研究・開発を引き続き進め、ワクチンの開発や普及を加速化し、抗菌剤に頼らない生産体制を推進する。

3) 海面利用の有効利用促進と大規模養殖の推進

改正漁業法に基づき、漁場の適切かつ有効な利用を進め、円滑な規模拡大・新規参入を進める。浮沈式生簀等の導入や大規模沖合養殖システムの導入など新技術を用いた収益性向上を進める。陸上養殖技術の開発を進める。水産加工残滓を餌料として利用する取組を推進する。

4) 労働環境の整備と人材の確保

養殖作業の効率化を進め、従事者の休暇を確保し、働き方改革の取組を推進する。協業化に加え、自動給餌機や自動網掃除ロボット、出荷時の尾数カウントシステムなどのICT及びAIの活用により省人化・省力化を推進する。

5) マーケット・イン型養殖経営の推進

経営効率化を進め、需要に応じた適正な生産に取り組み。餌代を削減し、収益性の向上に取り組み。養殖経営と販売の安定化につながるビジネスモデルの普及に取り組み。養殖業の生産・経営実態を踏まえた「養殖業事業性評価ガイドライン」の活用等による資金調達の円滑化

を図る。

6) 災害や環境変動に強い養殖経営の推進

漁業共済の加入促進や、漁業収入安定対策の拡充に取り組む。餌料価格上昇をカバーする価格補填や餌料の安定供給に取り組む。災害に強い養殖施設の強靱化や赤潮発生時における養殖施設の垂直移動や退避漁場への移動など、減災・事前防災に取り組む。

(4) 研究開発を推進する

1) 研究機関の連携強化・役割分担

国立研究開発法人水産研究・教育機構が中心となって設置した「水産増養殖産業イノベーション創出プラットフォーム」のもと、産官学の連携による活動と異分野融合を通じて、必要な研究開発・市場開発を推進する。

2) スマート水産業の推進

海水温等、赤潮、魚病等の漁海況の状況予測等を表示するシステムの導入を進める。ICT及びAIを活用した自動給餌機の普及と養殖生産管理を推進する。漁場環境悪化や有害赤潮発生等の情報を養殖業者に迅速に提供するシステムを構築し、赤潮や貧酸素水塊等による被害の軽減を図る。

3) 新魚種・新養殖システムの推進

新魚種養殖生産システムの開発を進める。陸上養殖及

び遠隔自動給餌システムを備えた大規模沖合養殖など、生産性の向上だけでなく気候変動による災害リスクの高まりや労働安全・省力化にも対応した新たな養殖生産システムや、それに適応する新養殖魚種の研究開発を進める。

4) 育種等種苗改良の推進

高成長系統、低魚粉配合飼料で成長の良い系統、耐病性系統、高温耐性系統、貧栄養に耐性のある系統の他、市場ニーズに合った付加価値の高い優良形質を有する系統の作出を進める。

5) 配合飼料等の水産資材の維持・研究開発

養殖生産対象種の生物代謝と栄養摂取のメカニズムから高成長や良い味を実現するための成分・量を特定するメタボローム解析等の新たな解析技術を活用する。餌料生物の安定大量培養方法や栄養強化手法などの研究開発を進める。

5. 「新たな水産基本計画」に見られる大規模沖合養殖の推進

以上のように、数値目標の実現が非現実的だと分かっているながらも、政策的にはあくまで数値目標実現のために様々な取り組みと要素技術の開発が進められている。中でも注目されるのが「大規模沖合養殖」の開発である。

う。

二〇二二年に閣議決定された「新たな水産基本計画」でも、「まえがき」において「輸出額目標五兆円の達成に向けて中略く養殖業における大規模化が進展するとともに、水産物の輸出が拡大してきている。」と書かれており、「第一 水産に関する施策についての基本的な方針」では「養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進く中略く大規模沖合養殖の促進を図っていく。」とされている。

「第二 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」では「改正漁業法における海面利用制度が適切に運用されるようく中略く漁場が有効利用され、漁場の生産力が最大限に活用されるよう以下について取り組む。く中略く養殖業における新規参入や規模拡大を進めるためく中略く都道府県に対して必要な助言・指導を行う。」と書かれている。そしてさらに「沖合の漁場が活用できるように、静穏水域を創出するなど沖合域を含む養殖適地を確保する。また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式いけす等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進する。」とかなり具体的な施策が書き込まれている。くどいほどに「大規模」という言葉が出てくるのである。

「新しい水産基本計画」は「総合戦略」の内容をその

まま反映しているが、「沖合漁場における大規模養殖」の発展を進めたいという政府の強い意図を感じるものとなっている。そしてその基盤を漁業法改正が整えたときと良いだろう。

6. これからの魚類養殖業

(1) 規制緩和をテーマとした水産政策の改革

本報告ではまず令和五年度水産白書をもとに日本の養殖業の現状を概観し、次いで輸出拡大政策における魚類養殖業の位置づけと目標を示し、最後にそれを実現しようとする現在の養殖政策の展開過程と方向性を解説した。その中核は改正漁業法により初めて実現する「大規模沖合養殖」の推進であり、これまでの日本の伝統的養殖とは全く異なる新しい養殖ビジネスの育成であろう。二〇一六年から始まった「水産政策の改革」の大きな柱の一つが養殖に関する漁場利用制度の刷新すなわち新自由主義的な規制緩和であった。そしてそれがそのまま二〇一八年の漁業法改正に結びつき、そこで示された新しい漁場利用制度を踏まえた「総合戦略」と「新しい水産基本計画」が「大規模沖合養殖」ビジネスの具体的な育成を図る、という政策展開となっている。

(2) 大規模沖合養殖の推進がもたらすリスク

このような大規模沖合養殖を営むには様々な機械化装置が必須であり大きな投資が必要となる。十分な資本規模を有する企業しか経営し得ない。そして現実にはそれが可能な企業はそう多くは存在しない。他方、依然として魚類養殖業界には一、〇〇〇を越える小規模な家族経営体が存在しており、現在の養殖生産を支えている。確かに大規模沖合養殖では生産性向上が見込まれ、厳しい経営環境の中で競争力を発揮することが予想される。そしてこうした規模拡大策が今後も継続され現実の養殖業界がそれに対応して行くとすれば、経営体の整理と淘汰が加速し、寡占化が進むことが予想される。政策も当然それを期待しているだろう。

しかし淘汰されることを期待されている小規模経営体との間で大きな軋轢が生じる可能性もある。実際に養殖産地を訪ねた際にはこうした政策への強い反発を耳にすることが多い。現実不可能な輸出目標を掲げ、その実現をお題目に痛みを伴う生産構造改革を断行することには大した正当性がないのではないか。こうした批判があることも当然であろう。こうした現場の声やそこで生じる社会的リスクにも目を向け、各地域の実情に応じて生産構造改革をソフトランディングさせるきめ細かな対応が必要ではないだろうか。

漁村の「縮小」と水産業の労働力問題 —外国人労働力依存の新展開—

北海道大学大学院水産科学研究所 佐々木貴文

1. あい路にある日本の水産業

二〇一八年一月四日、「漁業法等の一部を改正する等の法律」（法律第九五条）が公布された。「水産政策の改革」における柱とすべく、七〇年ぶりに「漁業法」（一九四九年、法律第二六七号）が見直されたのであった。

「水産政策の改革」は、それ自体、様々な意図を包含したものとなっているが、一般的には水産業の長期低迷を後景に登場したと理解されている。

実際、戦前は版図拡大に呼応した外貨獲得産業として、そして戦後は需要増大に対応する食料供給産業として、衆望にこたえてきた日本の水産業であったが、日本経済が低成長時代をむかえ、名目GDPの伸びがほとん

ど見通せなくなる「低体温経済」化が進む中で、様々な課題に直面するようになった。

後に「失われた三〇年」と言われることになる、一九九〇年代からの長期にわたる経済不安（非正規雇用割合の上昇等）は、実質賃金や可処分所得を減少させ、水産物の消費にとって向かい風となった。プラザ合意後の円高進行局面では、デフレ要因とも指摘された安価な輸入水産物や畜肉が国内市場に流入し、国産水産物は価格競争にも巻き込まれた。

その一方で、「二〇〇〇カイリ時代」の到来や、排他的経済水域の設定を可能とする「国連海洋法条約」の影響等で漁場利用条件が悪化し、かつては四〇〇万トンもの生産実績を誇った遠洋漁業が「崩壊」したことも打撃となった。国際的な資源管理体制の強化も、日本漁業の後

る盾であった「公海自由の原則」を制限する方向に作用した。

相対的に生産性の高い漁船漁業の苦境は沖合漁場でもみられた。「日中漁業協定」や「日韓漁業協定」、「日台民間漁業取決め」といった協定の締結によって、「国連海洋法条約時代」にあっても、東シナ海や日本海の広大な優良漁場が入会水域とされ、日本漁船団は近隣の漁業勢力に権益を明け渡さざるを得なかった。漁業協定の問題は、不可逆的な問題となって固定化しやすいだけに、深刻に受け止める必要がある。

北方域でも、北転船（中型底びき網漁業）が二〇一五年の漁期をもって幕を閉じた。二〇〇〇年代以降、ロシア漁業が再建の道を歩み出し、ロシアが関係する水域での日本漁船の操業が困難となっている。

そればかりか、例えば「日ソ地先沖合漁業協定」に基づいた相互入漁（無償枠）では、ロシア漁船が日本水域での漁獲を拡大させており、二〇一七年にはついに「日本水域におけるロシア漁船の漁獲実績が、ロシア水域における日本漁船の漁獲実績を上回」っただけでなく、ロシア側は二〇一八年の「相互入漁条件等に関する協議において、日本水域における漁獲枠の更なる増枠を要求」するなど、生産拡大に積極的な姿勢をとるようになってくる^④。

日本漁業が包囲され、あい路から抜け出せないでいる中、その母体である漁村の活力は削がれ、そして、原魚の安定的な確保が課題となった水産加工業も、輸入原魚依存や労働力不足といった重層的な困難に直面するようになってきている。直近では、ALPS処理水の海洋放出に反発する中国によって、日本産水産物が全面禁輸となっており、輸出に活路を求めようとしてきた産地を中心に、漁業・水産加工業への影響が広がっている。

2. 進む漁村の「縮小」と就業構造の変化

日本水産業の衰微は、漁村の「縮小」からも可視化される。公的統計において「漁港背後集落」^⑤として把握される「漁村」の実態は、水産庁が各都道府県を通じて調査しており、二〇二三年三月末時点で、集落総人口は一八九万人、その高齢化率は四〇・五％に達している^⑥。世界的にも高いとされる日本の高齢化率が二九・一％なので、漁村は一〇ポイント以上も上回っている。

二〇〇三年の集落総人口は二五九万人で、その高齢化率は二七・六％であったことから、確実な人口減少と高齢化率上昇が確認でき、この変化は漁村で暮らす漁業就業者の高齢化が進んだことをも意味する。

二〇〇三年の全漁業就業者数二二万八、三七一一人（漁業センサス）は、二〇一八年には一五万一、七〇一人に

まで減少した。そしてこの間、漁業就業者の高齢化率は、三三・三％から三八・三％に上昇した。そして二〇二二年の「漁業構造動態調査結果」（確報）によれば、直近の漁業就業者数は一二万三、一〇〇人にまで減少したとされる。

経営体の減少も深刻となっている。一九九三年から二〇二二年までの間に約一二万経営体が退出し、全国の海面漁業の漁業経営体数（二〇二二年一月一日現在）は六万一、三六〇経営体となった。このうち九三・六％を占める個人経営体では、「後継者」⁽⁴⁾がいる割合は二割以下となっている⁽⁵⁾。

冒頭の「水産政策の改革」は、かかる状況下において打ち出され、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指す」とされた。

「水産政策の改革」が、年齢バランスに言及する必要があったことは、二〇二二年の「漁業構造動態調査結果」からも理解できる。「経営体階層別、漁業層別統計」を用いて、年齢階層別漁業就業者数をグラフ化すると、全体の五一・二％を占めて最大階層となっている「海面養殖層を除く沿岸漁業層」を中心に、高齢化が著しく進行している様子がうかがえ、近い将来の、漁村のさらなる

図1 2022年の経営体階層別・年齢階層別漁業就業者数

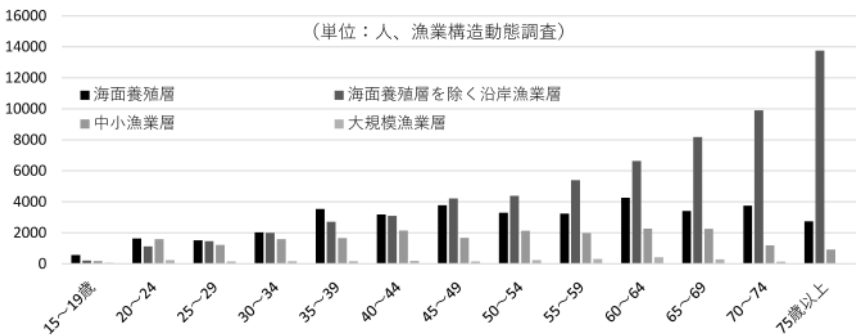
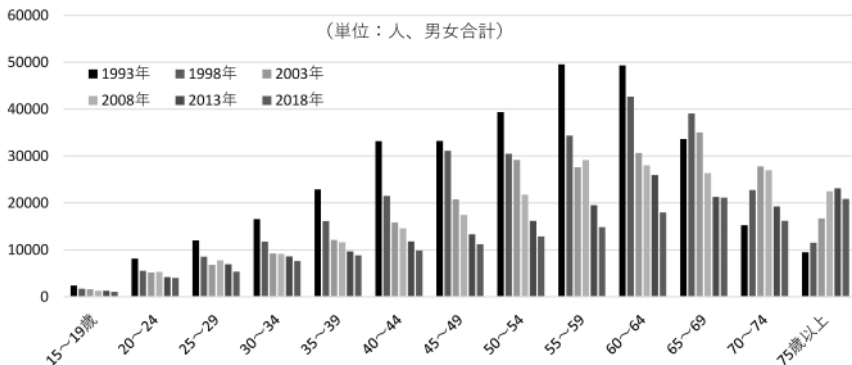


図2 漁業センサスにみる年齢階層別漁業就業者数の推移



「縮小」が懸念されるようになってきている〔図1参照〕。各年の漁業センサスからも、漁業就業者数は全体として減少するとともに、生産活動の中軸として期待される中年層を中心に大きくボリュームを減らしてきたことがわかる〔図2参照〕。新規加入も限定的となる中、就業者数の減少と高齢化を前提とした産業維持のあり方を検討する必要があると言えよう⁶⁾。

もちろん水産加工業も同様で、国勢調査で「水産食品製造業」に従事する者の人数と高齢化率を確認すると、二〇〇〇年では二二万一、五三七人で八・三％だったものが、二〇一〇年では一八万四、六三〇人で一〇・五％、そして二〇二〇年では一四万七、四二〇人で一八・一％となっており、従事者数の減少と著しい高齢化の進展が確認できる。

3. 不可欠な「常備薬」となった外国人労働力

生産年齢人口が減少を続ける日本では、漁業・水産加工業に限らず多くの産業で人材の確保競争が繰り広げられるようになってきている。直近では、通貨安にともなう輸出産業やインバウンド関連の好調、さらには時間外労働の上限規制などを盛り込んだ「働き方改革」の影響なども指摘されている。

二〇二三年の合計特殊出生率が一・二〇と、統計を取

----- 漁村の「縮小」と水産業の労働力問題—外国人労働力依存の新展開—

り始めて以降で最低を記録するような状況下では、一八歳人口は今後も長きにわたって減少を続けると考えられている。出生数も七七万七五九人で、こちらも「明治三二年の人口動態調査開始以来最少」であるという⁸⁾。

二〇〇五年には約一三七万人を数えた一八歳人口は、二〇三五年には一〇〇万人を割り込んで約九六万人となり、二〇四〇年には約八二万人にまで減少するという予測もある⁹⁾。現在の日本で、安定的に労働力を確保していくことは簡単ではない。

しかも水産業界は、驚くような賃上げを実現して耳目をひく大手企業のように、人材獲得競争に勇んで乗り出すことも難しい。実質賃金の低迷が続く中で水産物消費が勢いづくとは考えにくく、また生産者も通貨安で燃油や餌料価格等の上昇に苛まれている。

漁船漁業は海上産業というハンデも背負っている。労働環境は他産業と比較して良好とは言えず、その労働災害発生率（休業四日以上）は一〇ポイントを超えて推移し、なかなか低下しない〔表1参照〕。賃金水準（持代（歩）数一・〇の乗組員の一人一ヵ月平均報酬額）は、漁業種類によっては四〇〇〜七〇万円ほどに達するものの、生活が安定しにくいとされる「歩合給」を採用する漁船が九割を超える〔表2参照〕¹⁰⁾。いずれも、自然を相手にする漁船漁業の宿命であり、他産業に伍する環境

表1 労働災害発生率（休業4日以上）の比較（単位：千人率、倍）

	一般船舶船員：A	漁船舶員：B	陸上全産業労働者：C	B/A	B/C
2018年度	5.6	12.7	2.3	2.27	5.52
2019年度	5.5	11.6	2.2	2.11	5.27
2020年度	6.4	11.5	2.3	1.80	5.00
2021年度	6.2	12.9	2.7	2.08	4.78
2022年度	6.4	10.8	2.3	1.69	4.70

注) 各年度の国土交通省「船員災害疾病発生状況報告集計書」より作成。

表2 主な漁業種類における持代（歩）数1.0の乗組員の1人1ヵ月平均報酬額（2023年）

	基本給（円）	歩合給（円）	計（円）
底びき網漁業（沖合底びき網）	181,696	378,634	560,330
まき網漁業（大中型まき網）	241,387	433,865	675,252
敷網漁業（さんま棒受網）	156,292	525,894	682,186
釣漁業（かつお一本釣）	182,805	551,178	733,983
釣漁業（いか釣）	129,179	277,753	406,932
はえ縄漁業（まぐろはえ縄）	148,772	297,537	446,309

注) 国土交通省「船員労働統計（令和5年分）」（第二号調査（漁船調査））より作成。

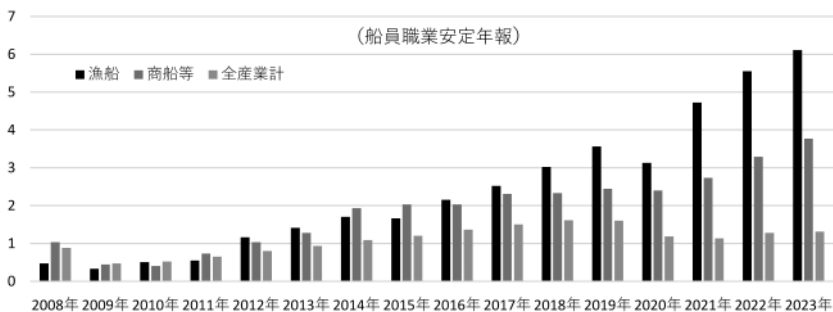
を整備することの難しさがうかがえる。
 はたして二〇二三年には、不安定性を内包する中で漁船漁業の有効求人倍率は六倍を突破し、「未踏の領域」に足を踏み入れた〔図3参照〕。

水産加工業も、売上高が一億円を下回る小規模な経営体が半数以上（二〇二一年では五、〇〇〇万円未満が四二・三％、五、〇〇〇万円～一億円が一・三％を占めていた）で、家族経営を含む小規模事業者によって産業が維持されている⁴⁰。収支状況も、黒字の事業所は三一・三％（全体は六、八五六事業所）にとどまっており、人材獲得競争に乗り出す十分な余裕はない。

慢性化する人材不足に直面している水産業界では、外国人労働力への期待が高まっており、政府もそれを理解している。二〇二二年三月に閣議決定された「水産基本計画」では、「外国人材の受入れ・確保」の項目が新設され、「外国人材を安定的かつ長期的に確保するため」として、「外国人材が日本人と同様に、漁村において幅広く水産関連業務に従事し技能を高めることや、漁業活動に必要な資格を取得し漁業現場で活かすなど、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境のあり方について」検討すると明記された。

外国人労働力の確保に関する政策は、時限的なものとしてではなく、すでに不可欠な長期政策に位置づけられ

図3 漁船ならびに商船の有効求人倍率の推移



たことがわかる。そしてこのことは、外国人材が急性期の「特効薬」から、慢性期の「常備薬」へと変容したことをも意味している。

4. 外国人労働力依存の「新展開」

日本人労働力の確保が難しくなる中で、水産業界の外国人労働力依存は再び拡大している。

二〇二三年三月時点では、漁船漁業と定置網漁業で働く技能実習生が一、二六三人、マガキ・ホタテガイ養殖で働く技能実習生が一、八九二人の計三、一五五人となり、コロナ禍の影響で二〇二〇年のピークから約千人減少した状態にあるものの、二〇二一年、二〇二二年と続いた減少トレンドから反転した^㉞。

さらに、漁業分野（業務区分は漁業と養殖に分けられる）における特定技能制度の利用は、技能実習制度を上回るペースで拡大しており、二〇一九年一月に二人であった特定技能一号在留外国人数は、二〇二三年一月には二、六六九人にまで急増した〔表3参照〕。特定技能制度では、「漁業」区分での導入が拡大しており、技能実習生の導入数が多い養殖業とは対照的となっている。

漁船漁業については、遠洋漁船で働くマルシップ船員も四、〇六八人（二〇二二年一月末時点^㉞）いること

表3 漁業分野における業務区分別特定技能1号在留外国人数（単位：人）

	漁業分野 計	業務区分別内訳				漁業分野を含む特定技能外国人総数	総数に対する漁業分野の割合(%)
		漁業	割合(%)	養殖	割合(%)		
2019年12月	21	6	28.6	15	71.4	1,621	1.30
2020年12月	220	117	53.2	103	46.8	15,663	1.40
2021年12月	549	320	58.3	229	41.7	49,666	1.11
2022年12月	1,638	1,091	66.6	547	33.4	130,915	1.25
2023年12月	2,669	1,731	64.9	938	35.1	208,425	1.28

注) 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」より作成。

表4 噴火湾のホタテガイ主要産地での特定技能1号在留外国人数（単位：人）

	漁業分野					飲食料品製造業分野			
	森町	八雲町	長万部町	豊浦町		森町	八雲町	長万部町	豊浦町
2019年12月	1	0	1	0	0	3	0	3	0
2020年12月	28	0	16	4	8	7	2	5	0
2021年12月	55	1	25	18	11	36	20	14	1
2022年12月	117	15	46	44	12	146	72	53	21
2023年12月	173	24	73	61	15	232	125	73	33

注) 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」より作成。

から、生産現場が一人人ほどの外国人材によって支えられていることがわかる。

水産加工業でも同様の傾向が確認できる。最新動向は二〇二三年漁業センサスの結果公表を待つ必要があるものの、二〇〇八年で一万一、六二九人（外国人比率五・五％）の外国人に依存していたものが、二〇一八年には一万七、三三九人（外国人比率一〇・一％）にまで拡大していた。この拡大ペースが維持されていけば、二〇二三年漁業センサスでは二万人を超えることになる。

国勢調査では、「水産食料品製造業」従事者数の高齢化率が二〇一〇年の一〇・五％から、二〇二〇年には一八・一％にまで上昇した。日本人がリタイアする中で、生産現場が外国人労働力を頼る図式は変わりそうになり、い。

日本政府も、生産年齢人口の減少や「働き方改革」に起因した産業界の人手不足を認識しており、新たな外国人労働力の確保策にも取り組んでいる。技能実習制度を育成就労制度に改めることや、特定技能の在留資格にかかわる分野別運用方針を変更して、特定技能二号について、対象分野・業務区分の踏み込んだ拡充が行われた。

制度拡充により、特定技能一号の一二の特定産業分野のうち、専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから対象外とされた介護分野を除く全ての特定産業

分野において、特定技能二号の受入れが可能となった。水産業と直接の関係がある漁業分野（業務区分は漁業と養殖）や、関係の深い飲食料品製造業分野も特定技能二号の対象分野となり、さらなる外国人導入の道が開かれることとなった。

5. 新展開に起因する長期的課題

外国人依存が進む中で、全国の漁業生産の一／四を占める北海道は、変化の最前線にある。例えば、政府が輸出戦略の核に位置付けるホタテガイ生産では、海上作業から加工作業に至るありとあらゆる面で外国人の導入が進んでいる。

ホタテガイ養殖で重要拠点となっている噴火湾沿いの地域では、技能実習生に加えて特定技能一号人材の導入拡大が続いている。

市町村別で推移を把握できる公的統計がある特定技能人材について、制度の創出から今日までの導入実態をみると、養殖業を含む漁業分野では八雲町や長万部町で、水産加工業を含む飲食料品製造業では森町や八雲町で導入が進んでいることがわかる〔表4参照〕。

実際、こうした地域にある水産加工場の敷地内や隣接地には、受け入れ態勢の整備・向上のため、外国人労働者向けの真新しい宿舎が次々と建てられてきた。

北海道では、こうした外国人材にも支えられて、全国のホテルガイ生産量四八・二万トン（二〇二三年、地まき式を含む）のうち、八三％にあたる四三・二万トンを生産できていることになる⁹⁴。他方、こうした生産を維持するための外国人依存は、これらの地域で日本人労働力を確保できていないことの裏返しでもある。

総務省が公表した住民基本台帳に基づく二〇二四年一月一日時点の人口動態調査によれば、直近の北海道人口は前年比で四万五、九三〇人減少した五〇九万三、九八三人となり、全国最大の減少幅となった。

噴火湾地域でのホテルガイ養殖業は、かかる労働力不足が深刻化する中、域内で「玉冷」⁹⁵や「冷凍ボイル」などの高次加工品にするための開殻・脱殻やウロ・ヒモ取り、異物除去作業といった人手に頼る作業が難しくなり、原具のまま凍結する冷凍両貝（水揚げされたホテルガイを洗浄し凍結処理した状態）を中国に輸出して、玉冷などに加工する保税加工貿易を活発化させてきた。

北海道ではホテルガイのみならず、中国の加工場で秋サケをフレックに加工するといった、多種多様な来料・進料加工も行われてきた。いずれも、道内での産地加工が人口動態から難しくなってきたことを背景としてきた。

ただ、政治体制が異なる中国をカウンターパートとす

る水平分業体制は、いつの時代もリスクを内在させる。二〇二三年八月には、中国の税関総署がALPS処理水を「核の汚染水」だとして、「日本水産物の輸入全面停止に関する公告」に基づいて、日本からの水産物輸入を禁ずると発表した⁹⁶。さらに中国は、二〇二四年に入ってから、日本の加工業者に認めていた貿易に必要な水産加工・保管施設の登録を全面的に効力停止にする措置を発動したという。

全面禁輸の結果、中国輸出を前提としていた北海道産ホテルガイが国内に滞留することとなり、産地価格の暴落が続いている⁹⁷。加工業者も在庫評価減に直面した。日本政府は、調整保管事業や新規需要開拓事業、国内外での加工拠点の新設・開拓といった対応策を展開するものの、日本国内の就業構造・産業構造に起因して中国への依存を深めることのリスクを再認識させられる格好となった。

中国とは、有名な「長崎国旗事件」を持ち出すまでもなく、政治問題が経済問題に波及する間柄である。今回の事態は、日本国内で加工拠点を維持することが漁業にとっても重要であることを知らしめるとともに、加工拠点を維持するためにはさらなる外国人依存を進めなければならぬ現実を伝えている。

しかし、外国人依存もコロナ禍での入国制限の影響を

受けてリスクが表面化したし、漁船漁業分野においては、警察権の及びにくい日本の主権と深く関係する空間（領海や排他的経済水域等）で生産活動を展開するため、安全保障問題も惹起する可能性がある。国境産業である漁船漁業は、今後、特定技能制度を経た外国人が「永住権」者となった場合は、「外国人漁業規制法」の対象外となる問題もひかえている⁶⁸⁾。

こうした新たな未来に対しては、水産業固有の産業特性を踏まえ、外国人を含めた労働力の確保策を、適宜メインタナンスしながら最適解を追究するといった柔軟性が求められよう。

食料を巡っては、「食料供給困難事態対策法」が成立したように、世界的なリスクに対応することも求められている。現在は、漁村の「縮小」と水産業の労働力問題について、生産維持の観点から検討する良い機会ではないだろうか。

【主要参考文献】

- 佐々木貴文「労働力問題からみたスマート水産業の意義と課題」、湊文社『アクアネット』(二〇二四年六月号)、二二一～二八頁、二〇二四年。
- 佐々木貴文「私たちの食を支える日本漁業の現在地」、(公財)日本栄養士会『日本栄養士会雑誌』(六七一～六)、四～八頁、二〇

二四年。

注

- (1) 水産庁『水産白書』(令和元年度版)、二〇一九年、一三九ページ。
- (2) 漁港背後集落とは、「漁港漁場整備法」に指定された漁港の背後に位置する人口五、〇〇〇人以下の集落で、かつ当該漁港を日常的に利用する漁家が二戸以上ある集落をさす。また、ここでいう漁家とは、生活の資を得るために水産動植物の採捕又は養殖の事業を行い、調査期間前一年間の海上作業従事日数が三〇日以上の個人経営世帯又は雇われて従事した者がいる世帯をいう。
- (3) 水産庁「令和五年度水産の動向」、七一八ページ。
- (4) 後継者とは、満一五歳以上で過去一年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
- (5) 前掲、「令和五年度水産の動向」、五ページ。
- (6) 文部科学省「学校基本調査」によれば、新規高卒者で「漁業従事者」となる者は、長期にわたって五〇〇人に満たない状況が継続している。なお、二〇二三年度は四一二人で、この内、いわゆる「水産高校」卒業者は一八七人であった。
- (7) 二〇一八年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(法案第七一号)が成立し、時間外労働の上限規制の他、年次有給休暇の取得義務化や雇用形態に関わらない公

- 正な待遇の確保などが求められるようになった。
- (8) 厚生労働省「令和五年 人口動態統計月報年計(概数)の概況」より。
- (9) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和五年推計)(出生中位・死亡中位)」より。
- (10) 二〇二二-二〇二三年分の国土交通省「船員労働統計調査」(第二号調査(漁船調査))によれば、専業船・兼業船で歩合給(固定給との併用制を含む)を採用する漁船の割合は、九〇・二%となっている。
- (11) 農林水産省「令和四年度水産加工業経営実態調査結果」より。
- (12) これまでのピークとなった二〇二〇年は、漁船漁業と定置網で働く技能実習生が一九一六人、マガキ・ホタテガイ養殖で働く技能実習生が二、二六六人の計四、一八二人であった。水産庁「漁業における技能実習生の状況」(二〇二三年一月)より。
- (13) 水産庁「水産白書」(二〇二三年版)、二〇二三年、八四ページ。ただし、マルシップ船員は主に遠洋漁業を対象とした制度であるので、遠洋漁船が減少傾向の中で徐々に人数を減らしてきた。
- (14) 農林水産省「令和五年漁業・養殖業生産統計」より。なお数量は、「海面漁業魚種別漁獲量」と「海面養殖業魚種別収穫量」の合算。
- (15) むき身にして凍結した貝柱。刺身向けなどとして流通している。
- (16) 中華人民共和国税関総署「日本水産物の輸入全面停止に関する公告」(税関総署公告二〇二三年第一〇三号)より。
- (17) 水産庁によれば、二〇二二年における日本の水産物輸出先トップが中国であり、輸出額は全体の二二・五%を占める八七一億円であった。品目は「ホタテガイ」が四六七億円、「なまこ調製品」が七九億円などとなっていた。「ホタテガイ」については、冷凍両貝や「玉冷」などの他、冷凍ボイルや干貝柱等の「ホタテガイ調製品」も輸出されていたため、影響は広範囲に及んでいる。
- (18) 漁船漁業に外国人が深く関与することの意味やリスクについては、佐々木貴文「日本の安全保障と漁業—外国人労働力の導入拡大政策とその「近未来」、時事通信社『金融財政ビジネス』(一一一六号)、二〇二三年を参照。

長崎県における

アジア・アフリカ支援米活動

全農林ながさき分会 椎山和久

一 全農林から連合長崎へ

長崎県におけるアジア・アフリカ支援米（二〇〇〇年までは「救援米」と呼称）活動は、県南東部に位置する島原半島から始まったと聞く。諸先輩方にお聞きしたところ、始まったのは一九九五年あたりではなかったかとのことであった。

いずれにしても、呼び掛け人の声に、「そういうことから全農林がその先頭に立とう。」と、当時の全農林島原分会が旗振り役を務め、その活動が県下の全農林各分会に広がって、大きな取組の基礎を築いたとされている。

やがて、この取組を継続させるためには、もっと大きな基盤をつくる必要があることから、連合長崎に相談したところ、ボランティア運動の一環として取り組む

と快諾をいただき、一九九六年には連合長崎の呼びかけにより組合員からお米一合ずつを持ち寄ってもらい、アフリカに送ろうという「コメひとにぎり運動」に取り組み、翌一九九七年からは、休耕田を利用して自分たちで実際に苗を植え、米を収穫する、現在のアジア・アフリカ支援米活動として、長崎県下の連合各地域協議会が積極的に取組を進め、コロナ禍にあっても途切れることなく、現在に至っている

二 活動のための資金作り

支援米活動を続けて行くにあたり、必要となるのは予算である。

圃場の借り上げ料、集めたコメの輸送費、或いは圃場管理者への管理費等々、活動を支えていくためにはそれ



なりの費用がかかる。

特に、長崎県は離島を抱えており、離島からの輸送費も賄わなければならない。

この間の取り組みで評価したいのは、離島だから、費用がかかるから取り組みはできない、としなかったことである。

連合長崎という組織がそれを支えると共に、活動を支えているのが「アジア・アフリカ支援米カンパ」の取組である。連合傘下の各産別の組合員に呼びかけ、毎年多くのカンパ金が集まり、この活動の支えをなしている。

三 くっくま孤児院（カンボジア）への支援

長崎県のアジア・アフリカ支援米活動としては是非皆様にご紹介したい取組のひとつが「くっくま孤児院」への支援である。

これまで、アジア地域の支援米はWFP（国連世界食糧計画）が支援しているPSEという施設への支援を行っている。

二〇一六年八月、長崎県労働者福祉協議会の主催で、第一六次海外視察としてカンボジアを訪ねた際、PSE及び「くっくま孤児院」を訪ねたところ、PSEは規模も大きく、世界各地から多くのボランティア職員が従事し、学校や職業訓練施設も充実しているのに比べ、かたやくっくま孤児院は、日本人女性である楠 美和さんが、飢餓に苦しむ孤児たちを見て、「私たちはこの子たちの母親になりたい。」との思いで施設を立ち上げ、四名のスタッフで運営しており、視察に赴いた二四名全員（視察団には当時の全農林ながさき分会副委員長三浦和則氏を含む）が、「支援米の一部を是非この施設に送るべきではないか」との思いを共有して帰ってきたことに始まる。

連合長崎は、独自の取組として、それ以降アフリカのマリ共和国のほかに、カンボジア向けとしてくっくま孤

児院への支援を開始した。

四 子ども食堂への支援

二〇一六年三月、長崎県社会福祉協議会から紹介があり、長崎の地にも「フードバンク」が設立されていることがわかった。(団体名：フードバンクシステムズ。二〇一五年四月設立)

連合長崎の専門委員会の中で、「海外だけでなく私たちのすぐそばにも支援を求めている子供たちがいる。県下のことも食堂にも支援の輪を広げられないか。」との声が上ががり、二〇一八年度発送分(二〇一八年度収穫分)



からフードバンクシステムズと連携して、こども食堂へも支援を開始することとした。

その後は紆余曲折を経ながら、現在は連携先が子ども食堂ネットワークへと移っていったが、今もこども食堂への支援は継続している。

五 つなぐBANKへの支援

前段にもお話ししたが、離島からの輸送にはそれなりの費用がかかる。離島のひとつである「対馬」も例外ではない。

対馬地区では近年三〇〇kgの収穫をしている。対馬地区にはひとり親世帯福祉会ながさき(通称つなぐBANK)の取組を行っている団体の出先機関があり、両親に恵まれず、生活に困窮している家庭を支援していることから、二〇二二年度発送分(二〇二二年収穫分)から現地収穫分のうち毎年一〇〇kgをつなぐBANK対馬へ寄贈することとして現在に至っている。

この対馬の取組を受け、連合長崎として本土のつなぐBANKとも連絡をとりあい、ひとり親世帯で生活に困窮する人たちの存在とその実態をお聞きし、対馬以外でもこの取組に支援をしようということになり、二〇二二年から本土のつなぐBANKへも支援を行っている。

アジア・アフリカ支援米活動状況

年度	地区	長崎	諫早	島原	佐世保	北松	五島	大村 東彼	対馬	計	玄米 購入量	総数	支援米発送量 (kg)				
													マリ共和国	くっくま 孤児院	子ども食堂	つなぐ BANK	
2019	田植え参加者数	41	49	24	45	14	21	24	31	249	1,110	3,060	せい	1,020	件数	0	
	稲刈り参加者数	台風	台風	19	62	台風	台風	12	29	122					8		
	圃場面積	800	1,000	489	800	250	1,000	1,000	753	6,092					発送数量		1,020
	収穫量	120	300	180	300	150	180	300	420	1,950					900		
2020	田植え参加者数	12	7	18	3	所有者に依頼	所有者に依頼	所有者に依頼	所有者に依頼	40	1,110	3,000	1,020	990	件数	90	
	稲刈り参加者数	4	5	23	9	所有者に依頼	所有者に依頼	所有者に依頼	所有者に依頼	56					13		
	圃場面積	800	1,000	489	800	250	1,000	1,000	753	6,092					発送数量		900
	収穫量	180	300	180	300	150	180	300	300	1,890					900		
2021	田植え参加者数	7	8	25	10	8	所有者に依頼	所有者に依頼	所有者に依頼	58	1,380	3,320	900	1,020	件数	500	
	稲刈り参加者数	8	12	18	11	13	所有者に依頼	所有者に依頼	所有者に依頼	62					19		
	圃場面積	800	1,000	489	800	250	1,000	1,000	753	6,092					発送数量		900
	収穫量	150	300	230	300	150	210	300	300	1,940					900		
2022	田植え参加者数	28	16	17	10	13	10	所有者に依頼	42	136	1,170	3,009	900	900	件数	579	
	稲刈り参加者数	33	14	22	9	17	10	所有者に依頼	33	138					21		
	圃場面積	800	1,000	489	800	250	1,000	1,000	753	6,092					発送数量		630
	収穫量	150	300	129	300	150	210	300	300	1,839					630		
2023	田植え参加者数	24	11	23	57	14	12	所有者に依頼	43	184	1,020	3,000	900	900	件数	570	
	稲刈り参加者数	50	14	19	37	14	8	所有者に依頼	42	184					22		
	圃場面積	800	1,000	489	800	250	1,000	1,000	753	6,092					発送数量		630
	収穫量	150	300	210	300	150	270	300	300	1,980					630		
2024	圃場面積	0	1,000	489	800	250	1,000	1,000	753	5,292							

六 今後の展望と課題

述べてきたように、長崎県においては、マリ共和国はもちろんのこと、くっくま孤児院、こども食堂、つなぐBANKとその支援先は年を追う毎に増えてきている。しかし、その一方で、支援田により収穫できる量には限りがあるのも現実である。

収穫米のほかに、カンパ金により精米の購入も行い、併せて年間約三トンを目標として準備し、それぞれの配布先への割り当てを連合長崎で協議して送付している。

支援田を増やし、或いはもっと広い圃場を借り受ければ解決できるという考えもあるが、圃場の面積に見合う人数を集めることができるかという点、それもなかなか容易ではないのが現実である。

逆に、長崎地区においては、これまで協力していただいていた圃場管理者が、高齢化したこと等により今年も継続困難となってしまった。

地区の中で新しい圃場を探そうとしても、あまり遠方の圃場では人を集めることは困難である。また、できれば圃場の近くに一定規模の駐車場も確保しなければならぬ。また、私たちは田植えや稲刈りを行うが、圃場管理者には苗の準備から田植え前の代かきに至るまでの準備、田植え後の除草作業や薬剤散布、掛け干しのための



資材の準備等々、様々な協力をお願いすることとなり、支援米活動を理解して協力いただく方を見つけるのも難しくなっているのが現実である。

年々生産者が高齢化していく中で、今後ほかの地区でも同様の問題が起きてもおかしくないのである。

掛け干しをしなければ圃場管理者の負担もいくら和らぐ部分もあるが、三〇年続けてきたこの活動では、いつしか子供たちへの食育の意味も持つようになり、実際に水を張った田んぼに入り、子供たちの手で苗を植え、秋には鎌を持って稲を刈り、束にして干す。やがてそれがお米になるといったことについて、体験を通じて学習してもらおうといった意味合いもあり、できれば稲刈りは

自分たちでやりたいという思いもある。

一方で、来年、長崎地区で再会できるかについては未定であるものの、新たに今年から杵岐地区において支援米活動を再開したとのことであり、今後も引き続き取り組んでいただけるものと大いに期待しているところである。

七 終わりに

ここまで、長崎県におけるアジア・アフリカ支援米活動を紹介してきたが、これからも息の長い活動として継続していきたいものである。

活動を続けていく中で、マリ共和国には本当に届いているのか？カンボジアには？といった不安の声を耳にすることがあったので、改めて報告しておきたい。マリ共和国への支援米については、マザーランドアカデミーという団体が仲介してくれており、受領した旨の通知やお礼状が全日本農民組合連合会事務局へ送られてきているし、くくま孤児院からも連合長崎へお礼状が届いており、確実に現地の子供たちの手に届いていることを紹介して結びとしたい。

編集後記

予想を裏切らなかつた日本各地での猛暑は、人々の暮らしはもとより農畜産物の生育にも影響を与えています。加えて、猛暑に伴う気圧の影響か、不安定な気候によるゲリラ豪雨の被害も報告されています。熱帯化する日本にとって通常の気候になっていくのか？と心配してしまいます。これからは台風シーズンを迎え、同時に秋雨前線との融合による風雨被害も想定されますので、皆さんには十分な対策をお願いします。

私の住む北海道では、これまで真夏日は精々一週間ほどでしたが、昨年などは一月超の地域もあり、猛暑日や熱帯夜も当たり前になりました。スーパーに並ぶ地場の農産物や水産物も様変わり、見慣れない種類の野菜や魚が多く陳列され、特に、近海で獲れる魚種の変化には驚かされます。代表格だったサンマやイカ、鮭や鱒の漁獲量が大幅に減少し、ブリやフグなど温暖な地域の魚種が主流となっています。特に、ブリなどは主産地化するほどですが、筆者を含め、こどもの頃からあまり馴染みのない魚だけに、様々な「食べ方」を模索している道民も多いのではないのでしょうか。

さて、今回は白書をテーマに研究会と特集の二本立てです。基本法の見直しや国際環境の変化の中で、日本の

農林水産業のあり方、そして、今後の施策の方向が課題となっています。いずれにせよ、国民の「食」、さらには生命を預かる産業だけに、国民に対して安心・安全・安定を与えられるよう、農林水産省の命運をかけた施策の推進が求められます。その意味でも本誌内容は興味深く、読み応えがありますので是非熟読をお願いします。

なお、今号を持って編集担当を交代します。コロナ禍真只中の二〇二一年七月号（八三五号）から三年間担当させていただきました。読者の皆さんには編集の際の不手際も多く何かと迷惑をおかけしましたが、我慢してお付き合い頂き感謝申し上げます。初担当の「編集後記」では、本誌との四〇年来の関わりを記載しましたが、編集を担当することで改めて本誌が組合員はもとより、多くの関係者や関係団体から注目されていることを実感しました。

今号が八七〇号ですから、本当に僅かな期間といえますが、貴重な経験をさせていただきました。編集委員の各先生、全農林組合員の皆さん、そして、寄稿頂いた方々や印刷業者の皆さんに感謝申し上げます。同時に、本号の表紙・裏表紙を飾ってくれた帯広分会の皆さん、ありがとうございました。

本誌が引き続き皆さんに親しまれ、九〇〇号、一〇〇〇号と続くことを切に願っています。

（柴山）